

一部絹製、—

尺ニテ賣ル如キ反トセルモノ、—

人造絹絲ト綿又ハ其他ノ植物性織物材料製

七〇〇

人造絹絲ト羊毛又ハ其他ノ動物ノ毛製(綿又ハ其他ノ植物性織物材料ト混合セルモノヲ含ム)

九〇〇

天然絹絲ト綿又ハ其他ノ植物性織物材料製(人造絹絲ト混合セルモノヲ含ム)

九〇〇

天然絹絲ト羊毛又ハ其他ノ動物ノ毛製(人造絹絲、綿又ハ其他ノ植物性織物材料ト混合セルモノヲ含ム)

一〇〇〇

形ニ造リタルモノ(例エハ窓掛、ブラク、カウアー、其他)、トリミング又ハ縁飾アルモノヲ含ム

一九〇〇

税番四〇二及四〇三註、—ファイギュアー及捺染品ノ税ハ次ノ如ク引上、—
ファイギュアーセル反織物ニ對シ、—

全部絹製、—

全部人造絹絲製—附加税

其他—附加税

一部絹製—附加税

二〇〇
四〇〇
三〇〇

各種ノ織物ニ對シ、—

一色又ハ二色ニ捺染セルモノ—附加税

二〇〇

二色以上ニ捺染セルモノ—附加税

四〇〇

ウオータード又ハゴツフアード—附加税

五〇

天鰯絨及フラシ天並天鰯、フラシ天類似ノ織物(パイルヲ切りタルト否トテ別タス)、リボンヲ除ク、—

全部絹製、—

全部眞ノ絹製、—

ファイギュアードセス

六〇〇

ファイギュアード

八〇〇

其他、—

ファイギュアードセス

五二五

ファイギュアード

七二五

一部絹製、—

人造絹絲ト其他ノ織物材料製(眞ノ絹ヲ除ク)、—

ファイギュアードセス

四〇〇

ファイギュアード

五七五

其 他、—

ファイギュアードセス

ファイギュアード

四二五
六二五
五〇

註—染織物ノ場合ニハ税ノ引上

四〇 五 純絹密織物、税表ニ特記ナキモノ、—

リボン、—

全部人造絹絲製、—

幅三糎以上

幅三糎又ハソレ以下

七〇〇
八〇〇

經絲又ハ緯絲カ全部人造絹絲ナルモノ、—

幅三糎以上

幅三糎又ハソレ以下

一一五〇
一三〇〇

其 他、—

幅三糎以上

幅三糎又ハソレ以下

一五〇〇
一六五〇

其他ノ織物、—

縮緬(但税番四〇八ニ屬スルオーブンウーヴン織物ト看做サレサルモノ

ナルコト)、—

全部人造絹絲製

七〇〇

經絲又ハ緯絲カ全部人造絹絲ナルモノ

一一五〇

其他、(練リタルモノヲ含ム)

一五〇〇

其 他、—

全部人造絹絲製

六〇〇

經絲又ハ緯絲カ全部人造絹絲ナルモノ

一〇〇〇

其 他

一二七五

一部絹ノ密織物、税表ニ特記ナキモノ、—

リボン、—

人造絹絲ト綿又ハ其他ノ植物性織物材料製、—

幅三糎以上

幅三糎又ハソレ以下

七〇〇
八〇〇

人造絹絲ト羊毛又ハ其他ノ動物ノ毛製(綿又ハ其他ノ植物性織物材料ト

混合セルモノヲ含ム)、—

幅三糎以上

幅三糎又ハソレ以下

七五〇
八五〇

天然絹絲ト綿又ハ其他ノ植物性織物材料製、(人造絹絲ト混合セルモノヲ含ム)、一

幅三糎以上

幅三糎又ハソレ以下

天然絹絲ト羊毛又ハ其他ノ動物ノ毛製(人造絹絲、綿又ハ其他ノ植物性織物材料ト混合セルモノヲ含ム)、一

幅三糎以上

幅三糎又ハソレ以下

其他ノ織物、一

縮緬(但税番四〇八ニ屬スルオーブンウーヴン織物ト看做サレサルモノナルコト)、一

人造絹絲ト綿又ハ其他ノ植物性織物材料製

人造絹絲ト羊毛又ハ其他ノ動物ノ毛製(綿又ハ其他ノ植物性織物材料ト混合セルモノヲ含ム)

天然絹絲ト綿又ハ其他ノ植物性織物材料製、(人造絹絲ト混合セルモノヲ含ム)

天然絹絲ト羊毛又ハ其他ノ動物ノ毛製、(人造絹絲、綿又ハ其他ノ植物

性織物材料ヲ混合セルモノヲ含ム)

其他ノ織物、一

性織物材料ヲ混合セルモノヲ含ム)

其他ノ織物、一

人造絹絲ト綿又ハ其他ノ植物性織物材料製

人造絹絲ト羊毛又ハ其他ノ動物ノ毛製、(綿又ハ其他ノ植物性織物材料ト混合セルモノヲ含ム)

天然絹絲ト綿又ハ其他ノ植物性織物材料製、(人造絹絲ト混合セルモノヲ含ム)

天然絹絲ト羊毛又ハ其他ノ動物ノ毛製、(人造絹絲、綿又ハ其他ノ植物

性織物材料ト混合セルモノヲ含ム)

其他ノ織物、一

性織物材料ト混合セルモノヲ含ム)

天然絹絲ト羊毛又ハ其他ノ動物ノ毛製、(人造絹絲、綿又ハ其他ノ植物

性織物材料ト混合セルモノヲ含ム)

全部人造絹絲製、每平方米ノ重量、一

一五瓦又ハソレ以下

一五瓦以上

其他、每平方米ノ重量、一

六瓦又ハソレ以下

註、一税番四〇八ノ後参照

四〇六 チュール、全部又ハ一部絹製、一

ファイギュアードセス、一

全部人造絹絲製、每平方米ノ重量、一

一五瓦又ハソレ以下

一五瓦以上

其他、每平方米ノ重量、一

六瓦又ハソレ以下

一〇〇〇

六〇〇

八〇〇

八〇〇

九五〇

七〇〇

一三〇〇

九〇〇

九〇〇

一〇〇〇

九〇〇

八五〇

八五〇

八五〇

六瓦以上

ファイギュアード、

全部人造絹絲製

其他

四〇八 オープンウーヴン織物、税表ニ特記ナキモノ（紗、縮緬、ウエイル地及同種品）、

全部絹製、

全部人造絹絲製

経絲又ハ緯絲カ全部人造絹絲ナルモノ

其他、每平方米ノ重量、

二〇瓦以上

二〇瓦又ハツレ以下

一部絹製、

人造絹絲ト綿又ハ其他ノ植物性織物材料製

人造絹絲ト羊毛又ハ其他ノ動物ノ毛製、（綿又ハ其他ノ植物性織物材料ト

混合セルモノヲ含ム）

天然絹絲ト綿又ハ其他ノ植物性織物材料製（人造絹絲ト混合セルモノヲ

三九四

一六五〇

一五〇〇

二六〇〇

七〇〇

一一五〇

一五〇〇

含ム）

天然絹絲ト羊毛又ハ其他ノ動物ノ毛製、（人造絹絲、綿又ハ其他ノ植物性

織物材料ト混合セルモノヲ含ム）

税番四〇五及四〇八註、一、税引上、

税番四〇五及四〇八ニ屬スル縮緬（縮緬リボンヲ含ム）及税番四〇八ニ屬ス

ル其他ノオープンウーヴン織物ニシテ、全部天然絹絲製ノ場合、（ファイギュ

アード、ウオータード、又ハゴツファードヲ含ム）、但染色又ハ捺染セス又

ハ煉ラサルモノ一五割

其他ノ織物ノ場合、

ファイギュアード、

全部人造絹絲製一附加税

全部其他ノ絹製一附加税

一部絹製一附加税

一色又ハ二色ニ捺染セルモノ一附加税

二色以上ニ捺染セルモノ一附加税

ウオータード又ハゴツファード一附加税

二、税番四〇五ニ屬スルリボンニシテ金屬絲（線又ハ箔）ト結合セルモノハ

五〇

四〇〇

二〇〇

一〇〇

一七五

二二五

三九五

一割ノ附加税ヲ支拂フヘシ、而シテ税番四〇五及四〇八ニ屬スル其他總テノ織物ハ二割五分ノ附加税ヲ支拂フ可シ但毎疋四〇〇ライヒスマルクヲ超エル事ヲ得ス

四一〇 レース織物及各種ノレース(レース又ハレース織物ノインサーション、縁飾及フアツシヨンドウエアータ含ム)波狀又ハ扇形ノ縁アルモノ又ハ無キモノ、全部又ハ一部絹製、――

全部人造絹絲製、――

刺繡セルモノ

織リタルモノ

其他

其他、――

刺繡セルモノ

織リタルモノ

其他

四一一 全部又ハ一部絹織物ノ刺繡

四一二 中 バンメントリ(トリミング、リボン、コード、ブレイド及同種品)ニシテ木、骨、角、革、金屬又ハ同種品ノフアウンデーション又ハ心アルモノヲ含ム

一六〇〇
一五〇〇
一七〇〇
二八〇〇
二六〇〇
三〇〇〇
二八〇〇

(所謂シルクスバートリ、其模造又ハソレニテ作りタル帽子用眞田ヲ含マス)、――

全然人造絹絲製

一部絹製

九〇〇
八〇〇

羊毛

四二六 羊毛又ハ其他ノ動物ノ毛ノ各種織絲、(植物性織物材料又ハ織絲「綿絲ヲ除ク」ト混合セルモノヲ含ム)、小賣向ニ製レルモノ

五五

四二八 中 毛氈(税番四二七ニ屬スル粗製毛氈以外)尺ニテ賣ルカ如キ反ニセルモノ又ハ

正方形及類似ノ形、縫ナシ、捺染セルモノ又ハ然ラサルモノ、――

ノツテツド

ウーヴン

八〇〇
二二五

四三二 中 全部羊毛製織物、税表ニ特記ナキモノニシテ毎平方米ノ重量七〇瓦乃至一〇〇

〇瓦、リネンノ如ク織リ(所謂モスリン)、幅八三糎ヲ超エス、毎平方米ノ經緯絲數併セテ單絲五六本ヲ超エス、漂白セサルモノ

二二〇

同上、幅七九糎ヲ超エス、毎平方糎ノ經緯絲數併セテ單絲五八本ヲ超エサルモノ、――

染メタルモノ

三九八

三色又ハソレ以下ニ捺染セルモノ

二五〇

三色以上ニ捺染セルモノ

二六〇

註、一色ノ數算定ニ當リ色捺染又ハエツチングニヨリ出セル色カ計算セラレ捺染ニヨル基本色ハ無視サル。

二八五

全部羊毛製織物、稅表ニ特記ナキ一色ノモノ、毎平方米ノ重量一五〇瓦乃至

二〇〇瓦、幅一四〇糎ヲ超エス、毎平方糎ノ經緯絲數併セテ單絲五〇本ヲ超

エスフオアー、フールドトウシル織又ハ然ラスシテフオアービツクテ織タ

ルモノ(所謂サーヂ及チエヴィオット)

二二〇

前項ノ註、一所謂モスリン、サーヂ及チエヴィオットノ稅算定上前記名稱ニ

當ラサル幅一糎ヲ超エサル織縁ハ之ヲ考慮セス

カヴァー(反物ニ非ス)、全部羊毛製、毎平方米ノ重量四〇〇瓦乃至七〇〇瓦、

幅一、五米以下ナラス長サ二米以下ナラサルモノ、縁無シ

二二〇

註、一スルカヴァーニシテテープ、布又ハ各種織絲ノ同種品ト結合セルモノハ稅番五一八ニヨリ課稅サレト、
毎百疋二二〇ノ協定稅ニ一割ノ附加稅ヲ支拂フ可シ。

其他ノ織物、毎平方米ノ重量、一

二〇〇瓦乃至三〇〇瓦

二六〇

二〇〇瓦及ソレ以下

二八五

註、一上掲セサル總テノ織物ニシテ毎平方米ノ重量二〇〇瓦又ハソレ以下、絹絲ヲ含ムモノハ毎百疋二八五ノ協
定稅ヲ支拂フ可シ、但絹絲カ經絲又ハ緯絲ノミニアル場合經絲又ハ緯絲ノ總數ノ一二パーセントヲ超エサル
事及經緯双方ニアル場合經緯總絲數ノ六パーセントヲ超エサル事ヲ要ス。

稅番四三二ノ註、一羊毛ノフェルト布、エンドレス又ハ反、工業用ノ爲漂白

セサルモノ、毎平方米ノ重量、一

二〇〇瓦以上

一八〇

五〇〇瓦乃至二〇〇〇瓦

二〇〇

五〇〇瓦又ハソレ以下

二四〇

四三七中 バスメントリ(トリミング、リボン、コード、ブレイド、其他)ニシテ木

骨、角、革、金屬又ハ同種品ノ素地又ハ心アルモノ

三五〇

綿

四四〇中 綿織絲、單絲、漂白セサルモノ、一

英番二二以上三二迄

二四

英番三二以上四七迄

三〇

英番四七以上六三迄

三六・五〇

四四一中 綿織絲、單絲、漂白シ、染メ又ハ捺染セルモノ、一

三九九

英番二二以上三二迄
英番三二以上四七迄
英番四七以上六三迄

四〇
四六
五二・五〇

四四二中

二本以上ノ綿織絲、單捻、—

漂白セサルモノ、—

英番二二以上三二迄

英番三二以上四七迄

英番四七以上六三迄

漂白シ、染メ又ハ捺染セルモノ、—

英番二二以上三二迄

英番三二以上四七迄

英番四七以上六三迄

税番四四〇—四四二註、—綿織絲ニシテ英番二二迄、年度割二、五〇〇、〇〇〇

五〇
五六
七二・五〇

〇貯迄且特定ノ税關ヲ通シテ輸入セルモノ、—税變化ナシ。(本年度割ノ三分ノ一ハ一九二七年十二月三十一日迄ノ期間ニ通關ヲ許サルヘシ)

綿織絲、單絲、漂白セサルモノ、英番一一迄、少量ノ染メタル羊毛ヲ混シタルモノ(イエーガーヤーン)ハ漂白セサル綿織絲トシテ課税、但預託見本ニ—

致スル事ヲ要ス。

本イエーガーヤーンハ兩國間ニ協定セル一税關ヲ通シテ上記協定税ニヨリテノミ通關セラルヘシ。

四四四 各種綿捻絲、小賣用ニ作レルモノ

一〇〇

註、—絲玉ニシ又ハボツピンニ捲キタル綿捻絲ニシテ重量二〇〇瓦以上ノモノハ小賣用ニ作レル綿捻絲トシテ課税セラレス。

四四八中 ワーブヴェルウエツト、バイルヲ切りタルモノ、—

漂白セサルモノ

二七〇

漂白シ、染メ、捺染シ又ハ色織セルモノ

三六〇

オープンウーヴン織物(マドラス織ヲ除ク)、窓掛用、(縫付ケタルフェスト—
ン又ハ繡邊ニテ飾レルモノヲ含ム)、—

四五〇中

尺賣ノ反物トセルモノ、—

漂白セサルモノ、ドレスセルモノ又ハ然ラサルモノ

六五〇

漂白シ、染メ、捺染シ又ハ色織トセルモノ

八〇〇

リボント結合セルモノ

九五〇

四五一中 型ニ作りタルモノ(リボント結合セルモノヲ含ム)

九五〇

四五三中 純綿織物、税表ニ特記セサルモノ、每平方米ノ重量八〇瓦又ハソレ以上、—

漂白セサルアンフィギュアード織物、毎平方米ノ重量八〇瓦又ハソレ以上
但一二六瓦以下、片面五耗平方ノ経緯絲數二五本乃至三五本迄
其他ノ本重量ノ未漂白織物、片面五耗平方ノ経緯絲數、一

七〇

三五本又ハソレ以下

三五本以上四本迄

四本以上

八二

一一五

一五三

六五

四五六中

ドレスド、漂白セルモノ、一漂白セサルモノノ税ニ附加税一

捺染セルモノ又ハ色織(大サ五〇糎×五〇糎ヨリ大ナル捺染手巾ニシテ片
面五耗平方ノ絲數三〇本乃至四本迄ノモノハ之ヲ除ク)、一

アンフィギュアード、毎平方米ノ重量八〇瓦又ハソレ以上但一二六瓦以
下、片面五耗平方ノ経緯絲數二五本乃至三五本、一漂白セサルモノノ税

ニ附加税

七〇

毎平方米ノ重量五五瓦乃至六〇瓦ニシテ片面五耗平方ノ経緯絲數二一本
乃至二五本一漂白セサルモノノ税ニ附加税一

七五

八五

其他、一漂白セサルモノノ税ニ附加税

四六四中

レース織物及各種レース、(レース又ハレース織物ノインサーション、縁飾及
ファツシヨンドウエーアーヲ含ム)、波狀又ハ扇形ノ縁アルモノ又ハナキモ

註中、一ウーヴンレース、レース織物其他ニシテ金屬絲(線又ハ箔)ト結合セルモノハ二割
ノ附加税ヲ支拂フ可シ。

フェルト

五一四中

優良小羊毛ノフェルト製ボリツシングディスク及コーン(粗悪ナル動物ノ毛
ヲ混シタルモノヲ含ム)

八〇

衣類、縫製品、其他

織物地又ハフェルトノ胸衣(レース、刺繡、又ハ編網材料ヲ除ク)、一

五一七中

全部絹製

二八〇〇

一部絹製

二〇〇〇

五一九中

綿製(其他ノ植物性織物材料ト混合セルモノヲ含ム)

九〇〇

五二〇中

其他ノ植物性織物材料製

九〇〇

税番五一八―五二〇註中、一税番五一九及五二〇ニ屬スル胸衣ニシテレース
又ハ刺繡ヨリナル時ハ四割ノ附加税ヲ支拂フ可シ、レース又ハ刺繡(全部又
ハ一部絹製ノレース又ハ刺繡ヲ含ム)ニテ裝飾セル時ハ三割五分ノ附加税ヲ

支拂フ可シ。カヴァー、束ニ置キ且ステイツチニテ留メタルアローヘムフ織
維製(預託見本ニ一致シ兩國政府間ニ協定セル税關ヨリ輸入セルモノ)

五二七中

三〇〇

婦人用短靴、全部又ハ一部絹ノ織物地製、他ノ材料ノ靴底革ヲ縫付ケタルモ
ノ

五三一

七〇〇

裝飾用ノ羽、染メ又ハドレスセルモノ(フリベアード)、

蒼鷺ノ羽

一〇〇〇〇

駝鳥ノ羽

一〇〇〇〇

其他ノ羽、並鳥皮、頭、翼及其他ノ鳥皮ノ部分ニシテ帽子及同種品裝飾用

ニフリベアーセルモノ

三〇〇〇

五三二 扇、

全部又ハ一部駝鳥ノ羽ニテ作りタルモノ

五〇〇〇

全部又ハ一部絹、レース、刺繡又ハ駝鳥ノ羽以外ノ裝飾用ノ羽ニテ作りタ
ルモノ

其他ソレ自ラ又ハ他ノ材料トノ結合ノ結果高率ノ税ニ服ササル事ヲ條件トス

二七〇〇

織物製(絹又ハ混絹ヲ除ク)男用帽子、護謨ニテコート又ハイムブリグネット
セルモノヲ含ム、トリミングニ關係ナシ

一四〇〇

每個

〇・八〇

五三三中

織物製婦人帽用子、

五三四

全部又ハ一部絹、レース、刺繡又ハ針仕事ヲ爲セル織物製

五

五三五中

其他ノ織物製、(護謨ニテコート又ハイムブリグネットセルモノヲ含ム)ト
リムド

一・四〇

五四一中

ワンピースニ織リタル棕櫚葉ノストリップ製帽子、形ヲ附シタルモノ(所謂
アルサス棕櫚帽子)、漂白セサルモノ、漂白セルモノ又ハ染メタルモノ、(預
託見本ニ一致シ且兩國政府間ニ協定セル三箇所ノ税關ヨリ輸入セルモノ)

〇・六〇

註、—ストリップノ幅(ファインネス)ハ預託セル二箇ノ帽子見本ノ最悪及最良ノストリッ
プノ中間ニアルヲ要ス。

東ニシテ縫ニテ留メタルアローヘムフ纖維ノ帽子(預託見本ニ一致シ兩國政
府間ニ協定セル二箇所ノ税關ヨリ輸入セルモノ)

各種婦人用帽子、裝飾セルモノ

〇・二〇

各種婦人用帽子、裝飾セルモノ

三・五〇

革及革製品

每百疋

五五四

人造革(全部又ハ一部革屑ヨリ作りタルモノ)

二〇

五六九

税番五六九註、—ウエジタブルタンセル薄片革屑、人造革製造用(管理ノ下
ニ)

一〇

雜

- 五九八 刷子ニシテ骨又ハ角ト結合セルモノ 一五〇
- 各種雙眼鏡(望遠鏡、小形ダツチテレスコープ、其他)及オペラグラス、一
六〇二中及六
〇四中 一部象牙、又ハ一部鼈甲製* 二二五
- 六〇六中 一部眞珠母製 二五〇
- 六四〇中 釦、全部眞珠母製、徑一二耗以下 四〇〇
- 櫛及ヘアピン、全部又ハ一部セルロイト類似ノモールチングマテリアルニ
テ作リタルモノ* 二五〇

* 他材料トノ結合ニヨリ高率ノ稅ヲ課セラレサル事ヲ條件トス。

紙

- 六五五A中 紙卷煙草ノ紙、プリントセサルモノ、並金屬又ハ其他ノ方法ニテプリントセ
ルモノ又ハ護謨引セルモノ、ロール狀(ホツピン)又ハルーズシート狀 二五
- 六六七中 ノートペーパー、端書及封筒ニシテ全部又ハ一部革又ハ全部又ハ一部絹ノ織
物ニテ覆ヒ又ハ飾レル紙、厚紙又ハ木箱(ステーションナリーケース)ニ入りタ
ルモノ 四〇

* 他材料トノ結合ニヨリ高率ノ稅ヲ課セラレサル事ヲ條件トス。

- 六七四へ 六七四註、一プロテクチヴカバー、シース及箱ニシテ其中ニ書物ヲ置キ又
ハ挿入スルモノ一課稅セラレス(稅番六六七、六六九註二ノ規定ニヨリ)

土 器

- 七二一中 燒染粘土製釉藥ヲ施セル單色陶器、精巧ナルターニング又ハモールヂング
製 一
- 七三一中 裝飾的ホローウエア、人像及同種ノファンシー石器製品(普通又ハ優良)、又
ハ數色ノ優良土器(湖藥ヲ施シ又ハ金屬ニテ上被セルモノヲ含ム) 三五
- 七三三中 磁器及磁器類似品、軟質磁器(英國磁器又ハ煨燒磁器)其他、釉藥ヲ施セルモ 四〇七

ノ、

白

色物、(沓薬ヲ施シ又ハ金屬ニテ上被セルモノヲ含ム、小像ヲ含マス)

他材料ト結合セルモノ*

*他材料トノ結合ニヨリ高率ノ税ヲ課セラレサル事ヲ條件トス。

硝子

七三七へ 税番七三七註、|コツプ状モールデツドグラスハ一般税表ニ定メタル二〇割ノ附加税ニ服セス

七三八中 ホローグラス、グラウンド又ハポリツシユド、スムースド、ダルド、エツチド又ハカツト、|

水晶様ニグラインドセルモノ(模造品ヲモ含ム)、|

フラツシユド

其他

其他グラインド又ハカツトセルモノ

七三九中 ホローグラス、ギルト又ハシルヴァード

ホローグラス、ペイントシ又ハ應用又ハ焼入ファイギュアリーニヨリテ模様ヲ附

二〇
四五
四五

シタルモノ

厚板及薄板硝子、別號ニ掲ケサルモノ、|

七四三 グラウンド、ポリツシユド、カツト、ファイギュアード、リブド(リブドク

ルドグラスヲ除ク)、スカロツブド、カーウド(カーウドクルードグラス

ヲ含ム)、フロツステツド、エツチド、フラツシユド、但ベヴェルセス、フ

オリエートセス

七四四 ベヴェルド、但フオリエートセス、カセードラルグラス、アンチクーグラス

(白又ハ然ラサルモノ)

七四五 フオリエーテツド|ベヴェルド又ハ然ラス

*總量ニ對シ

七五二 光學用硝子、ラフ、(其質ヲ試験スル爲グラインドセルモノヲ含ム)

七五四中 腕時計硝子、(色硝子、グラインドセルモノヲ含ム、但グラウンドエツチアル

モノニ限ル)、モールデツド

七五七中 各種雙眼鏡(望遠鏡、小型ダツチ望遠鏡、其他)、及オペラグラス△

活動寫眞機、幅三五耗以下ノフィルムヲトルモノ△

△他材料トノ結合ニヨリ高率ノ税ヲ課セラレサル事ヲ條件トス。

三七〇
二七五
一七〇
一六〇

九〇
一五〇
九〇

二五

六〇*
六〇*

六〇*

貴金屬屬

四一〇

七七五中

スパンシルヴァー(金鍍又ハ機械的金張銀線)、並バスマントリー(トリミング、リボン、コード、ブレイド、其他)、織物及釦製造人製品(木、骨、角又ハ革ノエングロジュアールモノヲ含ム) スパンシルヴァー製心ハ全部又ハ一部絹、人造絹絲又ハフロンシルクヨリナルモノ其他ノ織絲ト混合セス

一二五〇

鐵及鋼

七九一一二へ

稅番七九一及七九二註、「線」ナル語ハ、裁断面(裁断面ノ形狀如何ヲ問ハス)ノ最大徑五耗ヲ超エサル引キタル又ハ伸シタル鐵、並厚サノ如何ヲ問ハス東、コイル及同種ノ形式ニ捲キタル總テノ引キタル又ハ伸シタル鐵ヲ含ム。而レトモ東、コイル及同種ノ形式ノ引キタル又ハ伸ハシタル鐵ニシテ幅一〇耗以上ノモノハフープ鐵トシテ課稅セラレ幅二五種以上ノ時ハ薄板鐵トシテ課稅サル。

普通金屬屬

八七九中

カービュレツター、銅、トムバクア眞鍮製、ワニス塗シ、染メ又ハニツケル

一〇〇

八八三

鍍セルモノ

模造紡績金絲及紡績銀絲(ギルト又ハシルヴァードアニマルシニユーノモノヲ含ム)、並バスマントリー(トリミング、リボン、コード及ブレイド)、織物及釦製造人製品(木、骨、角又ハ革ノイנקロジュアールモノヲ含ム)、模造紡績金絲又ハ紡績銀絲製、他ノ織絲ヲ含マス、

心カ全部又ハ一部絹、人造絹絲又ハフロスシルクヨリナルモノ

一〇〇〇

其他ノ織物材料ヨリナルモノ

五〇〇

八八七中

肖像及小像(人間又ハ動物ノ全姿體ヲ表示スルモノ、象徴的又ハ約束的ナルモノヲ含ム、半身以下ノ胸像ヲ含ム)、全部又ハ一部普通金屬又ハ普通金屬ノ合金製、製作優良ニシテワニス塗又ハニツケル鍍セルモノ又ハアラバスター、大理石、蛇紋石、琥珀、半貴石、模造貴石、半貴石及模造貴石、ウイトリフイケーション及同種品ノ寶石又ハキヤメオト結合セルモノ

二五〇

機械

八九四中

稅番八九四註、一内燃及爆發機關、每個ノ純重量、一

單氣筒機關、五〇疋又ハソレ以下

二氣筒機關、一〇〇疋又ハソレ以下

四一一

四氣筒機關、四〇〇疋又ハソレ以下

六氣筒機關、七〇〇疋又ハソレ以下

八氣筒機關、九〇〇疋又ハソレ以下

九一五へ

税番九一五註、一、次ノ如キ自動車用車臺部分品、フレーム、冷水器、アドヘ

シヴカプリング、速力變更装置、デイフアレンシヤルギア及其函、フレイ

ク及スチーアリングアバラタス、一九二七年十二月三十一日迄毎百疋一四〇

ライヒスマルクヲ課税

九一九

サイクル部分品(モチヴマシーナリー及其部分品、並ボール付又ハボール

ナキボールベアリングヲ除ク)、一

鐵製、一

加工セサルモノ

加工セルモノ

九二〇中

サイクル其他用木製輪縁、車輪

三〇
一〇〇
一〇〇

柱時計及腕時計

九三三中

鋼製ノ懐中時計用スプリング

九三五中

普通金屬又ハ其合金製ノ柱時計用スプリング(塔時計ヲ除ク)

六〇

○一部魚ノ税引下(諸威トノ協定)

四月二十七日獨逸外務省ト在柏林諸威公使トノ間ニ覺書交換サレタルカ右ハ密

封容器ニ入レタル葡萄牙又ハ伊太利原産ノ調理セル鱈ニ適用セル毎百疋三〇ライヒスマルクノ協定税(税番二一九中)ヲトマトヲ以テ調理シ(少量ノ油、胡椒及月桂樹ノ葉ヲ加ヘタルモノヲ含ム)、密封容器ニ詰メタル諸威原産ノ各種ノ海魚、(生魚ノ長サ一六糎ヲ超エサル)ニ適用スヘキ旨規定セルモノナリ。本規定ハ九月六日以降三ヶ月間實施サル。

本引下税ハ本邦及其他獨逸ニ於テ最惠國待遇享有國ヨリ輸入ノ同種ノ魚ニモ亦適用サル。

○一部魚ノ税引下(諸威トノ協定)

獨逸諸威間ノ協定ニヨル密封セル容器入ノトマト一其他ヲ以テ調理セル各種ノ

海魚(生魚ノ長サ十六糎ヲ超エス)ニ對シテ毎百疋三〇ライヒスマルクノ協定税ノ適用ハ十二月二日ノ法律ニヨリテ確定的ニ實施サレタ。右引下税ハ本邦ヨリ獨逸ヘ輸入サレル同種ノ魚ニモ適用サル。

白
耳
義

細目

○關稅表修正……………四一七頁

○一部輸入稅修正……………四一九

○販賣稅、贅澤品稅其他印紙稅ニ關スル法律ノ統一……………四二一

○郵便ニヨル有稅品ノ輸入……………四二二

○一部輸入稅修正……………四二三

○販賣稅修正……………四二五

○關稅表修正 一月十四日附一月二十四日ヨリ有効ノ布告ハ左ニ示ス如ク白耳義關稅ノ一部項目ヲ修正セリ。

稅番	品目	最低稅率	係數	
			舊	新
六 (c)	牡蠣、一			
	一 「葡萄牙」トシテ知ラルルモノ	百斤ニ付法二〇	九・〇	二・五
	二 其 他	二〇	九・〇	一五・〇
一九五 (b)	石油、片山石、褐炭油及其他同種礦油、精製輕油ニシテ攝氏十五度ニテ〇・七八以下ノ密度ヲ有スルモノ (石油エーテル及スピリツト)、一			
	一 原料ノ工業的處理ヲ目的トスルモノ	百リツトルニ付三〇 (以前八四〇)	二・〇	一
	二 他ノ用途ヲ目的トスルモノ	變化ナシ		
二二六 (b)	全キ又ハ割リタル果實、砂糖漬ニシ又ハセサルモノ、酒精ニ貯藏シ一五パーセント迄ノアルコール分ヲ含ムモノ	百斤ニ付四五〇	一	一一
二五五	醸造場及酒造所用釀母	一〇	四・〇	一一・〇
二五八 (b) 及 (c)	普通ノ醫療用痢通用レモン、炭酸ヲ含ミ又ハ			

含マサルモノニシテ一五パーセント迄ノアル コール分ヲ含ムモノ	三〇〇又ハ五〇〇 百リツトルニ付	一	一
各強度ノ各種酒精及リキユー酒	一五〇乃至三〇〇 至三五〇〇〇乃	一	一
二六六―七 二六八(a)及(b)			
乾果(棗椰子、葡萄、無花果其他)ヨリ作りタ ル飲料、又ハ葡萄、林檎、梨以外ノ生果ヨリ 作りタル飲料及アルコール、水、砂糖、着色 物其他ニ漬ケ果汁ヲ加ヘ又ハ加ヘスシテ用ヒ ラレルモノ、總テ一五パーセント迄ノアルコ ール分ヲ含ムモノ			
二六九(a)	三〇〇又ハ五〇〇 百リツトルニ付	一	一
別號ニ掲ケサルアルコール調合物ニシテエチ ールアルコールヲ含ムモノ	一五〇乃至三〇〇	一	一
三 八 四 (a)	從價一割 (以前五分)		
四 三 一 (a)			
着色物質ヲ混セサルワニス、ラツク及シツカ チーフ、珪瑯繪具、總テアルコールヲ含ムモノ	百斤ニ付一五〇	一・五	一・六
四 九 六	一〇〇又ハ一二〇	五・〇	七・五
四 九 七 (c)			
人造絹絲			
人造絹絲ノ眞田又ハ紐ニシテプレート、トウ イスト及ダイセラレス編物ヲ目的トセス小賣 用ナラサルモノ	一五〇	四・〇	六・〇

七 三 八	紙及ボール紙(壓縮硬化セルモノ)	一五〇	四・〇	六・〇
一一七三(d)	ロールフィルム(肖像用フィルム)以外ノ感光 性寫眞フィルム及プレートニシテセルロイド 及同種弾力性材料ニテ作ラレタルモノ、―	八	八・〇	六・〇

A フィルムボックス 一五〇 六・〇 一四・〇
B 記載ナキモノ 變化ナシ

○一部輸入税修正 一部商品ニ對スル關稅ニ適用スヘキ「増加係數」引上ノ一九二六年十月二十六日ノ白耳義勅令ニ
關シ注意スヘキハ該勅令ニ依リテ定メラレタ「係數」ニシテ白耳義カ他國ト締結セル協定ニ依リテ定メタルモノヨリ高
率ナル場合ニハ該勅令ハ白耳義ニ於ケル物價カ或割合以上騰貴セル時稅ノ引上ヲ許可スルトイフ規定ニ從ヒ之等協定
ハ廢棄サレルトイフ事テアル。
ソレ故ニ十月二十六日附勅令ニヨリ引上「係數」ハ管ニ上述ノ注意ニ言及ノ商品ニ影響スルノミナラス又次ノ商品ニモ
影響スルモノテアル。

税

番

適用「係數」

舊 一九二六年十
一月二日以降
新

分類 二―蔬菜物産、中一三一

二・〇 三・〇

分類 四—食料品其他、中二三三(b) ²	二〇〇	三〇〇
分類 五—化學的及藥學的產物其他、中三〇八	三〇〇	四〇〇
四三二(a)、四三三(a)	三二〇	四〇〇
分類 八—織物、中四九八(b)	六〇〇	八〇〇
分類 十一—木及木製器具、中六三九(b)、六八一(a)	三〇〇	四〇〇
分類 十二—紙及其應用品中	三〇〇	四〇〇
七二四—六、七三〇—一、七三七、七三九(b)(1)	三〇〇	四〇〇
七四〇、七五六	四〇〇	六〇〇
七七九(b)(3)	四〇〇	六〇〇
七八〇	三〇〇	五〇〇
七八一(c)、七八二(a)(3)、(b)(3)、(c)(3)、七八三(a)(3)	三〇〇	五〇〇
B(流行新聞以外ノ)、七八三(b)(3)、(c)(3)、七八四(a)(3)、(b)(3)、(c)(3)	三〇〇	五〇〇
分類 十三—石器及陶器、中八一七	六〇〇	七〇〇
分類 十五—金屬及金屬器具、中八九六(b)	六〇〇	七〇〇
九〇三(a)、(b)、(c)、(e)、(f)	五〇〇	七〇〇
九〇三(g)	三〇〇	四〇〇

九〇四	五〇〇	七〇〇
九一八(a)	六〇〇	八〇〇
九一八(b)(1)、(c)(1)	四〇五	六〇〇
九一九、九三三(a)、(b)(重量五〇瓦以下ノモノヲ除ク)、(c)(重量五〇瓦以下ノモノヲ除ク)	六〇〇	八〇〇
九五四(a)、九八一(a)	五〇〇	七〇〇
九八一(b)、九八九	六〇〇	八〇〇
一〇〇六(a)	五〇〇	六〇〇
一〇〇九(b)	四〇五	六〇〇
一〇一一	四〇〇	五〇五
分類 十六—機械、中一〇五九(b)、(c)、一〇八六一七	六〇〇	八〇〇
一〇八九(a)中(重量各一〇斤以下ノ電氣アイロン)	四〇〇	五〇二
分類 十九—樂器、中一二四—五、一二二七	五〇〇	七〇〇
一一三〇	三〇〇	四〇〇
分類 二十一—雜、中一一五五(b)(1)	三〇〇	四〇一
一一九九(b)、一二〇〇(b)、一二〇三(c)	六〇〇	八〇〇

○販賣稅、贅澤品稅其他印紙稅ニ關スル法律ノ統一 最近ノ一布告ハ「印紙稅ニ同化セル稅」トシテ知ラルル一連ノ

税ニ關スル法律ヲ統一セリ。其結果輸出品ニ對スル販賣税ハ窓硝子及平板硝子、硝子製引掛瓦及硝子瓦ニ就テハ廢止サレ、煉瓦及硝子ニ就テハ四パーセントヨリ二パーセントニ引下、硫酸安母尼亞ハ二パーセントヨリ一パーセントニ引下ケラル。砂糖大根、亞麻及鐵屑ニ對スル單一「Forfaitaire」税ハ之等物品カ輸出サルル時ハ二パーセントニ引下ケラル。輸出ヲ目的トスルモノノ製造ニ使用スヘキ品ニ對スル普通税率ノ半分ノ販賣税ノ課税ハ（既ニ鐵道機關車及車輛製造品ニツキ認メラル）造船、各種冶金工業及自動車製造ヲ含ム其他一部ノ工業ニ擴張適用サルルニ至ツタ。釐澤品税ニ關シテハ以前ハ終局ノ消費者ヘ販賣ノ際本税ヲ支拂ヘル多クノ商品ハ今回生産又ハ輸入ノ際支拂フ事トナツタ。釐澤品税ニ服スル品表ハ餘程ノ變更ヲ受ケ、綿、人造絹絲及マーセライズドコットンノ織物及莫大小モ其中ニ含マル。

○郵便ニヨル有税品ノ輸入 三月一日以降有税品ハ一定ノ條件ニ從ヒ郵便ニテ輸入シ得ル。

普通若ハ書留郵便ニテ有税品ヲ送ル時ハ明瞭ナ綠色ノ札ヲ貼付シ（ストツクホルムノ萬國郵便協定ノ定ムル如ク）且稅關申告書ヲ添付セサル可ラス。斯ル郵便物ハ總テ其ノ原產地又ハ到達地ニ關係ナクブラツセルニテ検査サル。斯ル小包ニシテ在中物ニ對スル稅額カ五〇サンチームニ滿タサル時ハ免稅サレ、同一ノ許可カ釐澤品税及轉送税ニツキテモ與ヘラル、但後者ニシテ五〇サンチームヲ超過スル時ハ「過剩」ノ印紙カ差額支拂ノ爲受取人ニヨリテ貼付サルヘシ。

綠色ノ札カ貼付サレサル小包ハ關稅ノ支拂ヲ要スルモ受取人ノ支拂カニ法ヲ超エサル限り科料ニ處セララルコトナシ。

○一部輸入稅修正 七月二十四日及十月十九日附ノ法律並布告ハ白耳義關稅表ノ一部ヲ修正セリ。其詳細次ノ如シ。

シ。十月二十五日ヨリ實施。

税 番 品 目

三七 (a)	原料 海綿	每百斤	從價一割	最低輸入税(及係數)
二七 三	動物飼料用油槽、(油質種子及果實及其他ノ)	從價一割	從價五分	
四二二 中	カーボンブラツクトシテ知ラルルブラツク、全然護謨ノ工業的處理ヲ目的トスルモノ	三又八二・五	無 稅	

新註、—無稅輸入ハ輸入業者ニ於テ本物産カ眞ニ指示目的ノ爲メノモノナルヤ否ヤ充分ニ稅關吏ニ證明スル事ヲ條件トス

四四 八 中	丁香ノ精油、アルコールヲ含マサルモノ	從價一割	無 稅
四九 三 中	金箔師用ゴールドビーターズスキン(牛ノ大腸ヨリ製シタル膜)ノシエーブ	從價一割五分	八〇(一〇)

一〇二八 トラクシオンエンジン、トラクター及ロードローラー、石油、蒸氣、ベシチンアルコール其他ニテ運轉スルモノ、—
(a) モータートラクシオンエンジン、爆發機關付、機關ト

共ニ又ハ機關ナクシテ輸入セルモノ

四二四

一〇(八)

一一〇(四)

(b) 其 他

一〇(八)

變化ナシ

新註、一分離輸入ヲ爲シ本稅番ニ分類セル機械ノ何レカヲ目的トセル爆發機關及其附屬並構成部分品ハ稅番一一〇〇(e)ニ分類サルヘシ。

斯ル機關、其他ノ附屬及構成部分品(即レチエーター、ホイール、シャフト、クラッチ、フリーホイール、アクシル、其他ノ如キ)モ亦ソレカモータートラクションエンジンノ構成ニ使用サレ得ル時ハ稅番一一〇〇(e)ニヨリ課稅サル

一一〇〇(e)

自動車ノ構成及附屬部分品ニシテ稅表ニ特記ナキモノ(就中機關、シャフト、フライホイール、クラッチ、ギア、アクシル、キャリアー、及スチーアリングシャフト並其構成、附屬部分品ヲ含ム)、

一 加工セルモノ(一)〔從前ハ〕仕上ケサルモノ

從價一割二分

從價一割二分

二 加工セサモノ(二)〔從前ハ〕仕上ケタルモノ

A及B、レヂエーター、重量五〇斤又ハソレ以上及ホイール、重量二五斤又ハソレ以上

一六〇(三・五)

一六〇(三・五)

C 其 他、

一 特記セサル構成又ハ附屬部分品、薄板鐵又ハ鋼製、普通金屬ト結合セルモノヲ含ム但ニツケル鍍製品ヲ除ク

二 其 他

一六〇(五又ハ六)

一六〇(二)

一六〇(五)

一一六五(d)中 角製ノナイフノ柄

從價二割

從價一割五分

(一) 新註、一「加工セサルモノ」トハモールディング、フォーディング、スタムピング又ハヒーピングヲ爲セルラフアーチクルニシテ其他ノ工程ヲ經サルモノヲ言フ。

(二) 新註、「加工セルモノ」トハ表面又ハ其他ノ部分ニ更ニ工作ヲ受ケ、形ヲ變シ又ハ其外面ヲ改良セルモノヲ言フ。

○販賣稅修正 十一月十六日附、同二十一日ヨリ有効ノ布告ハ白耳義販賣稅ノ一部改正ヲ爲セリ。本布告ハ次ニ掲クル物品ノ取引ヲ網羅スル爲メ毎三パーセントノ單一「Forfaitaire」稅ヲ設ク。

ホツテッドミートブリザーヴ、肉エキス、其ノ他ニシテ小賣用ニ作リタルモノ、甲殼類及軟體動物ノ罐詰、全キ又ハ割リタル果實ニシテソレ自ラノ汁液又ハ砂糖若シクハ酢ニ漬ケタルモノ、食卓用乾果、グレナチンシロツブノ如キ飲料製造用シロツブ、藥味及調合芥、並ワイン及スピリット。

次ノ物品ニ對シ同シクニパーセントノ關稅カ課セラル。罐詰ノフィッシュブリザーヴ、罐詰ノ蔬菜ノブリザーヴ、小賣用ニ作リタルブリザーヴクリーム及ミルク、調理、燻製又ハ鹽漬ノ豚肉、小賣用ニ作リタル澱粉、子供ノ食物用、

滋養又ハ料理用小麥粉、各種ノ特殊小麥粉、生姜入菓子麵麩、食用捏粉、乾酪、チコリー、及其代用物、ジャム、ジエリー、マーマレード、果肉及果汁、精鹽、橄欖ノ實、落花生、玉蜀黍、胡麻油、直接消費用酢、粉末又ハ結晶炭酸曹達、化粧用、家庭用及藥用石鹼、ポリツシユ、クリーム、其他ニシテ蠟、脂肪又ハ油ヲ基トセルモノ、金屬、家具、フロアー、ストーヴ、リノリウム、革、靴其他ノポリツシング又ハブリザーヴンク用、小賣用ニ作リタルモノ、並燐寸。

又ビスケット、粉ココア、チョコレート、チョコレート砂糖ノ糖菓、キアヴィア、及其代用物、獵鳥及鶏肉ノフリザーヴ、燻詰クリーム、ガランチン、リヴァーペースト及ビユレー、其他ニシテドライ又ハキャンデーシユガーニ漬ケタルモノ、スピリツトニ漬ケタルモノ、果實、トラツクル、及薰香、化粧、及藥用石鹼、一ノ場合ニハ現行規定ノ下ニ課セラルル奢侈稅ヲ支拂フ時ハ(輸入ノ際)其後ノ取引ニ關スル販賣稅ヲ免除サル。

伊 太 利

細目

○半田溶解劑ノ税引上……………四三〇頁

○一部植物油ノ輸入税引上……………四三〇

○販賣税……………四三〇

○家具販賣税……………四三〇

○一部商品ノ關稅引上……………四三〇

○臨時無稅輸入……………四三五

○關稅表修正……………四三五

○輸入砂糖ノ附加税引下……………四三五

○カードクロージング用護謄引織物ノ税……………四三五

○一部商品ノ關稅引上……………四三五

○鱈類似ノ魚ノ税表分類……………四三九

○一部物品ノ無稅輸入……………四三九

○一部物品ノ臨時無稅輸入……………四三九

○燐寸製造税引上……………四四〇

○絹縮緬其他ノ税改正(佛蘭西トノ通商條約)……………四四一

○臨時無稅輸入……………四四四

○關稅引下(希臘トノ通商條約)……………四四五

○丁香及薄荷精油ノ税……………四四五

○魚油ノ戻税……………四四五

○一部礦油洋無稅輸入……………四四五

○精油、合成香料、アルカロイド其他ノ評價格改正……………四四五

○臨時無稅輸入……………四四六

○販賣税修正……………四四七

○臨時無稅輸入……………四四七

○半田溶解劑ノ税引上 十一月十八日附布告ニ依リ「金屬溶解劑トシテノ使用ヲ目的トセル化學的コーチングス」ニ對テ爾關稅ハ每百斤一五金貨リヲヨリ三六金貨リヲニ引上ケラル。

○一部植物油ノ輸入税引上 十二月二十六日附同三十一日ヨリ有効ノ布告ハ伊太利關稅表(稅番一二五h)ニ特記ナキ植物油(固形ナラサル)ニ對スル輸入税ニ〇、四ノ増加係數適用ヲ規定セリ。其結果此種油ニ對スル稅ハ每百斤二四金貨リヲヨリ三三、六金貨リヲニ増加セリ。

(註、一種油ハ純粹又ハ橄欖油其他ノ油ト如何ナル割合ニテ混合セルトテ間ハス關稅ニ加フルニ種油ノ國內製造稅ニ相當スル附加稅カ課セラル。)

○販賣稅 十二月二十九日附勅令ニ依リ印刷書籍及活版並石版刷ノ樂譜ハ販賣稅ヲ免除サレ、人造絹絲カ外國ニ輸出サレタル場合其生産ニ使用セラレタル輸入セルロイドノ販賣稅ハ返還セラル。返還額ハ輸出製品中ニ含マルセルロイド價格ノ一パーセント。

○家具販賣稅 販賣稅ハ「デイ ルツソ」トシテ分類サレタル一部原料及商品ニ對シテ二パーセントノ率ニテ課セラレ。而シテ此率ニテ本稅ニ服スル商品ハ二種類ニ分タル。(a)價格ノ如價ニ關ラス「デイ ルツソ」トシテ看做サルルモノ及(b)其價格カ特定金額ヲ超過スル時ニ「デイ ルツソ」ト看做サルル所ノ各種家具。後者ノ部類ニ屬スル商品表ハ關係價格制限諸共一月十日附布告ニ依リテ二月一日以後改正サレタ。

○一部商品ノ關稅引上 伊太利輸入ノ一部商品ニ適用サルヘキ關稅ノ引上ヲ規定セル行政布告二月十二日發布セラレタルカ同布告ニ依リテ變更サレタル箇所左表ノ如シ。引上稅ハ二月十八日ヨリ有效。

(稅ハ金貨リヲ表ハサレ金貨テ支拂ハサル時ハ附加稅ヲ要ス。附加稅ハ每週變更サル。)

稅 番 品 目

二二五b(1) フェルト(帽子用以外)ニシテプリントナキモノ、平方米ノ重量、一

舊	新
(a) 二五〇瓦迄	二五〇(〇・二) 二五〇(〇・三)
(b) 二五〇瓦以上四五〇瓦迄	二〇〇(〇・二) 二〇〇(〇・三)
(c) 四五〇瓦以上六五〇瓦迄	一五〇(〇・二) 一五〇(〇・三)
(d) 六五〇瓦以上	一〇〇(〇・二) 一〇〇(〇・三)

註、一プリンテッドフェルトハ本稅ノ外ニ附加稅ノ支拂ヲ要ス。

二四一b 馬毛織物(篩布用以外)ニシテ羊毛又ハ絹絲以外ノ織物材料ノ織絲入ノモノ馬毛ノ割合、一

一 二五パーセント迄	六〇 六〇(〇・五)
二 二五パーセント以上五〇パーセント迄	一〇〇 一〇〇(〇・七五)
三 五〇パーセント以上	一六五 一六五(〇・七五)

四六五ノ二 ラヂカル又ハアクシアルボール又ハローラーベアリングニ

シテ完成シボール及ボールケーチニ取付ケタルモノ、及ホ
ール又ハローラーベアリング用リングニシテ鍛エ又ハ調整
セルモノ、各場合ノ重量、一

(a) 四 盪以上	〇・五〇(一)	〇・五〇(一・五)
(b) 二、五盪以上四盪以下	一 (〇・四)	一 (一)
(c) 二盪以上二、五盪以下	一・二〇(〇・四)	一・二〇 (一)
(d) 一盪以上二盪以下	一・五〇(〇・四)	一・五〇 (一)
(e) 四〇〇瓦以上一盪以下	一・七五(〇・四)	一・七五 (一)
(f) 二〇〇瓦以上四〇〇瓦以下	二・五〇(〇・四)	二・五〇 (一)
(g) 一〇〇瓦以上二〇〇瓦以下	三・五〇(〇・四)	三・五〇 (一)
(h) 五〇瓦以上一〇〇瓦以下	六 (〇・三)	六 (〇・八)
(i) 五〇瓦以下	八 (〇・三)	八 (〇・八)
四六五ノ三中 ベアリング用ルースボールニシテ全然完成セルモノ、徑、一	一・五〇(〇・四)	一・五〇(〇・八)
(a) 一六耗以上	一・七〇(〇・四)	一・七〇(〇・八)
(b) 一〇耗以上一六耗以下	二 (〇・四)	二 (〇・八)
(c) 六耗以上一〇以下		
五〇六 銃砲部分品、一	每百盪	每百盪

(a) 鑄鐵製、鐵又ハ鋼製ニシテ鍛エ又ハ鑄造セルモノ
ラフ
(b) 其 他
五八三 寫真用感光性乾板
六七二c 硼 酸、一

五〇〇(〇・八)	五〇〇(一・七)
八〇〇(〇・八)	八〇〇(一・七)
五〇(一・二)	五〇(一・八)

一粗 製
二精 製
六八八 クローム酸並重クローム酸加里、ソチウム及アムモニウム
六九三a クローム明礬
七〇〇 ハイドロサルファイト(稅表ニ掲ケサル)及其派生物
七〇二 硼砂及硼酸曹達
七一三中 硫酸クロミウム
七九三 群 青
七九四 粉末又ハ其他ニ調整セラレタ金屬色素、一

(a) アルミニウム色素
(b) 其 他

無 稅	五 (一)
七 (一)	七(二・五)
一〇(〇・五)	一五 (一)
八(〇・五)	一二 (一)
二〇(〇・五)	二〇 (一)
五 (一)	五(二・五)
一〇(〇・五)	一二 (一)
一〇(〇・五)	一二 (一)
一五(〇・五)	一五(一・五)
五〇(〇・五)	五〇 (一)
二五(〇・五)	二五 (一)

八〇二c 中

植物ノブラツクヲ基礎トセル脱色劑

五(〇・二)

五(一)

八〇九c(2) 中

ミネラル又ハミツクスド鞣皮場ノ(毛袋用明礬鞣皮以外ノ)

仔山羊ノ皮、染メタルモノ染メサルモノニシテグレインド、

スタンブド、ヴァーニツシユド、シヤモア、ドレズド、ベ

ルベツテツド又ハ其他加工セルモノヲ含ム

二〇〇(〇・一) 二〇〇(〇・八)

夫ヲ作成セル皮革類ノ税ニ加フルニ

八一一中

皮革類ニシテ帽子用ストリツブニ切りタルモノ

五 割 六 割

八三四

調車ノ車輪用空氣入タイヤー及インナーチューブニシテ織

物トノ結合如何ヲ問ハス

一〇〇(一) 一〇〇(〇・五)

種類ニ依ル織物ノ税ニ加フルニ毎百疋

八三七a

護謨引布帛(絹絲製又ハ五割以上ノ絹絲ヲ含ムモノ以外)

二〇 四〇

八三八b

伸縮性トリミング、リボン、ガルーン(打紐)、バンド、網

及織物ニシテ植物性織物材料入ノモノ

一四〇(〇・三) 一四〇(一)

八七九b(1)

寶石又ハ所謂ジエムニシテ加工セルモノ

每百瓦一四 每百瓦三六

八九五

洋袴吊及靴下留ニシス伸縮性織物製ノモノヲモ含ム、一

一八〇(〇・二) 一八〇(〇・七)

一 普 通 品

二 優 良 品

二五〇(〇・二) 二五〇(〇・七)

九一七

萬年筆ノ各分離部分品但ヘン先其他貴金屬製部分品ヲ除ク

每疋五〇 每疋五〇(一)

○臨時無稅輸入

二月十三日附布告ハ完全ナル人形製造用ノ磁器製ノ人形ノ首ヲ「臨時輸入」制度ノ下ニ無稅輸入品

表中ニ加ヘタ。

厚サ二耗ヨリ八耗マテノ薄板又ハ厚板製造用鉛塊又ハ鉛屑ノ「臨時輸入」ニ對シテハ既ニ許可ヲ與ヘラレタルカ右ハ厚

サノ如何ニ關ラス薄板又ハ厚板製造ノ爲メ輸入セラレタ塊又ハ屑ニモ擴張適用サルルニ至ツタ。

○關稅表修正

三月五日發表ノ三勅令ハ伊太利關稅表ノ小修正ヲ行ヘリ。

第一勅令ノ規定ニ依レハモラスフォツターノ製造ヲ目的トスルケーンモラスハ無稅輸入シ得但規定條件ニ從フ事ヲ要

シ數量毎年四千メトリツク噸マテノ事。

第二勅令ハ播種用亞麻種ノ無稅輸入ヲ許可ス。但毎年百噸迄ニシテ大藏大臣規定ノ條件ニ從フ事ヲ要ス。

第三勅令ハカツセルアースニ對スル稅ヲ每百疋三、五金貨リヲヨリニ金貨リヲニ引下ク。

○輸入砂糖ノ附加稅引下 三月八日附勅令ノ規定ニ依リ第二級品ノ輸入砂糖ノ製造附加稅每百疋三三ニリヲニ引下

ケラル。引下ハ一九二八年六月三十日迄有効ニシテ五萬メトリツク噸ニ制限サル。

○カードクロージング用護謨引織物ノ稅 稅番八四七ニ註ヲ加ヘタル三月十七日附布告ハカードクロージングノ製

造ヲ目的トセル護謨引織物カ大藏大臣ニヨリテ定メラルヘキ條件ノ下ニ每百疋四〇(金貨)リヲ引下稅ヲ以テ輸入ヲ

許可サルル旨規定セリ。

○一部商品ノ關稅引上 四月八日附行政布告ハ伊太利關稅表ノ各種項目ヲ修正セリ。同布告ニヨリ變化アリタルモ

「引上係數」(稅率ノ直後ニ印刷セル括弧内ノ數字)ハ支拂總稅額算定ノ爲基礎稅ニ加フヘキ金額決定上乘スヘキ數ナリ。

稅ハ金貨リラテ記セラレ若シ金貨ニテ支拂ヲ爲ササル時ハ附加稅ヲ課セラル。此附加稅ハ毎週改正サル。」

稅 番 品 目

稅率及「引上係數」(若シアラハ)

舊 布告ニ依リテ定メラレタルモノ

二〇(b) 肉鹽漬、燻製又ハ調理以外ニ準備セルモノ、—

每百斤金貨リラ 每百斤金貨リラ

ハ ム

無 稅 二五

其 他

無 稅 一五

一 二 九 ラ ー ド

無 稅 八

一 三 〇 ベ ー ゴ ン

無 稅 二二

二〇〇(c) 綿、毛蟲絲、天鰲絨(新項目)

天鰲絨ノ種類ニ從ヒ課稅サル* 天鰲絨ノ種類ニ從ヒ課稅*加フルニ每百斤一五〇リラ

* 一部天鰲絨ノ稅ハ通商條約ニヨリテ定メラル。

一六〇(e) 亞麻及大麻織物ニシテベガモイドヲ取扱ヘルモノ

新項目 織物ノ種類ニ從ヒ課稅、加フルニ每百斤三〇リラ

一九〇(i) マーセライズセサル綿織物又ハマーセライズセサル織物ニシテベガモイドヲ取扱ヘルモノ

二一八(c) 毛織物ニシテベガモイドヲ取扱ヘルモノ
二二三(e) 植物性織物材料ヲ混シタル毛織物ニシテ其ノ中ニ羊毛ヲ一五パーセント以上五〇パーセント以下ノ割合テ含ミベガモイドヲ取扱ヘルモノ

同

同

二〇四 綿レース、—

(a) 漂白セサルモノ、—

普 通 品 五〇〇(〇・五)△
優 良 品 一〇〇〇(〇・五)△

△本品ニ付キテハ毎百斤五〇〇リラノ協定稅アリ。

(b) 其 他、—

普 通 品 八〇〇(〇・五)
優 良 品 一五〇〇(〇・五)

新註、— 每平方米ノ重量一四〇瓦以上ノレースハ普通品トシテ分類サル。レースノ面積ハ幅トシテレースノ最廣所ヲトルヘシ。手製レースハ優良品ト看做サル。

二二七(b) ウール又ハフロックウールノ絨氈ニシテノツテツ

ド以外ノモノ

四三八

*毛織製絨氈ニハ毎百斤一〇〇リラノ協定税アリ。

五〇七	拳銃及連發銃	五(每個)	五(一・八)每個
五〇八	拳銃及連發銃ノ部分品、...	每百斤	每百斤

(a) 鑄鐵、鍊鐵又ハ鋼製ニシテスタンブ又ハ

カストセルモノ、ラフ

五〇〇(〇・八) 五〇〇(一・六)

(b) 其 他

一〇〇〇(〇・八) 一〇〇〇(一・六)

五三三 一 ファイルド鐵道及エーリヤル鐵道用チツブワゴン

一九(〇・八) 一九(一・二)

六七〇(b) 精製沃度

五(一) 一五〇(一)

六八五 金屬ノ沃化物

二〇〇 二〇〇(〇・七五)

七二五 ヨードフォルム

一二〇 二五〇(一・二)

八九六 セルロイド、エボナイト、ガラリス及類似品ノ櫛

及ヘアピン、

(a) (三) 剝形、裝飾ヲ施セルモノニシテ金又

ハ銀張(厚キ貴金屬ニテ覆ヘルモノヲ除ク)

二五〇(〇・五) 二五〇(一・二)イ

(c) (三) 其 他

一五〇(〇・五) 一五〇(一・二)ロ

八九七(k) セルロイド、エボナイト、ガラリス及類似品ノ卸

一五〇(〇・二)ハ 一五〇(〇・八)ハ

イ 毎百斤二五〇リラノ協定税アリ

ロ 同 一五〇リラ 同

ハ 同 一六五リラ 同

九一六(c) 萬年筆(金、白金又ハ銀製或ハ之等ノ裝飾金具

付ノモノ以外)

每個二(〇・五) 各個二(〇・五)

九一七 萬年筆ノ分解部分品ニシテペン先其他ノ貴金屬製

部分品ヲ除ク

每斤五〇(一) 每斤一〇〇(一・五)

○鱈類似ノ魚ノ税表分類 三月九日附布告ハ税番三四bニ次ノ註ヲ附加スル規定ヲ設ケタリ。『各種ノ魚ニシテ調理及貯藏セル鱈ニ類似スルカ如キ方法ニテ調理及貯藏セルモノハ鱈ト同一視シ鱈トシテ分類ス』

〔註一 税番三四bハ「調理セル魚ニシテ鹽漬、油漬其他ノ方法ニテ調理セルモノ。」〕

○一部物品ノ無税輸入 四月十四日附二布告法ノ規定スル所左ノ如シ。

(一) アンスラニリツクアシツド、ベンゾニツクアルデハイド、ベンチールクロライドニシテ合成香水製造ニ使用スルヲ目的トスル時ハ無税輸入ヲ許サル、但大藏大臣ノ定メタル規則及條件ニ從フ事ヲ要ス。

(二) 一般税表中第六七三番ニ次ノ註挿入サルヘシ、即合成藍ノ製造ニ使用スルヲ目的トセル「金屬性」ソチウムハ無税輸入ヲ許サル、但大藏大臣ノ定メタル規則及條件ニ從フ事ヲ要ス。

○一部物品ノ臨時無税輸入 四月十四日ノ勅令ハ「臨時無税輸入」ノ規則ノ下ニ一部物品ノ輸入ヲ規定セリ。

(a) 原料砂糖ハ一ヶ年次内ニ再輸出用精製ノ爲最低量十ク井ンタルニテ輸入シ得ル。

(b) 油引綿織物、板硝子、スタンブドシートホイール、電流計、速度計、電氣信號機、ブレークフロック、クラッチディスク及スパーキングプラグ(自動車及モーターローリーニ完成取付用)ニ與ヘラレタル無税輸入認可ハ更ニ二年間延長サル。

(c) 幅二百耗マテノ鐵片及鐵又ハ鋼線(ラフ又ハ磨キタル丈ケノ)ハ輸出向洋袴ノ留メ物用フツク及アイ、パツクル及クラスプ製造ニ使用ノ爲無税輸入シ得ル。

(d) 麥酒ヲ詰メテ輸出スヘキ空硝子罎ニ箇年間臨時無税輸入ヲ認メラル。此特許ハ輸出商會名及「Birra esportazione」ナル勺カ罎ニ押サレテキル場合ニ限ル。

(e) 無税再輸入ノ「臨時輸出」品表ニ加ヘラルヘキモノ次ノ如シ、一羊毛製莫大小ニシテ縮マサル様ニスル工業工程ニ服スヘキモノ(一年間ノ假特許)

〇燐寸製造税引上 四月十八日布告ニヨリ燐寸ノ製造税引上ケラル。許可ヲ受ケテ輸入ヲ許サルルカ如キ燐寸ニ對シテモ(普通ノ關稅ノ外ニ)支拂フ事ヲ要スル本改正稅率ハ次ノ如シ。

蠟燐寸、每箱百本入ノモノ、每箱 二九、五三センチシミ
バラフィン燐寸、一

水箱、安然燐寸五〇本入、瑞典型每箱 一六、一〇同

紙包、二八本入、ミネルヴァ型、每個 二一、六二同

厚紙箱、二〇〇本入、家庭用每箱 九三、四一同

木箱、フージー型燐寸三〇本入每箱 七三、六四同

パツケツト、箱其他入硫黃燐寸ニシテ一〇〇本入ノモノ每個一〇、五六同

〇絹縮緬其他ノ稅改正(佛蘭西トノ通商條約) 一九二六年五月及八月ノ補足取極ノ結果トシテ(五月二十六日ヨリ實施)伊太利稅表ハ次ノ如ク改正サル。

絹及絹製品ノ改正分類ハ一部縮緬及ファンシーネット其他ノ伊太利協定稅率ヲ次ニ示スカ如キ率ニ引上ケ加フルニ些少ノ修正ヲ行ヒタリ。

品 目 稅 率
機械製レース及ファンシーネット(スカーフ、アンダージュアン及スバニツシユヴエイリングヲ含ム)* 一 リラ(金貨)

*「ファンシーネット」ナル語ハ意匠カ機械的方法ニ依リ施サレタルモノヲ含ム。

未漂白、漂白、スコリアード又ハダイドノ如何ヲ問ハス 每 疋

絹又ハフロスシルク(シャツ)製、純又ハ混合、又ハスル織物ト他ノ織物トノ結合製ニシテ重量ニ於テ絹又ハフロスシルク主タルモノ 二五・〇〇

人造絹絲(又ハ同化材料)製、純、又ハ絹、フロスシルク(シャツ)若ハ他ノ材料トノ混合ニシテ重量ニ於テ人造絹絲主タルモノ 一九・二五

縮緬ニシテ織物ト混レル金、銀又ハ其他ノ金屬入ノモノ、一

重量ニ於テ絹又ハフロスシルク(シャツ)主タルモノ、一

(一) 優良金屬入、一

- (a) 漂白セサルモノ
- (b) 漂白シ、スコアーシ、染メタルモノ
- (c) ファイギュアードー各種類ニ對スル附加税

一四〇〇
一六〇〇
三〇〇〇

(二) 半優良又ハ模造金屬入、—
重量ニ於テ人造絹絲(又ハ同化織物)主タルモノ、—

- (a) 漂白セサルモノ
- (b) 漂白シ、スコアーシ、染メタルモノ
- (c) ファイギュアード、—各種類ニ對スル附加税

七〇〇
八〇〇
一・五〇

(一) 優良金屬入、—

- (a) 漂白セサルモノ
- (b) スコアーアドシ、漂白シ、染メタルモノ
- (c) ファイギュアードー各種類ニ對スル附加税

一二〇〇
一三〇〇
三〇〇〇

(二) 半優良又ハ模造金屬入、—

- (a) 漂白セサルモノ
- (b) スコアーシ、漂白シ、染メタルモノ
- (c) ファイギュアードー各種類ニ對スル附加税

六〇〇
六・五〇
一・五〇

重量ニ於テ木、木綿其他ノ材料主タルモノ、—

(一) 優良金屬入、—

- (a) 漂白セサルモノ
- (b) スコアーシ、漂白シ、染メタルモノ
- (c) ファイギュアードー各種類ニ對スル附加税

九〇〇
一〇〇〇
二〇〇〇

(二) 半優良又ハ模造金屬入、—

- (a) 漂白セサルモノ
- (b) スコアーシ、漂白シ、染メタルモノ
- (c) ファイギュアードー各種類ニ對スル附加税

五〇〇
五・五〇
一・五〇

重量ニ於テ金屬主タルモノ、—

(一) 優良金屬入、—

- (a) 漂白セサルモノ
- (b) スコアーシ、漂白シ、染メタルモノ
- (c) ファイギュアードー各種類ニ對スル附加税

一二〇〇
一三〇〇
三〇〇〇

(二) 半優良又ハ模造金屬入、—

- (a) 漂白セサルモノ
- (b) スコアーシ、漂白シ、染メタルモノ
- (c) ファイギュアードー各種類ニ對スル附加税

六〇〇
六・五〇
一・五〇

絹又ハフロスシルク(シャツプ)ト羊毛トノ縮緬ニシテ重量ニ於テ羊毛主タルモノ、

四四四

(a) 漂白セサルモノ

四〇〇

(b) スコーアーシ、漂白シ、染メタルモノ

五〇〇

(c) フイギュアード―各種類ニ對スル附加税

〇・五〇

人造絹絲ト羊毛トノ縮緬ニシテ重量ニ於テ羊毛主タルモノ、

(a) 漂白セサルモノ

三・七五

(b) スコーアーシ、漂白シ、染メタルモノ

四・七五

(c) フイギュアード―各種類ニ對スル附加税

〇・五〇

一部邊詰ノ佛蘭西ワインニシテ生産地ニ於ケル輸出業者ニヨリテシャンペン製法ニヨリ調製セラレ且斯ル輸出業者ニヨリテ輸出セラレタル事ヲ證スル生産地ノ商業會議所ノ證明書アルモノニ對シテハ引下税定メラル。

尙ベーパー又ハボードヲトレース、カツト又ハフォルドスル機械(機械工具)(税番四〇三a中)ニ對シ次ノ引下協定税定メラル。

重量一〇〇斤以上一〇〇〇斤迄ノ機械、税每百斤三二金貨リラ、係數〇・二

重量一〇〇斤迄ノ機械、税每百斤四五金貨リラ、係數ナシ。

○臨時無税輸入 五月十二日附同三十一日實施ノ布告ニヨリ次ノモノカ臨時無税輸入品表中ニ加ヘラル。

(a) 薬用植物並同部分品ニシテ清潔ニシ、撰別シ、挽キ、荷造シ、再輸出セラルヘキモノ(二年間有効)

(b) オリーヴ蠅ニ對スル「Dachicada Berlese」調製用糖蜜(二年間有効)

(c) 折疊式厚紙箱ニシテ輸尙混合織物製造用六〇、〇〇〇米又ハ六〇、五〇〇米ノ人造紡績絹絲ニツキ從來認メラル特典ハミラネシト呼フ純絹織爲ノ製造ニ對シテモ同一條件ノ下ニ擴張サレタ。

○關稅引下(希臘トノ通商條約) 伊太利希臘間通商航海條約一九二六年十一月二十四日羅馬ニ於テ調印サレ六月一日批准交換、同六日實施サレタ。

其結果乾葡萄ノ伊太利「協定」輸入税ハ每百斤一四金貨リラヨリ一〇金貨リラヘ乾無花果ハ同一五金貨リラヨリ一二金貨リラヘ引下ケラレタ。

○丁香及薄荷精油ノ税 三月三〇日附ヲ以テ丁香及薄荷精油ノ税(税番六五八a(二)及(三))公定評價ノ一五パーセントニ定メラル。(舊率ハ夫々每斤七・五及一〇金貨リラ)。

○魚油ノ戻税 六月二十三日附布告ニ依リ輸出減摩劑ノ調製ニ使用セル魚油ノ伊太利輸入ノ際ニ支拂ヘル税ハ返還サル。

返還ハ所定要式ヲ具フルヲ條件トシ輸入税ノ返還サルヘキ魚油ノ最低量一〇〇斤ト定メラル。
○一部礦油滓無税輸入 六月二十三日ヲ以テ「其他礦油ノ蒸溜ヨリ生シタル滓渣」(税番六四四c)ハ無税輸入スルコトヲ得但普通ノ黒色印刷用インキ製造用ヲ目的トセル場合ニシテ大藏大臣ノ定ムル條件ニ從フヲ要ス。

○精油、合成香料、アルカロイド其他ノ評價格改正 伊太利關稅表ノ規定ニヨリ税番六五八a(五)、六五八b、六六一及七六七ニ屬スル精油、合成香料及アルカロイド鹽ハ評價格ノ一五パーセントヲ課稅サレ本評價格ハ大藏大臣ニヨリ定期ニ金貨リラニテ定メラル。

四四五

四月二十五日附布告ニヨリテ之等物品ノ評價格改正サレタルカ新評價格ハ大多數ニ於テ從來施行ノモノヨリ高率。評價格ハ又當初表中ニ表ハレナカツタ次ノ項目ニツキテモ定メラル。

精油、テレピンヲ含ムモノ(六五八a(五)中)

丁香、每斤一八金貨リラ

薄荷、每斤八〇金貨リラ

クレアリーセイヂ每斤二二〇金貨リラ

合成香料、其他(六六一)、—

ベンチールフォーメイト、每斤一四金貨リラ

シトロネリルフォーメイト、每斤五五金貨リラ

フェニールシリツクノフォーメイト、每斤五〇金貨リラ

メチールイオノーネ、每斤七五金貨リラ

ベンチールプロプリオネート、每斤一八金貨リラ

ゼラノールプロプリオネート、每斤五〇金貨リラ

○臨時無税輸入 六月二十三日附布告ニヨリ左ノ物品無税輸入品表中ニ加ヘラル。

(a) 亞麻織絲、漂白セルモノ、撚リタルモノ、双絲、ピローレース製造用

(b) 東洋風肩掛ノ製造ニ使用スヘキ特殊品質ノ絹織物(二年間有効)

(c) 暖房用可鍛鐵ジヨイント

(d) 各種絶縁體、發火栓用

(e) 特種色付模造古代硝子、窓及ラムプ製造用(二年間有効)

(f) セルロイド、生(塊、條、管、錠、板狀)、鉛、漆及其他ノ物品製造用(二年間有効)

塊鉛ノ臨時無税輸入ハ當分(一年間)狩獵用散彈製造ニ使用セラレタルモノニモ擴張セララル。

ハードグレイソノ臨時無税輸入ハ食用ドライグルーテン製造ニ使用セラレタルモノニモ擴張セララル。

○販賣稅修正 八月十二日附布告法ハ各種直接稅(販賣稅ヲ含ム)ヲ修正セリ。

從來販賣稅ハ原料品ニ對シ二分ノ一パーセント、釐澤品ニ對シ二パーセント、化粧用エキストラクト及エッセンス、

コスメチツク、齒磨粉、香水、醫藥其他ニシテバツケツト、燻其他ニ詰メタルモノ及燻詰礦水ニ對シ三パーセント及

其他ノ總テノ物品(販賣稅ヨリ全然免除セラレタルモノヲ除ク)ニ對シ一パーセント課セラレタリ。

新法ハ從來二パーセント及三パーセントヲ徵收セシモノヲ廢止シ之等ニ對シ一パーセントヲ課セリ。

○臨時無税輸入 十月二十三日及二十七日附布告ハ臨時輸入規則ノ下ニ無税輸入ヲ爲シ得ル品目表ニ次ノ物品ヲ加

フ。

硫酸マグネシウム

人造絹絲製造用

鉄

鐵

製造用

ロールド、ドローン又ハホージド製產品甲鐵板、ヘルメット、大砲用普通又ハ特殊鋼

瑞

西

細目

○鐵及鋼製ターニングノ輸出税……………四五頁

○關稅引下(チエツコスロウアキアトノ通商條約)……………四五頁

○輸入馬鈴薯ノ附加税……………四五頁

○麥酒製造用セリールニ補助税……………四五頁

○輸入馬鈴薯ノ附加税撤廢……………四五頁

○自動車其他ノ輸入税……………四五頁

○鐵及鋼製ターニングノ輸出税 二月十一日附同十五日ヨリ有効ノ布告ニ依リ輸出鐵及鋼製ターニングニ對シ每百
 斤一・二〇法ノ輸出税ヲ賦課セリ。

○關稅引下(チエツコスロウアキアトノ通商條約) 六月二十七日瑞西、チエツコスロウアキア間通商條約ノ批准交
 換ノ結果トシテ同條約ニテ定メラレタル一部物品ノ減稅輸入ハ七月十二日實施サル。本邦品ハ最惠國條款ニ依リ右ニ
 均霑スル事ヲ得。詳細左ノ如シ

税番	品	目	條約ニテ定メタル 輸入税	每百斤法
二九(b)中	苳液、砂糖ナシ(アルコール分アリ又ハナシ)			二五
四三(b)中	胡瓜、酢中又ハ其他ノ方法ニテ漬ケタルモノ、各種ノ容器入、重量五斤以上			二〇
五七中	乾シタルキクヂサノ根			一
七七(a)	ハム、鹽漬又ハ燻製			六五
二六四(b)	椅子(大小)、ベントピーチウツド製、被裝セス			五三

稅番二六四(b)註—本項ハ各大サノベンチウツド製フラワータブル、ス
 モーカーステープル及サーヴィステープルヲ含ム但奢侈的家具ノ性質ヲ有
 セサル事ヲ要ス

(奢侈的家具ナル語ハ金鍍セル眞鍮テ飾リ、象眼細工ヲ施シ、彫刻シ、外國
 産木材テ上被シ又ハ織物材料ト結合セル家具ヲ指稱ス)

- 二九四 包装紙ニシテ別號ニ掲ケサルモノ、(油引包装紙ヲ含ム) 一五
- 四三〇 黄麻製マツト及絨氈、織リタルモノニシテ縁ヲトリ又ハ縁飾ヲ附シタルモノヲ含ム 七五
- 五一三 バスケット製造商品ニシテフレームナキモノ、脱皮セル柳、ウツドシエーヴ
イソグス又ハ葦製、ラフ又ハサイズド 三三
- 六七八 燒物、破面黄又ハ白、バリアン、ビスクヰツト器 三五
- 六八三へ 註、—グルーヴドグラスハシエイブドグラスト看做サル
- 六八六へ 註、—天然色窓硝子、引キ伸シタルモノニシテ機械的ニ加工セサルモノハ硝
子板ノ大サ及厚サニ關ラス本稅番ニヨリ課稅セラル
- 六八九へ 註、—粗製光學用硝子ハ稅番六八九ニ依リ每百斤ニ法ヲ支拂フヘシ但光學用
品トシテノ其用途ニ付證明スル事ヲ要ス
- ホロ—其他ノ硝子器ニシテ磨カサルカ又ハ單ニ底ノミヲ磨キタルモノ若ハグ
ラウンドストツパリアルカ又ハマーク、名稱又ハ記號アルモノ但彫刻セサル
事
- 六九二 ハーフホワイト硝子製 一一
- 稅番六九二註、—容積又ハ容量ノ表示ハ稅算定上考慮セス
- 六九三(a) ブリザーヴグラス、ホワイトグラス製、磨キタルモノヲ含ム、他ノ材料ト結合

セサルモノ

一五

ホロ—其他ノ各種硝子器、磨キ、彫刻シ、着色シ、ギルトセルモノ等ニシテ
他ノ材料ト結合セルモノヲ含ム、但貴金屬ヲ除ク、—

六九四(b)中

七五

六九四(c)

其他(時計硝子又ハ乾板ヲ含マス)

四〇

九六八中

キヤラメル(砂糖色)

一五

一〇五七中

醸造者用澀青(麥酒樽塗被用ナル事ヲ證明スル事ヲ要ス)

五

一一四五

各種類ノ小形器物及小間物品ニシテ別號ニ掲ケサルモノ(稅番一一四四ニ掲
ケタルモノヲ含マス)、別號ニ掲ケサル吳服物

一〇〇

一一四六

模造寶玉類即各種ノ個人的裝飾品ニシテ貴金屬、貴石、眞珠又ハ眞ノ珊瑚ニ
テ構成サレサルモノ、—

(a) 硝子製模造寶玉類、普通金屬ニ鍍メ又ハ鍍メス鍍金又ハ銀張セサル
モノ

(b) 其 他

二〇〇

三七〇

○輸入馬鈴薯附加稅

八月三十一日附布告ニヨリ輸入馬鈴薯ニ對シ每百斤一・五〇法ノ附加稅課セラル。大藏省ハ本

附加稅ヲ減少又ハ撤回スル權限ヲ與ヘル。

○麥酒及麥酒製造用セリールニ補助稅

九月三十日附布告ハ瑞西輸入ノ麥酒及麥酒製造用セリールニ對シ次ノ補助

税ヲ課シタリ。

麥酒製造ニ使用セル麥芽(醸造人麥芽)―毎百斤クロス一二法

醸造人麥芽又ハ麥芽製造ニ使用セル大麥其他ノセリール及バルス―毎百斤クロス八・八五法、麥酒―毎百立二・一八法
現行關稅ニ附加セラレタル上記ノ稅ハ十月五日實施サレ、三ケ年間有効タルヘシ。

○輸入馬鈴薯ノ附加稅撤廢 輸入馬鈴薯ニ課セラレタル毎百斤一・五〇法ノ附加稅ハ十月二十二日撤廢サル。

○自動車其他ノ輸入稅 十一月一日ヨリ實施サレタル自動車ノ瑞西新關稅表次ノ如シ。

稅番 品 目 輸入稅

自動車(馬車及車臺ヲ含ム)毎個ノ重量、―

九一四(a) 八百斤以下

每百斤 一一〇 法

九一四(b) 八百斤以上千二百斤迄

同 一三〇

九一四(c) 千二百斤以上千六百斤迄

同 一五〇

九一四(d) 千六百斤以上

同 一七〇

稅番九一四(a)―(d)註―車ノ重量トハ何時ニテモ道路ニ於テ使用スル用意ノ出來タル車又ハ車臺ト解スヘシ。

之等稅番ニ屬スルモノニシテ道路ニ於テ使用スル用意ノ爲メ必要ナル一部重要ナル部分品ヲ缺キタルモノハ若シ缺ケタル部分品カ存在スレハ當然課セラルヘキ所ノ項目ノ下ニ分類サルヘシ、之等ノ車ノ構成部

分(エンジンヲ含ム)ハ稅番九一四(d)ノ下ニ課稅セラル

九一四(e) 自動車ノ各種車體

每百斤 一七〇

九一四(f) 電 車

同 一二〇

九一四(g) 車體ナキトラクター、稅表別號ニ特記ナキモノ

同 一五〇

註、―車體アルトラクターハ每車ノ重量ニ從ヒ自動車トシテ課稅サル

九一四(h) 飛 行 機

同 九〇

奧
地
利

細目

四五八

○一部關稅引上……………四五九頁

○稅率引下(チエツコスロウアキアトノ通商協定)……………四六一

○輸入煙草專賣稅……………四九六

○一部關稅(一般稅)修正……………四九六

○同……………五二三

○一部關稅引上 チエツコスロウアキアトノ通商條約四月二十二日失効ノ結果境地利輸入ノ一部商品ノ關稅引上ケラレ「一般」稅率(境地利ト他國トノ開ニ條約ニ依リテ稅率協定アル場合ヲ除キ)ニテ支拂フ事ヲ要ス。四月二十二日以降引上稅ニ服スヘキ重要品目左ノ如シ。別ニ記載ナキ限り一般稅率適用サル。

織物—漂白セサル單絲ニシテ英番五〇ヨリ七〇迄ノモノ、五〇以下ニテ作ラレタル綿織物、切斷ノ標示アル綿食卓布、寢臺並家具覆(每百疋三一〇クローネ)、綿編物品及莫大小(稅表ニ特掲セサル)、亞麻織絲製ノ織物ニシテ他ニ掲ケサル植物性織物材料ヲ混シタルモノヲ含ム、亞麻其他バチースト麻布、紗、ローン其他ノオープンウーヴン織物、亞麻綾織、亞麻、大麻、黃麻其他ノ絨氈及筵、椰子表(每百疋四五クローネ)、羊毛織物(改正稅本註ノ終ニアリ)、羊毛ノ天鷲絨、天鷲絨織物及同リボン、家具用毛織物(バイル織ナラサル)ニシテ重量每平方米四百瓦以下ノモノ(每百疋三六〇クローネ)、毛莫大小織物、靴下(長短)及手袋、ブレーテッドウエア、衣服ノ飾及釦製造人ノ亞麻、羊毛又ハ絹絲若ハ混合絹絲(ハットブレートヲ除ク)製品。

金屬、機械類、其他—非展性鑄鐵ノラフシリンダー、鍛鐵製パイプ及チューブ、机、家庭及臺所用具及容器ニシテ厚サ二耗以下ノガルヴァナイズセル錫又ハターン(多量ノ鉛ヲ混シタル劣等ノブリキ)製ノモノ、厚サ六耗以上ノ鎖及鎖環(フラットリンクチエーントヲ除ク)、稅表ニ特掲セサル非展性鑄鐵製品、鑄鐵鉛錫又ハブリタニヤメタルノ粗製薄板及厚板ニシテ切ラスニ曲ケ穿孔セルモノ、竿條及線、押模様及衣服織物油布革布及リノリウム用銅又ハ眞鍮ローラー及厚板、蒸溜、冷却及調理裝置、鐵其他ノ普通金屬製水溜及タンク、二噸半以上ノ蒸氣起重機、鋤、打穀機及分離機ヲ除ク農業用機械及裝置、砂糖工場、釀造場及麥芽工場用、鑛業、製粉工場及化學工業用特殊機械及裝置。

化學品其他—蟻酸、固形又ハ溶解苛性加里、亞硫酸曹達及重亞硫酸曹達、馬鈴薯澱粉、澱粉護謨、特掲セサル合成鞣皮

四五九

材料、亜鉛硫化物及グリフィスノホワイトクレイオン。

雜—各種ノ紙及硝子、目ノ粗キ織物ニシテ油脂ニテ化學的處理ヲナシ又ハ之ヲ引キ若ハ飽和セシメタルモノ及ソレヨリ作レル防水布及カヴァー、スリツパー及家庭用靴(毎百斤一五五クローネ)、革手袋、機織用木製梭、スレート、人造礫石及金剛砂又ハ人造磨礫物ノ礫石、耐火煉瓦及瓦、其他ノ陶器及土器製品、麥酒、麥芽、砂糖及脂肪酸。
羊毛織物ノ改正稅次ノ如シ

稅 番 品 目

目

輸 入 稅

每百斤クローネ(金貨)

一 八 〇 稅表ニ特掲セサル羊毛織物ニシテ毎百平方米ノ重量、—

(a) 七百瓦又ハ夫以上、—

一 羊毛織物ニシテ一本ノ綿經絲(撚ラサル)ト羊毛又ハ人造羊毛ノ緯絲

アルモノ、但アブアルデツケンテ除ク

二 其 他

一〇〇
一四〇

(b) 七百瓦以下四五〇瓦迄、—

一 羊毛織物ニシテ一本ノ綿經絲(撚ラサル)ト羊毛又ハ人造羊毛ノ緯絲

アルモノ、但アブアルデツケンテ除ク

二 其 他

二〇〇
二七〇

(c) 四五〇瓦以下二百瓦迄

一 羊毛織物ニシテ一本ノ綿經絲(撚ラサル)ト羊毛又ハ人造羊毛ノ緯絲

アルモノ、但アブアルデツケンテ除ク、—

二 其 他

一八五プラス從價
五パーセント
一九五 同

(d) 二百瓦以下

一 漂白セサルモノ

三二五

二 染メタルモノ

三五〇

三 捺染セルモノ

四五〇

四 其 他

三二〇プラス從價
一二パーセント

○稅率引下(チエツコスロヴァキアトノ通商協定)

左表ハ七月二十一日調印ヲ了セル塊地利チエツコスロヴァキア

間補足通商協定ニ規定セル塊地利輸入ノ一部チエツコスロヴァキア品ニ對スル引下關稅ヲ示スモノテアル。

之等引下稅ハ八月十日ニ實施サレタルモノニシテ塊地利輸入ノ同種本邦品ニモ適用サル。

稅 番 品 目

目

協定ニ定メタル
引下 稅
金貨クローネ

食料品其他

一 八 (a) シュガーキャンディ

每百斤
三一〇〇

二	五	大	麥	二〇〇
二	九	麥芽、ローストセサルモノ一百斤ニ付大麥一三三斤ニ適用ノ稅並〇・八〇金	貨クローネノ附加稅ヲ支拂フ可シ	
二	五	中	野用 莓	五〇〇
三	九	〇	中	二〇〇
四	四	中	種	一〇〇
四	六	中	種	八・五〇
四	六	中	種	
六	八	中	種	
七	九	中	種	
八	五	中	種	
八	七	中	種	

裝飾花(並裝飾的果實ノ付キタル枝)、裝飾葉、草、枝(裝飾的果實又ハ花ナキ)ニシテ切り、ルーズ又ハ束ニセルモノ、針金ニ付ケ、染メ、イムブリグネート其他保存ノ爲メ手ヲ加ヘタルモノヲ含ム

乾燥セルキクチサノ根(ローストセサルモノ)ニシテ切りタルモノヲ含ム

包裝セルベッド用羽、重量八〇斤以下

ステアリン酸

麥酒、—

(a) 樽 詰

(b) 樽又ハ壺入

フルートワイン及フルートマストニシテ林檎又ハ梨以外ノ果實ヨリ製レルモノ

八	九	b	フルート及ベリージュイス、濃クセス甘味ヲ付ケサルモノ、樽入	三〇〇〇
九	一	a	天然藥用 礦水	二五〇〇
九	三	a	中	一・四〇
九	七	a	及	
		b	中	

ノ、樽詰

生姜 麵粉

ミートソーセイヂ(普通又ハ上等)、—

一 クレン、フラン克福ルト、サヴエロイ、スベシアル及シガーソーセイヂ、各種リヴァアソーセイヂ(ポールトリリヴァアソーセイヂヲ除ク)、ブラッドソーセイヂ、プレスドソーセイヂ、モラヴィアン、クロバツゼン、タリアニーソーセイヂ

二 主トシテ牛肉ヨリ作レル各種料理用ソーセイヂ、タンゲソーセイヂ、ゴーテルブルスト

三 豚ノ肺臟ヨリ作レル料理用ソーセイヂ、各種ポールトリリヴァアソーセイヂ、コースドチヨツブドハムソーセイヂ、ステューダイナーソーセイヂ、ロールドハム其他、ラツクスシンケン

クワーゲルチース、ブリムゼンチース

プリズム狀ノロマドノ如キソフトチース及樽入ノ普通チース

醸造用ローストセル麥芽、ダークビーア製造用(許可ヲ受ケ)

九	八	b	中	六〇
一	〇	一	中	七

- 一〇七中 樽及桶入小胡瓜總量五〇斤以下、並芥漬小胡瓜
- 一一六 鐵葉罐入ハムノ漬物、重量每個二・五斤以上
桶匠、醸造者、刷毛製造人及製繩人用澀青

綿 製 品

- 一三三(d)中 綿織絲、單撚絲、漂白セサルモノ、英番五〇以上七〇迄
- 一三八(b)中 綿製模造ヴィキューナヤーン及屑綿織絲、漂白セサルモノ又ハ染メタルモノ
米突番一〇以上

註、一カーデツドヤーンノ如ク紡キタル綿屑絲(ハバーセメント迄ノ羊毛ヲ含ミタルモノヲ含ム)ハ總テ稅番一三八ニ屬ス

- 一四〇中 番手二以上ノ織絲ノ綿織物ニシテ片面五耗平方ノ絲數三八本以下ノモノ、一
 - (a) 平、一
 - 一 漂白セサルモノ 八〇
 - 二 漂白又ハマーセライズセルモノ 一〇七
 - 三 染メタルモノ 一二六
 - 四 一色乃乃四色ニ捺染セルモノ又ハ緯絲ノミニ色乃至四色ニテ織リタルモノ 一六六

- 五 五色以上ニ捺染セルモノ又ハマルチブルウエフトヲ二色乃至四色ニ織リタルモノ若ハ五色以上ニテ織リタルモノ 一七六

(b)中 ファイギュアード、一

- 二 漂白又ハマーセライズセルモノ 一三三
- 三 染メタルモノ 一五二
- 四中 一色乃至四色ニ捺染セルモノ、緯絲ノミニ色乃至四色ニテ織リタルモノ、色物以外ニシテ薄團及家具ノカヴァー向ノ形ニ織リタルニ非ルモノ 一九二

- 五 五色以上ニテ捺染セルモノ又ハマルチブルウエフトヲ二色乃至四色ニテ織リタルモノ若ハ五色以上ニテ織リタルモノ 二〇二

- 一四一A及 番手二以上三迄ノ織絲ノ綿織物ニシテ片面五耗平方ノ絲數三八本以上ノモノ、一

- 一四一B一 (a) 平、一

- 一 漂白セサルモノ 一〇〇
- 二 漂白又ハマーセライズセルモノ 一三一
- 三 染メタルモノ 一五三
- 四 一色乃至四色ニテ捺染セルモノ又ハ緯絲ノミニ色乃至四色ニテ織リタルモノ 四六五

タルモノ

五 五色以上ニテ捺染セルモノ又ハマルチブルウエフトヲ二色乃至四色ニテ織リタルモノ若ハ五色以上ニテ織リタルモノ

四六六

一九三

(b) ファイギュアード、

二〇〇

一 漂白セルモノ

一二五

二 漂白又ハマーセライズセルモノ

一五七

三 染メタルモノ

一七九

四 一色乃至四色ニテ捺染セルモノ又ハ緯絲ノミ二色乃至四色ニテ織リタルモノ、

色織物、蒲團又ハ家具ノカヴァー向ノ形ニ織リタルニ非ルモノ

二四〇

其 他

二一九

五 五色以上ニテ捺染セルモノ又ハマルチブルウエフトヲ二色乃至四色ニテ織リタルモノ若ハ五色以上ニ織リタルモノ

二二六

一四一B二

番手三一以上五〇迄ノ織絲ノ綿織物ニシテ片面五耗平方ノ絲數三八本以下ノモノ、

(a) 平、

一 漂白セサルモノ

一二七

二 漂白又ハマーセライズセルモノ

一六二

三 染メタルモノ

一八七

四 一色乃至四色ニ染メタルモノ又ハ緯絲ノミ二色乃至四色ニテ織リタルモノ

二二七

五 五色以上ニテ捺染セルモノ又ハマルチブルウエフトヲ二色乃至四色ニテ織リタルモノ若ハ五色以上ニテ織リタルモノ

二四〇

(b) ファイギュアード、

一 漂白セサルモノ

一五二

二 漂白又ハマーセライズセルモノ

一八九

三 染メタルモノ

二一四

四 一色乃至四色ニテ捺染セルモノ又ハ緯絲ノミ一色乃至四色ニテ織リタルモノ

二五四

五 五色以上ニテ捺染セルモノ又ハマルチブルウエフトヲ二色乃至四色ニテ織リタルモノ若ハ五色以上ニテ織リタルモノ

二六七

一四二

番手五〇以下ノ綿織物ニシテ片面五耗平方ノ絲數三八本以上ノモノ、

(a) 平、

一 漂白セサルモノ

一七三

四六七

- 二 漂白又ハマーセライズセルモノ 一七三
- 三 染メタルモノ 一九八
- 四 一色乃至四色ニテ捺染セルモノ又ハ緯絲ノミニ色乃至四色ニテ織リタルモノ 二三八
- 五 五色以上ニテ捺染セルモノ又ハマルチブルウエフトヲ二色乃至四色ニテ織リタルモノ若ハ五色以上ニテ織リタルモノ 二五三
- (b) **ファイギュアード、**
 - 一 漂白セサルモノ 一六二
 - 二 漂白又ハマーセライズセルモノ 二〇〇
 - 三 染メタルモノ 二二六
 - 四 一色乃至四色ニテ捺染セルモノ又ハ緯絲ノミニ色乃至四色ニテ織リタルモノ 二六五
 - 五 五色以上ニテ捺染セルモノ又ハマルチブルウエフトヲ二色乃至四色ニテ織リタルモノ若ハ五色以上ニテ織リタルモノ 二八〇
- マドラス及バグダツト窓掛 三一〇
- 各種ノレース窓掛、レース窓掛地、ベッド及家具ノカヴァーニシテルード 一〇〇
- エツチ又ハリボンニテ付ケタル縁アルモノ、下ノ附加税ヲ支拂フ可シ

一五三(b)へ 註、一長短靴下上ノ絹クロツクハ分類ニ影響セス
 一五三(d)中 編組品及莫大小(反物、長及短靴下並手袋)、

- (a) 完全ナル下着、裏付又ハ引紐付 二八〇
- (b) 其 他 四四〇
- 一五三註、一編組品ニシテファイギュアードオープンワークアルモノハ附加税ニ服セス

亞麻製品其他

一六一中 亞麻織物、他ノ植物性織物材料(綿ヲ除ク)トノ交織物ヲ含ム、

- (a) 平、一
- 一 漂白セサルモノニシテ片面二種平方經緯絲數、一 五〇
- (a) 四〇本迄 八五
- (b) 四〇本以上一六〇本迄 二〇〇
- (c) 一六〇本以上
- 二 漂白セルモノ、ライワツシユド、染メタルモノ、捺染又ハ色織セルモノニシテ片面二種平方ノ經緯絲數、一 一一〇
- (a) 八〇本迄

- b) 八〇本以上一六〇本迄
- (c) 一六〇以上
- (b) **ファイギュアード**(ダマスクヲ除ク)、—
 - 一 漂白セサルモノニシテ片面ニ經緯線數、—
 - (a) 八〇本迄
 - (b) 八〇本以上一六〇本迄
 - (c) 一六〇本以上
 - 二 漂白セルモノ、**ライワツシユド**、染メタルモノ、捺染セルモノ又ハ色織
- 一六二 各種ダマスク、漂白セサルモノヲモ含ム、片面ニ經緯線數、—
 - (a) 八〇本迄
 - (b) 八〇本以上一六〇本迄
 - (c) 一六〇本以上
- 一六三 **バチースト**、紗、**ローン**及其他ノ**オープンウーヴン**織物
- 一六八中 卸、亞麻絲ニテ覆ヒタルモノ
- 一七〇中 亞麻、大麻、黄麻、椰子皮纖維又ハ其他ノ特記セサル植物性織物材料ニテ作レル絨氈、(漂白シ、染メ又ハ捺染セルモノヲ含ム)、—
 - 一五〇
 - 二五〇
 - 三〇〇
 - 二五〇
 - 二〇〇
 - 二二〇
 - 一八〇
 - 一五〇
 - 一三〇

- (a) 中 **フラシ天風**ニ織ラサルモノ(椰子皮纖維絨氈ヲ除ク) 五五
- (b) **フラシ天風**ニ織リタルモノ、—
- 一 **ジユートシミルナカーベツト**(トウイステツドシエニール付) 七〇
- 二 其 他 一三〇

羊毛製品

- 一八〇中 羊毛織物、稅表ニ特記ナキモノニシテ每平方米ノ重量、—
 - (a) 七〇〇瓦又ハソレ以上、—
 - 一 **ハリナ布**及**ハンジャ布**(捺染セルモノヲ含ム) 八〇
 - 二 **アフアルデツケン** 七〇
 - 三 其他ノ**カヴァー**及被足用材料 一二〇
 - 四 其他ノ羊毛織物 一二〇
 - (c) 中 四五〇瓦以下二〇〇瓦ヲ下ラサルモノニシテ漂白セサルモノ
 - * 一九〇加フルニ 從價一割

* 現行協定稅—每百疋一九五クローネ、加フルニ從價五パーセント

(a) 中 二〇〇瓦以下、—

- 一 純綿經絲織物、
裏地用サ―チ及縞子
其 他
- 二 其他ノ羊毛織物、
(a) 漂白セサルモノ

三二五
二六〇

△現行協定税―毎百疋三二五クローネ

△二四〇、加フルニ

從價一割

(b) 染メタルモノ又ハ色織

□二五〇、加フルニ

從價一割

□現行協定税―染色セルモノ、毎百疋三五〇クローネ、色織毎百疋四二〇クローネ

一八二 天鵞絨及天鵞絨類似織物及天鵞絨リボン、―

(a) 海豹皮ニシテ毎平方米ノ重量四五〇瓦以上

二〇〇

(b) 其 他

二四〇

一八七中 編組品及莫大小、―

(a) 編組反物

二四〇

(b) 一 長靴下ニシテ重量毎打一、五疋以上ノモノ及短靴下ニシテ重量

二三五

一疋以上ノモノ

二 長靴下ニシテ重量毎打一、五疋以下ノモノ及短靴下ニシテ重量

五〇〇

一疋以下ノモノ

(c) 手 袋、―

一 キヤスターグラヴ

二五〇

二 其 他

四〇〇

一八九(b)中 フェルト反物、染メタルモノ

無 税

フェルト反物、漂白セサルモノ、斑點アルモノ又ハ白、帽子、ブレース、刺

無 税

繡及靴下留製造用

混 絹 製 品

二二〇(b)中

卓掛用半絹織物、ファイギュアード、染メタルモノ又ハ色織、及綿又ハ亞麻製
ナフキンニシテ經絲又ハ緯絲ニ人造絹絲ヲ含ムモノ、重量毎平方米二〇〇瓦
以上

六〇〇

仕 立 品

二二五へ

註、―リボン、ループ、バスマントリ―、縁飾、カラー及カフスハ絹製ノモ
ノニテモ税番二二五ニ屬スル仕立品ノ分類ニ影響スルコトナシ

婦人用ノ重キ仕立品、税算定上刺繡カラー及カフスハ無視サル

四七四

刷子製造人製品

二二七中

刷子製造人製品(普通品並工業用針金刷子ヲ除ク)、

(b) 人造彫刻材料ト結合セルモノ、夫々ノ彫刻材料ノ税以外ニ

(c) 其他ノ優良材料ト結合セルモノ

二二八(b)

剛毛又ハ切リタル動物ノ毛ニテ製レルペイント刷子

二三六中

臺 紙、

(a) 一 ラフラツグボード

二 馬 糞 紙

(b) 二 ルーフィングボード、サンドセサルモノ

二三八

包装紙、毎平方米ノ重量三〇斤又ハソレ以上ニシテ漂白セス、染メヌ又ハバ

ルフニテ染メサルモノ、(片面カ滑カナルモノヲ含ム)、

(a) 藁 紙

(b) 其 他

二四三

硫酸紙及其他ノ耐脂包装紙

二四六中

シガレットペーパー、スムーズ、幅五糎以上ノロール又ハシート状若ハボツ

無

二九 税

無

七 税 四

一六〇
一三〇
一三〇

二四八中

ピンニ卷キタルモノ及總テノ漉込、模様入又ハスタンブドシガレットペーパー
カラードティツシューペーパー
セルローズワツディング、薬用ニ調製セサルモノ
包装紙ニシテ毎平方米ノ重量四五瓦又ハソレ以上、漂白セス、染メヌ單ニバルフニテ染メタルモノ、片面平滑、漉込又ハフェルトマークドサイン、線又ハ意匠アルモノ

二〇
二〇
二八

二五〇(c)中

硫酸紙及其他ノ耐脂包装紙、

一 單色ニテ刷レルモノ

二 數色ニテ刷レルモノ又ハ繪ノ裝飾アルモノ

フツクレツト式シガレットペーパー

二五一中

次ノ紙、厚紙又ハペーパーバルブ製品、

(a及b)中箱、

(a)中 極優良材料ト結合セルモノ

(b)中 優良材料ト結合セルモノ

(c)中 數色ニ刷レル靴、着色紙、金紙製又ハ之等ト結合セルモノ及繪

又ハ彩色アルモノ

二〇〇
一〇〇
四〇

三二
五二
七五

九

四七五

其他ノ鞆

釘

ガムモイド、板條管輪及シリンドー状

ジャツカードカード

油 布

二七〇

粗製織物、化學的ニ調製セルモノ又ハ油、タール又ハ脂肪混合品ヲ上被シ又ハ滲透セルモノ、スル材料製ターポリン及其他ノカヴァー

一〇五

二七一

厚紙ノフローアーカヴァリングニシテ瀝青、石油ピツチ又ハアスファルトヲ滲透セルモノ、ワニスタ片面又ハ兩面ニ上被セルモノ、厚サ一、二耗又ハソレ以上ニシテ每平方米ノ重量一〇〇〇斤以上ノモノ、一

一單 色

二模 様 入

三五 四五

革製被足具及手袋

二八七(b)中

婦人用ブレインシュース(重量每足五〇〇瓦以下)ニシテ天然色又ハ染メタル(マーセライズセルモノヲ含ム)綿製又ハ亞麻、縞子、レツプ若ハシホソノ如ク織リタル綿製ノ上部アルモノ

ク織リタル綿製ノ上部アルモノ

二八八中

ハンジャシュース

一二五

二八九中

革手袋(單ニ形ニ切リタルモノモ)、極優良材料ト結合セルモノヲ含ム

一〇〇〇

木及木製品

二九四(a)中

薪並樹皮、柴、小枝

〇・五〇

二九五中

イムブリグネーテツドポール

三・五〇

ウツドワイヤー、ウツドウール

四

ウツドフラウワー

一・五〇

其他ノ建築用及工業用材、削リ、溝ヲ堀リ、タンク又ハイムブリグネートセルモノ、樽用ニ用意セル木、一縦ニ挽キタル建築及工業用材(現在無税)ノ税以外ニ

四

二九九中

ウツドモールディング(家具、フレーム其他用)、ステインド、カラード、ヴァニツシユド、ラツクワード、ポリツシユド、糊付セルモノ、コムボジションニテコートシ又ハコムボジションノ裝飾アルモノ

三〇

三〇一中

木又ハ籐杖、一

(b) 粗 製、一

ラ フ

ステインド、カラード、ヴァニツシユド

(c) 優良品

三〇二(a)中 松製樽用栓、粗製

ソフトウツド製樽、粗製

鍛戸板、ソフトウツド製、カラード、ステインド、ヴァニツシユド、ラツク

ワード、ポリツシユド又ハ革ト結合セルモノ

三〇二(b)中 次ノハードウツド製品又ハ普通木材テヴエニーヤセルモノ、

一 ラ フ、

(a) カスクパイプ

(b) 掬ノスタツフ、粗雜ニシリンダー狀ニターンセルモノ

(c) 掬ノ桶及バツケツト、容量六リツトルヲ超エサルモノ、包装用

(d) ソリツドビーチノガーデンファーニチュアー

(e) 家具及其部分品、ベントウツド製

二 カラード、ステインド、ヴァニツシユド、ラツクワード、ポリツシ

ユド又ハ革ト結合セルモノ、

(a) カスクパイプ、ポリツシユド

四七八

四・五〇

一五

三六

六

一二

一四

一六

一五

一二

一二

一四

二二

(b) ソリツドビーチノガーデンファーニチュアー、磨カス

(c) 家具及其部分品、ベントウツド製

三〇三中 次ノ優良木材製品又ハ優良木材ニテヴエニーヤセルモノ、

一 カスクパイプ、ラフ

二 カスクパイプ、ポリツシユド

三 家具及其部分品、ベントウツド製ニシテ焼入又ハ印刻裝飾アルモノ

三〇四中 ウツドワイヤー及數多ノ織物絲ニテ製レルフラインド

三〇五中 ウツドワイヤー製フラインド、全部又ハ大部分織物絲ニテ覆ヘルモノ

珈琲店用小卓、リノリウムニテカヴァーセルモノ、角ヲ眞鍮板ニテ縁取セル

モノヲ含ム

三〇七中 セルロイド製卸セルロイドノ税(毎百斤二〇金貨クローネ)以外ニ

パイプ用吹口、骨角其他ノ天然調刻材料製

硝子及硝子製品

三 一 六 ホローグラス、精製セス、スムースセス、ファイギュアーセス、バーフロレー

トセス、エマーリーグラインドセス又モールドセサルモノエマーリーグラーウ

ンドストツバー又ハスムースドポットム又ハエツチアルモノ又ハ無キモ

四七九

二八

一六

二二

三〇

一六

三五

八五

五〇

一五五

一二〇

ノ、一

四八〇

註、一 褐色麥酒燻ハ些少ノ着色物質ヲ含ムトモ稅番三一六(a)ニ屬ス

(a) 天然色ナレト白又ハ半白ナラス

四

(b) 白又ハ半白(透明)

一六*

(c) 色物

一六*

*總量ニ付

三 一 七 水ローグラス、精製一

(a) エツチド、スムースド、ファイギュアード、バーフオレーテツド、エ

マリーリーグランド又ハカツト、一

一 天然色及ハ白(透明)

一七

二 色物

一九

註、一 (a) 一又ハ(a)ニニ掲ケタル水ローグラスニシテ鐵及金屬器、石、木及調刻品又ハイルミネーテイング品取付用ノモノ(管理ノ下ニ)

無稅

(b) ペーシテツド、ギルト又ハシルヴァード、スパノングラスアルモノ

又ハ硝子ノ應用アルモノ、一

一 ペーシテツド

四五

二 其 他

二〇

註、一 (b)ニ掲ケタル水ローグラスニシテ鐵及金屬器、石、木及彫刻品又ハイルミネーテイング品取付用ノモノ(管理ノ下ニ)、一

一 ペーシテツド

二二

二 其 他

無稅

三 一 九 硝子、モールデツド、モールデツドフローン又ハソリツド、稅表ニ特記セル

モノ、ラフ、グラウンドボツトム又ハエツチアルモノヲ含ム、天然色又ハ白

(透明)、一

(a) 工業用硝子

六

(b) 建築用煉瓦

六

(c) 床及壁瓦

一五

(d) 其 他

二〇

三 二 〇 厚板及薄板硝子、ラフ、グラインドセス、ボリツシユセス、パツターシユセス、

ベントセス又フオリエートセス、一

一 厚板硝子、カスト又ハフローン

無稅

二 ラフカストグラス、着色シ又ハセサルモノ

八*

*總量ニ付

三 其 他、一

四八一

(a) 着色セス、
機械引硝子、厚サ五耗又ハソレ以上
其 他

(b) 着色

三二二一 厚板及薄板硝子、グラウンド、ポリツシユド、バツターインド、ベントニシテ
カラー又ハフラツシユセルモノヲ含ム、
一 厚板硝子、グラウンド、ポリツシユドニシテカラー又ハフラツシユ
セルモノヲ含ム

一八*
二〇*
無 税

(a) ベヴェルセス、フオリエートセサルモノ、
一 厚板硝子、グラウンド、ポリツシユドニシテカラー又ハフラツシユ
セルモノヲ含ム

二 其 他

無 税

(b) ベヴェルセス、フオリエートセス、
(c) 中 ベーントツド、ギルト、シルヴァード、應用模様アルモノ又ハ焼
入着色ノモノヲ含ム

二〇*
二二*

入着色ノモノヲ含ム

二四*

* 總量ニ付

註、一 擴大鏡、フレームナキモノニシテオブチカルグラウンドレンズ製ノモノ (税番四八
〇)ヲ除ク

無 税

三二二三 ワイヤードグラス

一六*

無 税

三二二五 時計硝子、グラウンド又ハ然ラサルモノ

三二二六 硝子ビード、コラル、ポール、釦、耳輪(ソリツド)、及スバングラス、
(a) 中 白又ハ色硝子製(工業用ビード及スバングラスヲ除ク)
(b) ベーントツド、ギルト又ハシルヴァード
(c) 模造眞珠及其製品

四・八〇

一八

二四〇

三〇

三二二七 模造寶石セツトセス

三二二八 男及女用硝子裝飾品、硝子ビード製品(模造眞珠ヲ除ク)、模造寶石製品、小
硝子タブレット、スパン硝子及類似品、
(a) 中 優良材料ト結合セルモノ
(b) 極優良材料ト結合セルモノ

二二〇

二四〇

三二九b 硝子及磁瑠器、税表ニ特記ナク護謨、革ト結合セルモノ若ハ鐵又ハ普通金屬
ノ非ニツケル鍍裝飾部分ト結合セルモノ

七二

石材及其製品

三三三一(b) 中 花崗岩、三面以上ヲ挽キタルモノ又ハラフ、若ハ粗雜ニ研リタルモノ、板狀

〇・七〇

花崗岩、單ニ挽キタルモノニシテ厚サ一六耗又ハソレ以上

三三五(b) 中 花崗岩、斑岩、黒花崗岩及同種硬石材製品(税表ニ特記ナキモノ)全部又ハ一

三四六(a)中 部グラウンド、ポリツシユド、ギルト又ハシルヴァード
金鋼砂又ハ硬質人造磨砥物ノ人造砥石(グラインドストーン及ホエツトスト
ーン)

二〇
一六

土 器

三五二中

(a) 化粧煉瓦及フローチングブリツク並其他ノホローブリツク、バーフォ
レーテツドブリツク及スラブ並非耐火粘土ノシエーブドブリツク

〇・五〇

(b) 非耐火粘土ノ煉瓦及瓦、コーテツド、イムブリグネーテツド、スチー
ムド又ハグレースド

一

三五四

耐火煉瓦及スラブ、一

(a) ダイナ、マグネサイト、ボークサイト及グラフアイト

二・三〇

(b) 其 他

一・八〇

三五五

和蘭煉瓦(クリンカー)及鋪裝板石、一

(a) 一 厚サ八〇耗以上

無 税

二 厚サ八〇耗ヨリ三〇耗迄

〇・八〇

(b) 厚サ三〇耗ヨリ一五耗迄

二・六〇

(c) 厚サ一五耗以下

五・七〇

三五六

化粧煉瓦、クォーターニ別レタルモノ、釉薬ヲ施セルモノヲ含ム、一

單 色

九

數色、ペーントツド、ギルト又ハシルヴァードヲ含ム

一四

三五七(b)

アーゼンウエーアパイブ、釉薬ヲ施セルモノ、普通石器及耐火粘土ノパイ
ブ

一・九〇

三五九

煖爐及煖爐ノ部分品、一

(a) 粗製ニシテ裝飾ナシ

一・二〇

(a)及(b)中ブリユースーヴタイル、ホワイトグルーヴアリ又ハ無キモノ
ニシテ瓦様フラクチュアール有スルモノ

一・二〇

(a) 其 他、一

煖爐瓦、單ニグレースドダークブラウン又ハダークグリーン、裝飾セル

モノヲ含ム但粗製ニシテ瓦様フラクチュアールモノ

一・二〇

其 他

一〇

三六〇(b)

レトルト、坩堝、マツフル、キャツブジュール、其他耐火物質ハ又ハ普通石
器製品ニシテ工業用

三

三六一

普通陶器ノ什器、普通石器製品ニシテ税表ニ特記セサルモノ、一
(a) 普通石器製

二

四八六 一・四〇

註、—普通陶器ノ什器ニシテ白キフラクチュアアリ且單ニ色ヲ撒布又ハ打塗シテ裝飾セルモノハ稅番三六一
(b)ニ屬ス

三六二 磁器 二二

三六三 中 土器ニシテ稅表ニ特記ナキモノ、— 一〇

(a) 石器、工業用及衛生用ニシテ稅番四五三中ニ屬セサルモノ 一〇

(b) 中 其他、— 一〇

一 白(アイヴオリーホワイト) 一〇

二 カラード、ベイントッド、シルヴァード又ハギルト、— 一〇

(a) 褐色陶器、内部白、釉藥ヲ施セルモノ 一六

(b) 其他、粘土パイプヲ除ク 一八

鐵 及 鐵 器

三七四(b)中 非可鍛鑄鐵ノワークドロラー、鐵紙機械ニシテ製紙機械工場用ノ二米以上 無 稅

ノポールリングスヲ有スルモノ、ラフリースコアード

三八一(b)中 食卓、家庭及臺所用什器、厚サ二耗以下ノ薄鐵板製、普通ニ工作セルモノニ 無 稅

シテ(スコアアリング、ブライミング、ピツキング又ハドレツシング以外)

四五

亞鉛鍍又ハ鉛鍍セルモノ

次ノ薄鐵板(厚サ二耗以下)製品、優良ニ工作セルモノニシテ普通金屬鍍シ、

磨キ、スタムブド又ハイムプレスドバターンアリ、磁瑯引シ、優良ニ下塗

シ、塗漆シ、ベイント又ハプリントセルカ如キモノ、—

(a) エナメルドバス 六〇

(b) カーリーコム 七〇

シャヴェル 三二

三九一 中 チエイン及チエインリング(カスト及フラットリンクチエインヲ除ク)、リン 一七

クノ厚サ六耗以上、— 二五

一 ラフ又ハ普通ニ工作セルモノ 一〇〇

二 其 他 一一

三九五(a)中 アイレット、バツクル、クラスプ、塗漆セルモノ 一〇〇

三九八(b)中 ラミネーテッドスプリング、キャリツチ用 一一

四〇七 非可鍛鑄鐵製品(稅表ニ特記ナキモノ)、— 七

(a) ラフ、スコアード、又ハラフプライムド、每個ノ重量、— 七

一 及二、四〇耗又ハソレ以上 五

三、四〇耗以下五耗迄 七

四八七

四、五 疋 以下

(b) 其他ニシテ普通ニ工作セルモノ、毎個ノ重量、—

一、一〇〇疋又ハソレ以上

二、一〇〇疋以下四〇疋迄

三、四〇疋以下五疋迄

四、五 疋 以下

(c) バスタブ、重量ノ如何ヲ問ハス及珙瑯引鑄鐵什器ニシテ毎個ノ重量

四〇疋以下ノモノ、

其他ノ優良工作品ニシテ毎個ノ重量、—

一、一〇〇疋又ハソレ以上

二、一〇〇疋以下四〇疋迄

三、四〇疋以下五疋迄

四、五 疋 以下

四〇八

アートカスチング及其他ノ裝飾的カスチング、可鍛鐵ト結合セルモノヲ含ム、—

(a) ラフ又ハ單ニスコーアーセルモノ、

一、ク井ンターフエン、重量五疋又ハソレ以上

二 其 他

(b) 其他ニシテ普通又ハ優良ニ工作セルモノ

(a) 及(b)註、— 煖爐用アンダーフレーム及ドア、ラフ、スコアー

ード、又ハコーススリーブライムド

二 衝用ビーム及フレーム、ラフ、スコアー、コーススリーブライム

セルモノヲ含ム

三 斯ルビーム及フレーム上ニ其容量ニ關スルカストマーキングセルモ

アート又ハ裝飾的カスチングトシテ課稅セラレス

可鍛鐵製ラフ、スコアー、ラフ、スコアー、ラフ、スコアー、ラフ、スコアー(稅表ニ特

記ナキモノ)、重量五〇〇疋又ハソレ以上

其他ノ普金屬及其製品

四二四

オナメンタル、デコレーチウ及ファンシー品、優良材料ト結合セルモノヲ含ム

四三二(b)中

自動車用前燈

機械、器具、其他

四三五 蒸氣汽罐

四三六中 A 蒸溜、冷凍及調理装置、—

(a) 鐵製、重要ナラサル普通金屬ノ部分品アルモノヲ含ム

(c) 中 鐵製、五割ヲ超エサル普通金屬ト結合セルモノヲ含ム

四三六中 B シスターン及タンク、—

(a) 鐵製、重要ナラサル普通金屬ノ部分品アルモノヲ含ム、—

一 スチールボツトル

二 其 他

(b) アルミニウム製

四三八中 (a) 中 其他金屬製、每個ノ重量一〇〇〇斤以下

スチームクレーン、每個ノ重量、—

(a) 一〇〇、〇〇〇斤又ハソレ以上

(b) 一〇〇、〇〇〇斤以下一〇、〇〇〇斤迄

(c) 一〇、〇〇〇斤以下二、五〇〇斤迄

ウインチ又ハ揚船機、每個ノ重量二五〇〇斤以下二〇〇斤迄

農業用機械及器具(スチームブラフ、メカニカルブラフ、打穀機及ミルクセ

パレーターヲ除ク)、—

四三九(d)

二五 二六 三五 一六 二四 七〇 四〇 二四 三〇 三六 一八

一 木製(即木カ七五パーセント以上ヲ占ムルモノ)

二 鐵 製、—

(a) 除 苔 機

(b) 鋤及其部分品

(c) 其 他

四四一(b) 中 砂糖工場、麥酒醸造場及麥芽工場用特殊機械及器具、普通金屬製(即普通金

屬カ五割以上ヲ占ムルモノ)

四四一(c) 中 砂糖工場、麥酒醸造場及麥芽工場用、採石、採鑛及ローリング工場用並化學

工業用鐵製特殊機械及器具、每個ノ重量、—

一、一〇〇〇〇斤又ハソレ以上

二、一〇〇〇〇斤以下一〇〇〇斤迄

三、一〇〇〇〇斤以下二〇〇斤迄

四、二〇〇斤以下

シヤフチング、每個ノ重量、—

一〇〇〇斤以下二〇〇斤迄

二〇〇斤以下

鑄鐵製汽罐メムバー、アンワークド、ロープレツシヤースティームボイラー

一三 一〇 一八 二二 四三 二六 三二 三八 四二 三〇 三四

及ウォーターヒーティングボイラー用、重量每個二〇〇斤以下

四九二

三〇

電氣機械及器具

四四八(d)及(e)

灰鑄鐵ノ抵抗コイル、ラフ、一

一 重量每個五斤以下但五〇〇瓦ヲ下ラサルモノ

二 重量每個五〇〇瓦以下

四四八(e)中

ガムモン、金屬部分品ヲプレスドインセルモノ、重量每個五〇〇瓦以下

五五三(b)中

電氣用陶器部分品、エクイツブセス、每個ノ重量、一

五〇〇〇瓦以下三〇〇〇瓦迄

三〇〇〇瓦以下六〇〇瓦迄

六〇〇瓦以下

無稅

一一〇

六五

五五

二二

一六

稅

乗物

四五六中

子供用遊車、一

木製、木又ハ鐵フレーム、護謨タイヤナク、被裝セス、裏付セス、塗漆

セス、ニツケル鍍セサルモノ

木製、其他、各種ノカヴァーリングアルモノ

九〇

二五

四六二(b)中

クランクシャフト、スコアード、自動車機關用

一一五

貴石

四七四(b)中

柘榴石、加工セルモノ、但セツトセス

每斤

二〇

器械

四八二中

メーターズチツク及ヒンチドルル、木製

每百斤

六〇

四八三(b)中

手紙計量器、容積一〇〇〇瓦迄

四八五

教會及其他ノパイオルガン

四〇

四八六へ

註、一鐵道、自動車及之ニ似タルモノニ對スル號角ハ風琴トシテ課稅サル

四九七へ

註、一普通ノ鹽ヲ含メル天然スプリングプロダクツハ小賣用ナレハ本稅番ニ

屬ス

化學製品、其他

四九九(k)中

蟻

酸

六

四九三

五二〇(e)中	ポテトースターチ及ポテトースターチフラワー	一一
五一〇(f)中	膠質及コブラーペースト	一一
五一三中	澱粉膠(デキストリン及同種ノ澱粉護膜代用品並貼紙用護膜) 天然、ソリツドスプリングプロダクツニシテ普通ノ鹽ヲ含ミ、錠劑ノ形ヲト ラス又他ノ材料ヲ加ヘサルモノ	一七
五一四(a)中	藥用マツド、Trencianske Teplice 及 Piestany 藥用マツドヲ填メタル壓定巾	無稅
五二三(a)中	註、一絲ヲ織リタルモスリン縹帶ハ稅番五一四(a)ニヨリ課稅 亞鉛華、ジंकグレー、亞鉛ノホワイトサルファイド、グリフイスホワイト	無稅
五三九(a)中	脂肪乳劑、礦油ヲ含マサルモノ、鞣皮用	八

雜

五四八	玩具及遊戯品並其部分品、 (a)中 優良ニ工作システインド、ダイド、ラツクワード、ポリシユド、ベ ーントツドウッド製、 スポーツスレツヂ	二〇
	其 他	五〇

(c) 中土器製

一一・五〇

塊地利政府ハ左記物品ノ一般稅ヲ引上クル事アルモチエツコスロヴァキアヨリ輸入ノ同物品ニ適用スヘキ率ハ左ニ掲ケタル以上ニ上ラサル事ヲ保證ス。

稅番	品目	金貨稅率 每百斤
----	----	-------------

一三二	藥用ノモノヲ除キタル綿ワツチング並クリーニングマシーナリー用ニ調製セ ル絲、 (a) 漂白シ且脫脂モルモノ (b) 其 他	一七 一一
一九〇(a)	縮レタル馬毛、他ノ粗惡ナ動物ノ毛又ハ植物纖維材料ト混レルモノヲ含ム	四五
二六六中	彈性織物、編組品及莫大小、 (a)中 全部又ハ一部人造絹絲製 (b)中 綿 製	三四〇 二一〇
三二九中	硝子寫字附屬品及裝具、眞鍮ノマウントアルモノ デミジョン	七二 二〇
	其他ノ硝子及瑛瑯器、稅表ニ特記ナキモノ、優良又ハ極優良材料ト結合セ ス	三六

三 七 五 パイプ又ハパイプ器具、非可鍛鑄鐵製、一

(a) ラフ、スコアーシ又ハアスファルト又ハタールヲコートセルモノ

ヲ含ム、壁ノ厚サ、一

一 七耗又ハソレ以上

六・五〇

二 七 耗 以 下

八

(b) 其他、壁ノ厚サ、一

一 七耗又ハソレ以上

一 二

二 七 耗 以 下

一 四

三 八 九 a 三 中 チン タ ツ ク

一 七

四 五 三 (b) 中 電氣用品(硬化護膜、磁器及硝子ヲ除ク)毎個ノ重量六〇〇瓦以下

四 〇

〇輸入煙草專賣稅 七月三十日附八月三日ヨリ有効ノ命令ニ依リ輸入煙草及煙草物産ニ對シ關稅以外ニ課セラル可キ專賣稅ヲ次ノ率ニテ支拂フ事ヲ要ス。

葉卷煙草ニ對シ每斤七〇志

シガレット及シガレット煙草(優良ナル刻煙草幅一耗四分ノ三又ハソレ以下)

ニ對シ每斤一〇〇志

其他ノ煙草物産及原料品ニ對シ每斤三〇志

〇一部關稅(一般稅)修正 墺地利關稅表中ノ一部物品ノ一般稅修正法案ハ十月二十七日ニ法律トナリ、十一月八日

公布サレタ。之ハ一九二四年ノ稅表ヲ修正スル第三ノ法律ニシテ他ノ二個ノ法律ハ一九二六年ニ通過セルモノテアル。新一般稅率ハ概シテ改正前ノ稅表ニ掲ケラレタルモノヨリ高率ナルモ或場合ニ於テハ引下トナレルモノアリ。

本法ハ一般二十一年二十一日ニ實施サルヘキモ稅番六四(b)、七四(a)、一一五、一二〇、三六九、(a)四、(b)三及(c)三、三七五及三七六(a)及(b)ニ屬スル物品ノ新稅ハ之等ノ物品ニ新稅カ課セラルヘキ期日ト範圍トヲ規定セル命令ノ發布アル迄實施サレス。稅番二三―二六ニ屬スルセリールノ稅(現行スライディングスケール稅ニ代ハルヘキ)ノ實施期日モ亦右命令ニヨツテ決定サルヘシ。

次ニ示ス第一表ハ十一月二十一日ニ施行サレタル新一般稅ニシテ第二表ハ命令ニヨリテ實施サルルマテ施行サレサル新一般稅ナリ。

第一表、十一月二十一日ニ實施サレル新一般稅並關係品ノ協定稅

稅 番	品 目	新一般稅率	協 定 稅
九	(b) 一 乾無花果、小箱又ハ籠入、一		
	(a) エヲ加ヘタルモノ(スチールド、シエーフド、ストラ		
	ング)		八〇
	(b) エヲ加ヘサルモノ		六〇
		金貨クローネ(每百斤)	八又ハ一六

三 一 穀粉及其他ノ穀物及豆類ノ製粉所物産(ロール、シユレツヂ

ツド、ハスクドグレイン、グローツ、グリツツ及セモリナ)

粉ニセサル穀

四九七

四八 (b) 三 樹及灌木(森林樹ヲ除ク)
 五二 牛、一

(a) 屠 殺 用

(b) 使用及繁殖用

(c) 仔 牛

五 五 豚、各頭ノ重量、一

(a) 一〇 肝迄

(b) 一〇 肝以上四〇 肝迄

(c) 四〇 肝以上一〇〇 肝迄

五六 (b) 仕事用ノ馬、一

一、二 歳 以上

四九八

物其他ニ對ス
 ル每百肝ノ税
 ニ八クローネ
 ノ附加税

各種ノ税

三六

一五

每 頭

七五

四五

二 五

每百肝

二七

每 頭

二〇〇

六〇

二、二 歳 迄

一〇〇

三〇

註、一母馬ニ從ヘル子馬ハ以前ハ無税ナリシモ現在ニテハ税番
 五六(b)ニヨリ課税サル

六〇 (b) 淡水鮮魚

每百肝

四〇

五

六三 (b) クリーム

一五

六四 (a) 家禽ノ卵

八

無

税

六四 (c) エツグヨーク、エツグ及リクネツドエツグホワイトニシテ密封
 容器入

八△

一

△本品ニ付テハ減税

六五 (註) 生蜜蜂在中ノ巢、一

重量(中味共)一五肝ヲ超エス(籠巢箱)又ハ三〇肝ヲ超エサル

モノ(ボツクスノ巢箱)

無 税

其 他

三五

一

七 一 牛酪、生或ハ鹽入(溶解セルモノヲ含ム)鷺鳥ノ脂肪(溶解セル
 モノヲ含ム)

モノヲ含ム)

六〇

一

七 三 マーガリン

四九九

無 税

七四(b)

純椰子及棕櫚仁油、(椰子及棕櫚仁バター)

五〇〇

(混物セシテ粘着性トセルモノ、着色セルモノヲ含ム)並稅表
ニ特記ナキモノ、其他ノ食用脂肪
硬化食用脂肪

一〇

無

稅

註、一稅番七四(b)ニ掲ケタル食用脂肪ニシテマーガリン製造
ノ爲メマーガリン工場用ノモノ

七五

食油、直接使用ニ適スルモノ、一

(a) 樽、管、空氣袋、又ハ其他普通商業上ニ使用セラルル
包装入、重量二五斤又ハソレ以上

(一) バムブキン種油

三〇

五

(二) 橄欖油、純

一〇

四

其他

一〇

五

新註、三、一七五(a)ニ屬スル食油ニシテマーガリン製造ノ爲
メマーガリン工場用ノモノ

九六(a)

肉、生又ハ氷詰(但海外カラノ氷詰ノ肉ヲ除ク)又ハ鹽漬

三六

六、七又ハ一二

一一六

桶匠、醸造家、刷子製造人及製繩人用澀青

一六

六

一三二中

コットンワツチング(藥用ナラサル)、クリーニング機械其他用

調製絲、一漂白セルモノ及脱脂セルモノ

二〇

一四〇一ニハ

稅番一四〇一—一四二、新註、一

(四) 稅番一四〇(a)及一四一(A)ニ屬スル綿織物(即二九番

手迄ノ織絲製ニシテ片面五耗平方ノ絲數三十八本又ハソレ以

下ニシテ幅四二釐乃至八四釐、片方ノ面ヲ木製ローラーテド

レスシ白又ハグレーブリユ一、ポリツシングクロス製造ノ爲

メポリツシングクロス製造工場用

四〇△

五 稅番(一四一(B)a一、一四一(B)b一、及一四二(b)一

ニ屬スル綿織物(漂白セサル織物、ブレイン又ハファイギユア

ードニシテ二九番乃至五〇番ノ織絲製、五耗平方ノ絲數三十

八本迄ノモノ及アンブリーチド、ファイギユアード織物、五〇

番ノ織絲製、五耗平方ノ絲數三十八本以上ノモノ)、人造革

製造用

六〇△

△本品ハ減稅

一四八

綿チユール、及チユール類似ノネツテツドスタツフ、ブレイン

又ハ簡單ナル模様アルモノ(レースノ如キモノニ非ス)、一

(a) 漂白セサルモノ

六五〇

四〇〇

五〇一

(b) 漂白セルモノ、マーセライズセルモノ、捺染セルモノ
又ハ色織

註、一 刺繍用漂白セサルチュール

(本註ハ之迄ハ税番一四八ニ屬スルチュールヲ網羅セリ)

二 スチツフネツト、ボビネツト様ノモノ

綿―レス、レース織物及手巾(刺繍セルモノヲ含ム)エアリーヌ
刺繍、―

(a) バランシアン及其他ノ輕織レース

(b) 其 他

一九〇(a) 縮ミタル馬毛(他ノ粗惡ナル動物ノ毛又ハ植物性織物材料ト混
合セルモノヲ含ム)

新註、一 縮ミタル馬毛ニシテ織物材料ニ機械縫ヲナセルモ
ノハ縮ミタル馬毛ノ税ニ二割五分ノ附加税ヲ支拂フヘシ

三 プレートノ形ニ燃リタルクランダフリク

二四八 紙、税表ニ特記セサルモノ、無地以外即線ヲ引キタルモノ、模
様ヲ押セルモノ、スタンブセルモノ、ゴツファーセルモノ又ハ
グレインセルモノ、(透シマーク又ハフエルトマークテサイン、

五〇二

七五〇

四六〇

八五

一〇〇

一七〇〇

一〇〇〇

八〇〇

五〇

無 税

二六六(a)

線、又ハ模様ヲ付セルモノヲ含ム)

一二

九

三〇七(b)

骨、角、及其他ノ天然彫刻材料品
(優良材料ト結合セルモノヲ含ム)

四〇〇

九〇、二二〇、
又ハ一五〇△、

△本品ハ減税

三二〇(b)

新註、一 大藏省ハ一定ノ場合ニ於テ税番三二〇(b)ニ屬スル物
品ノ税ヲ修正シ又ハ停止スルコトヲ得

三二一(a)

薄板及厚板硝子、グラウンド、ポリツシユド、バターシンド、カ
ラード(カラード又ハフラツシユドヲ含ム)―フォリエート又ハ
コートセス、―

一 厚板硝子、グラウンド、ポリツシユド(カラード又ハフ
ラツシユドヲ含ム)

無 税

無 税

二 其 他

二五

二〇

三二四

寫真用乾板、感光性

五五

註、一 感光性乾板、一三×一八種又ハソレヨリ大ナルモノ
レントゲン器械用

三〇

五〇三

二 感光性乾板、インタグリラ製造用

三三九 セメント

五〇四
三〇
每百斤
一・八〇
〇・八〇

三六〇へ 税番三六〇(B)新註、一ガラスメルチイニングボット及其ボット
リング

三七八 螺旋形パイプ、パイプヒツチング及可鍛鐵製輪、一

無 税

(a) ラフ又ハ普通工作品

(b) 其 他

三二
三五

註、一ウエルデツドフイツチング、壁ノ厚サ三四〇耗又ハ
ソレ以上、一般水力工事用

無 税

三七九 鐵製建築物、仕上品、又ハ完全ニ仕上ケタル其部分品、普通工
作品

一八 無 税

三八一 薄板鐵製品、一

(a) 厚サ二耗又ハソレ以上ノ薄板鐵製、一

一 スタンプセル薄板鐵製ドア

二 其 他、一

(a) ラフ又ハ普通工作品

一四

(b) 其 他

一八

新註、一税番三八一(a)(二)ニ含マレタル製品ニシテ珪瑯ヲ引
キタルトキハ税番三八一(b)(三)ニヨリテ課税サル

(b) 厚サ二耗以下ノ薄板鐵製、一

一 ラフ(スコアード、コースリープライムド、ピツクル
ド又ハドレストヲ含ム)、

三六

二 其他普通工作品、(亞鉛鍍又ハ鉛鍍セルモノヲ含ム)

六〇

三 其他優良工作品ニシテ其他ノ普通金屬(錫ヲ含ム)ヲ上
被セルモノ、ホリツシユド、ドレスト又ハスタンプドバ
ターンセルモノ、珪瑯ヲ引キタルモノ、ファインリーコ
ーテド、塗漆セルモノ、ペーシテツド、プリンテツド

一一〇
四五、六〇、六
五、七〇又ハ
八〇

三八七へ 税番三八七註、一

ポールドベアリング用ボール

無 税

三八八(G) コンプレステアーツール

一四五

三九五(a) ライチングペン

二四〇

三九八(d)中 スプリング、税表ニ特記ナキモノ(優良材料ト結合セルモノヲ含ム)、一

一一〇
五〇五

二 厚サ六耗以下二耗迄

三 厚サ二耗以下

四〇五(b)ニ
ボケツトナイフ

美 爪 具

四一七へ
税番四一七新註、一

銅又ハ眞鍮ローラー及厚板、彫刻セルモノ又ハ然ラサルモノ、
織物捺染又ハドレツシング工場用若クハ油布、レザークロス、
リノリウム及同種ドレسد織物捺染用(特別許可ヲ得テ)

四五二(b)中
電極及エレクトリツクエレメント用カーボン、毎リニヤ一米ノ
重量、一

一 五疋又ハソレ以上

二 五疋以下一疋迄

四五三(c)ニ中
絶縁材料ノシエーブドバート(硬化護謄、陶器又ハ硝子ヲ除ク)、

電氣用、取付ケサルモノ、毎個ノ重量六百瓦以下

四五八中
加工サイクル部分品、一

(a) フリーホイールハブ、バツクベダル、ブレークアルモ
ノ又ハナチモノ、及其部分品

五〇六

五〇

一一〇

三二〇

三二〇

二〇〇

無 税

一

無 税

無 税

二四

無 税

六〇

一

無 税

一

(b) フリーホイール用コツクドクラウシ、リチツドハブ、
フランヂエイシ、ボールベアリング、リング、ハンドル
及チエイシケース

六〇

六〇

(c) ボアードフェリー、マツドガード

一一〇

六〇

スボーク及スボークニツプル

一一〇

一一〇

(d) アクシル

三八〇

六〇

其他ノ加工サイクル部分品

三八〇

二〇〇

註、一

サイクルノハンドプロダクシヨン又ハ修理用税番四五八(d)
ニ属スルサイクル構成品、年輸入總量二萬五千疋ヲ超エス、
資格アル商工會議所ノ認可及割當ニ服スル事

二〇〇 六〇又ハ二〇〇

四五九
モーターヴィヒクル、車臺(取附機關ヲ含ム)

車 體、一

一 自動車及コンマーシャルヴィヒクルノ車臺及コンマーシ
ヤルヴィヒクル、毎個ノ重量、一

(a) 二千三百疋又ハソレ以上

二五〇

(b) 二千二百疋以下

三五〇

五〇七

*

*

二 モーターカー及オムニバス、車體附加フルニ次キノ金額、—

五〇八
三五〇

(a) 千二百疋又ハソレ以上ナル時
(b) 千二百疋以下八百疋迄
(c) 八百疋以下

每個

八〇〇

七〇〇

四〇〇

三 自動車及オムニバス用車體、分離輸入セルモノ
加フルニ次ノ金額、—

每百疋
三五〇

每個

八〇〇

七〇〇

四〇〇

* * * * *

* 現行協定稅次ノ如シ、

重量千疋以下、價額四千五百金貨クローネ以下ノ乗客自動車(オープンボディ附)、— 每百疋、百二十クローネ、加フルニ從價二割五分、其他總ヘテノヴィヒクル及車體ニ對シ從價四割

四六一(a)

四 自動自轉車
各種機關、自動車、飛行船、ボート及ロコモビルマシン用、
每個ノ重量三百疋又ハソレ以上

每百疋

四八〇

一五〇プラス
從價二割

註、—ロコモビル、アグリカルチュラルマシン(トラクタ
ー、プラフ、其他)ニ取附ケタルモノ又ハソレト共ニ輸入
セルモノ

三〇〇

—

四六二(b)

ヴィヒクル用機關ノ仕上部分品(磁石、スパーキングプラグ、
揮發器、フューエルフィードヲ除ク)

八〇

—

四六八

鐵、普通金屬、又ハフエロコンクリートノ船舶、蒸汽機關又ハ
其他ノ機關ニヨリテ進行スル船舶(娛樂及遊覽船ヲ除ク)

每噸(總量)

三〇〇

一一五

每百疋

一五

一二

四八三(b)中

インクリネーションバランス(血ト結合セルモノヲ含ム)又ハ
カーサーバランス、每個ノ重量五十疋又ハソレ以上但八十疋以

下

三〇〇

—

四八六中

手風琴

四〇〇

六〇

五〇九

四八八	ガツトミュージックストリング、—	五一〇
	(a) ニ スパンマテイリアルニヨリテ覆ハレヌモノ	四〇〇〇
	(b) ニ スパンマテイリアル(絹ト結合セルモノヲ含ム)ニ ヨリテ覆ハレタルモノ	一八〇〇
五〇二(c)四	弗化アンモニウム及弗化ソヂウム(人造氷晶石)	無 税
五〇九(k)	エーテル及エステル、税表ニ特記ナキモノ、—	無 税
	(一) 人間ノ消費ニ適スルモノ	二〇〇
	(二) 其 他	八〇
	新註、—	
	(一) 税番五〇九(k)(一)ニ屬スルエーテル及エステルニシ テ變質ナキモノハ五〇九(k)(二)ニヨリ課税セラルヘシ	
	(二) 税番五〇九(k)ニ屬スルエーテル及エステルニシテ 漆、人造革及人造樹脂製造用	二〇
五一〇(A)	税番四九八乃至五一〇ニ列擧セル化學藥品ニシテ小賣用ニ作レ ルモノ、但之等税番ニ於テ高率ノ税ニ服セサルコトヲ條件トス	六〇
五一一へ	税番五一一新註(三)、—人造合成鞣皮材料、別號ニ掲ケサルモ ノ	無 税

五三五中	パティ、小賣用ニ作レルモノ	三〇
第二表 將來發セラルヘキ命令ニ定メタル時期ニ實施サルヘキ新一般税		
税 番	品 目	新一般税率 協定税
		金貨クローネ(毎百斤)

二 三	コムニー、ネスリン及スベルト	四
二 四	裸 麥	四
二 五	大 麥	三
二 六	燕 麥	三
六 四 (b)	エツグヨーク、リクイツドエツグホワイト(密封容器ニ入レサ ルモノ)	八
七 四 (a)	食用牛脂、オレヲマーガリン	一〇
一 一 五	普通樹脂、コロフワニー、瀝青、税表ニ特記ナキモノ 註、—桶匠、醸造家、刷子製造人及製繩人ノ瀝青製造用コロフ ワニー	一〇
一 二 〇	テレピン及テレピン油	四
	松 精 油	二四
三 六 九	薄板及厚板鐵、厚サ〇・三耗以下、—	二四
		五一一

三	七	五	パイプ及パイプジョイント、非可鍛鑄鐵製、—	五二二
			(a) ラフ、ピツクルセサルモノ(ブラツクプレート)	一〇
			(b) ピツクルド(ドレストヲ含ム)	二二
			(c) 加工セルモノ	二七
三	七	五	パイプ及パイプジョイント、非可鍛鑄鐵製、—	
			(a) ラフ(スコアーセルモノ及アスフハルト又ハタールヲ上被セルモノヲ含ム)壁ノ厚サ、—	
			一 七耗又ハソレ以上	八
			二 七耗 以下	〇
			(b) 其他、壁ノ厚サ、—	
			一 七耗又ハソレ以上	四
			二 七耗 以下	六
三	七	六	鍛鐵製パイプ、接目ナキモノ又ハ溶接セルモノ、並引拔(スクリユースレツド又ハマツクルアルモノヲ含ミ、稅番三七七ニ屬スル溶接パイプヲ除ク)及波狀パイプ、—	
			(a) プレシジョンノ鋼管	五〇
			(b) 其他、内徑、—	
			一 百三十耗又ハソレ以上	無稅

二 百三十耗以下、—

(a) ラフ(アスフアルトタル又ハジユートニテ上被セルモノヲ含ム) 一九

(b) 更ニ加工セルモノ 二四

註、—壁ノ厚サ三十四耗又ハソレ以上ノ鍛鐵チユーフ、一般水カ工専用 無稅

○一部關稅(一般稅)修正 各種物品ニ對スル一般稅ノ修正ニ關スル十月二十七日ノ法律ニ於テ一部稅番ニ屬スル物品ノ新稅ハ之カ課セラルル期日及範圍ヲ定ムル命令ノ發表アル迄實施サレサル旨規定セリ。影響品目及右法律ニヨリテ認メタル一般稅ハ既ニ掲ケタリ。

右法律ニ基キ十一月八日ニ省令發布サレタルカ其效果次ノ如シ。

(一) 當分左ノ物品ノ關稅取扱ニ就テハ變更ナシ。

六	四	(b)	エツグヨーク、リクイッドエツグホホワイト(密封容器ニ入レサルモノ)依然無稅	
七	四	(a)	食用牛脂、オレヲマーガリン 依然無稅	
三	六	九	中 厚板及薄板鐵又ハ鋼、厚サ三耗以下、—ブラツク、ピツラルド又ハワークド(ブリキ板ヲ含ム)依然無稅	
三	七	五	パイプ及パイプジョイント、非可鍛鑄鐵製 依然無稅	五一三

三 七 六 鍛鐵製パイプ、接目ナキモノ又ハ銲接セルモノ並引拔（スクリユースレツド又ハマツフルアルモノヲ含ム）（税番三七七ニ屬スル銲接パイプヲ除ク）及波狀パイプ
 （二）次ノ品物ニ對シテ該法律ニヨリテ認メラレタル新一般稅率ハ十一月二十一日實施サレタ。

税 番	品 目	新一般稅率
一 一 五	普通ノ樹脂、コロフワニー、瀝青、稅表ニ特記ナキモノ	每百斤 一〇クローネ
一 二 〇	註、一桶匠、醸造家、刷子製造人及製繩人ノ瀝青製造用コロフワニー	同 四クローネ
	テレピン及テレピン油	同 二四クローネ
	松 精 油	同 二四クローネ

本命令ハ又十一月二十一日以降一九二六年七月二十八日ノ稅表改正法ニ含マレタル一部物品ノ一般稅ヲ修正ス。
 右修正ノ效果次ノ如シ。

税 番	品 目	舊 每百斤	新一般稅率
三〇七(c)	琥珀、人造琥珀、黒玉、海泡石、象牙、眞珠母、鼈甲製品、眞又ハ模造、（極優良材料ト結合セルモノヲ含ム）	三六〇	四五〇

五〇〇(b)	二、苛性加里	七・二〇	無 稅
五四一(b)	精製グリセリン	一五	三〇*

* 每百斤ニ五クローネノ協定稅カ塊地利ニ於ケル最惠國待遇享有國ヨリノ輸入品ニ適用サル。

チエツコスロヴァキア

細目

五一八

○一部自轉車部分品増税……………五二〇頁
○硫酸安母尼亞ノ輸入税引下……………五二〇
○一部織物ノ賣買税引下……………五二〇
○一部關稅引上(奧地利トノ通商條約期間滿了)……………五二一
○輸入ノ際取引ヲ徵收セラルヘキ品目表……………五二二
○一二パーセントノ「贅澤品」取引税ニ服スヘキ品目表……………五二七
○關稅引下(瑞西トノ通商條約)……………五三七
○一部銻鐵及秣用玉蜀黍ノ税引下……………五六〇
○税率引下(洪牙利トノ通商條約)……………五六〇
○税率引下(奧地利トノ通商條約)……………五七五
○硫酸安母尼亞ノ輸入税臨時引下……………五九五
○割引税……………五九五
○一部物品ノ關稅……………五九六
○税率引下(芬蘭トノ通商協定)……………五九九
○金及銀製品贅澤税……………五九九

○一部礦油洋ノ税……………六〇〇
○改正關稅法……………六〇〇
○一部自動車ノ贅澤品取引税撤廢……………六〇一

五一九

○一部自轉車部分品増税 一九二六年十二月七日附一九二七年一月七日ヨリ有効ノ命令ニ依リ稅番五五二ノ下ニ分類セル自轉車部分品ノ關稅修正サル。フリーホイール、同追齒、輪縁ノ齒止、ポールレース、徑十三ミリメートル以下ノポール及ギア入（鎖入）ハ每百斤五七〇チエツコスロヴァキアクローネニテ變化ナケレトモ其他ノ部分品ノ稅ハ每百斤五七〇又ハ九五〇ヨリ一、九〇〇クローネニ引上ケラル。

○硫酸安母尼亞ノ輸入稅引下 輸入硫酸安母尼亞ノ關稅（稅番五九九）ハ一九二七年一月一日ヨリ六月三十日迄每百斤七ニチエツコスロヴァキアクローネヨリ二一、六〇クローネニ引下ケラル。

○一部織物ノ賣買稅引下 二月十四日大藏大臣發表ノ通牒ニヨリ左記織物及勞務ニ關スル賣買稅ハ三パーセントヨリ一パーセントニ引下ケラル。一月一日ヨリ有効。

(一) 織物原料、例エハ綿、羊毛（コミンクヲ含ム）、黃麻及紡績用橙襖並廢物（例エハ人造綿、人造羊毛）ノ取引。

(二) 小賣用ナラサル總テノ織物原料ノ織絲ノ取引（天然又ハ人造織絲ヲ含ム）織絲ノ取引人又ハ加工如何ニ付テハ何等問フ所ナシ。

(三) 編織物ヲ除キタル未仕上織物（綿、亞麻、羊毛及贅澤品賣買稅ニ屬セサル半絹織物）ノ取引、但ソレカ織布工場ヨリ直接ニ仕上ノ爲メ地方ノ漂白、染色、準備又ハ捺染工場ヘ引渡サル事。「未仕上織物」ナル語ハ天然色ノ漂白セサル纖維ニテ製シソレ以上加工セサル織物及全部又ハ一部分未漂白、漂白、染色又ハマーセライズセル織絲ヲ以テ作ラレタル織物ヲ指ス。

(四) 賃銀カ支拂ハルヘキ左ノ勞務。

(a) 織絲ノワインディング及スプリーング

(b) 織絲ノ仕上（例エハ染色、漂白、捺染、トウイスチング、艶付、マーセライズング）。

(c) 加工セサル綿、亞麻、羊毛及半絹織物（非贅澤品）ノ仕上、即染色、漂白、準備及捺染。

認造ノ織絲ニシテ各千八百瓦ヲ超過セサルモノハ小賣用ニ作成サレタルモノ稅看做サレス。

○一部關稅引上（塊地利トノ通商條約期間満了） 塊地利及チエツコスロヴァキア間通商條約終結ノ結果トシテチエツコスロヴァキアニ輸入ノ一部商品ニ關シ同條約ニ依リテ定メラレタル協定稅率ハ四月二十二日失効シ、チエツコスロヴァキアト其他ノ國トノ間ニ締結セラレタル條約ニ依リテ既ニ低率ナル稅カ定メラレタル場合ヲ除キ一般稅表ノ稅ニヨリテ代置サル。

今回ノ引上稅ニ服スル重要商品ノ種類左ノ如シ。

織物其他—單絲未漂白綿織絲、七十番ヨリ九十番迄、管理下ニアルチエール、窓掛、刺繡及レース製造用英番六十以上八十迄ノ單絲綿織絲、英番八十迄ノ漂白セサル二本以上ノ綿織絲、プリーチ、マーセライズ、ダイ又ハプリントセル各種綿織絲、綿織物、綿リボン、綿刺繡、綿編物及莫大小（手袋、長短靴下ヲ除ク）、小賣向ノ漂白セサル撚リネン、羊毛製編物及莫大小、絹絲及人造絹絲（手袋、長短靴下ヲ除ク）、防水布及同種カヴァー、書籍裝釘用布、油布（油絹其他）。

金屬、金屬器具、機械其他—鉄鐵、塊、條、錫板及鐵薄板及厚板ニシテガルヴァナイズ、鉛引、ワニス塗セルモノ其他、各種手道具、釘及鋏、環ノ厚サ二耗乃至六耗ノ鎖、ピン及針、ペン其他ノ小鐵及鋼品、各種鐵器類、特掲セサル可鍛鐵及銅並銅合金器具、農業用移動汽機、內燃機關、蒸氣唧筒及ウォータータービン、打穀機其他ノ農業用機械組織、各種類ノ機械、發電機及電位計並各種電氣裝置。

維一護謨毯其他ノ特記セサル護謨品、靴底革、曹達、重炭酸曹達及其他ノ一部化學品、靴磨、インキ、タール石鹼及藥石鹼、蠟燭、蠟燭寸。

○輸入ノ際取引税ヲ徵收セラルヘキ品目表 四月二十八日附五月一日以降有効ノ命令ニ依リ或種類ノ物品ハ輸入ノ際一般取引税ノ支拂ヲ要ス。右命令ニ關係アル物品左表ノ如シ。稅率ハ(特ニ反對ノ記入ナキ限り)購入價格又ハ價額ノ二パーセント。右物品ノ或物ハ管テ二パーセントノ「贅澤品」取引税ヲ徵收セラレタモノテアル。

稅 番 品 目

- 一 五 二 龍涎香、Castoreum 麝香、麝猫香、カンサリデス、麝香種、華澄果、阿片、肉豆蔻ノ香液、チエリーローレルウォーター
- 一 五 四 一 五 香水(アルコール分ナキ)、精油
- 一 八 八 小賣向綿織絲(毎百疋四〇〇クローネノ稅)
- 一 九 七 一 八 綿レース及エアリーヌ刺繡品、綿刺繡品
- 二 一 一 一 一 二 中 亞麻其他製レース、綴飾及刺繡品
- 二 三 七 (b) 結節 絨緞
- 二 四 七 純絹製品ニテ刺繡ヲ施セルモノ、但全然天然絹絲(屑ヨリ紡キタルニ非ル)ヨリ作レルモノヲ除ク
- 二 四 八 チュール及チュール類似ノ網織物、ガーズ(縮緬及ウエイル地ヲ含ム)、絹レース及レースカーチーフ、但全然天然絹絲(屑ヨリ紡キタルニ非ル)製ノモノヲ除ク

二 五 〇 純絹織物ニシテ特ニ明記セサルモノ、但全然天然絹絲(屑ヨリ紡キタルニ非ル)製品ヲ除ク

註、一各種ゴブラン及タベストリーハ「贅澤品」取引税ノ支拂ヲ要ス。

- 二 五 一 絹天鰯絨及類似織物、パイルヲ切リタルモノ又ハ切ラサルモノ、但天然絹絲ノカツトパイルウエーアー(屑ヨリ紡カサル)ヲ含マス
- 二 五 二 絹編組品及莫大小
- 二 五 三 リボン品、但天然絹絲(又ハ屑絹絲)ノパイルアルモノヲ除ク
- 二 五 四 混絹製絹バスマントリー及卸製造人製品
- 二 五 五 混絹製品ニシテ刺繡ヲ施セルモノ、チュール及チュール類似ノ網織物、ガーズ(縮緬及ウエイル地ヲ含ム)、レース及レースカーチーフ
- 二 五 六 混絹織物ニシテ、別號ニ掲ケサルモノ

註、一各種ゴブラン及タベストリーハ「贅澤品」取引税ノ支拂ヲ要ス。

- 二 五 七 混絹製天鰯絨及類似織物、パイルヲ切リタルモノ又ハ切ラサルモノ
- 二 五 八 混絹製編組品及莫大小
- 二 五 九 混絹製リボン品、但天然絹絲又ハ屑絹絲ノパイルアルモノヲ除ク
- 二 六 〇 混絹製バスマントリー及卸製造人製品
- 二 七 一 各種 扇
- 二 七 二 雨傘及日傘ニシテ天然絹絲(屑ヨリ紡キタルニ非ル)以外ノ材料製カヴァーアルモノ、但他

ノ點ニ於ケル其品質ニ關シテ「贅澤品」税ヲ徵收セラレサルモノナル事ヲ要ス。骨角ノ柄アル雨傘及日傘

二 七 四

婦人用衣服、下着、トリミングス、其他ニシテ上記税番一九七、一九八、二二二、二二二、二四七、二四八、二五〇—二、二五五—八ニ掲ケタル物品製又ハ之ト結合セルモノ

二九九—三〇〇

紙、ペーパーバルブ、プレスドボード、ワツディング其他ノ織物材料製フアンシーウエアーズ、玩具、人形、娯樂品ニシテ小箱、裝飾厚紙製品、小人像、小籠、紙徽章、マスク、支那提灯、コンフエツチー等ノ如キモノ、寫真帳及日記帳

三 一 一

護謨製被足具、織物其他ノ材料ト結合セルモノヲ含ム

三 一 二

硬護謨タイヤ(毎百斤六〇クローネノ税)

三 二 〇 (c)

空氣入チューブ及カヴァー(毎百斤二〇クローネノ税)

三 三 八—九

鞍製造人、裝具製造人及靴製造人製品、但カツボード及自動車用ノ場合ヲ除ク

三 四 二

革製玩具及遊戯器具(人形ヲ含ム)

三 四 六

毛皮製造業者製品ニシテ「贅澤品」税ニ服ササル革ニシテ製レルモノ

三 五 五

絃ヲ張リタルラケツト(毎個一〇クローネノ税)、絃ヲ張ラサルラケツトノフレーム(毎個

三 五 七—八

ハクローネノ税)及其他ノ木製玩具及遊戯器具

マホガニー、亞米利加胡桃、ビツチバイン、亞米利加栞ブラー、加拿陀バーチ及亞弗利加梨製家具及之等ノ木材ニテ上被セル家具、其他歐洲産以外ノ木材製家具ニシテ之等木材ヨリナ

ル若クハ之等木材ニテ上被セル表面カ外面又ハ側表ノ一割ヲ超エサルモノ

註、—上記ノ家具ニシテ支那、日本又ハ東洋風ニ作レル時ハ「贅澤品」税ニ服ス

三 五 九

木製シガーホルダー及パイプ

三 六 〇

織物(天鰐絨ヲ含ム)ノカヴァーアル家具ニシテ「贅澤品」税ニ服ササルモノ、革ヲ表被セル家具

三 六 一(c)(d)(e)

ターニング及彫刻用材料製品ニシテ別號ニ特記セサルモノ(木材、植物性材料、骨、角其他動物性材料ヲ除ク)

註、—毎個六〇クローネ以上ノ價額ヲ有セルセルロイド製ノ完全ナル人形ハ「贅澤品」税

ノ支拂ヲ要ス

三 六 二

木材其他ノ彫刻及ターニング材料製フアンシーウエアール(ニツクナツク及化粧品)

三 八 〇

感光性寫真乾板(毎百斤二二〇クローネノ税)

四 七 六

ニツケル鍍滑靴

四 七 九及四八六

刃物類、鍍金又ハ銀張若クハ優良金屬ト結合セルモノヲ含ム

五 一 四—一五

鉛、錫、亞鉛及其合金製裝飾品、之等金屬又ハ合金製提灯、ランプ及シャンデリーヤー、

五 一 六—五一七

總テ之等ノ物品カ「贅澤品」税ニ服ササル事ヲ條件トス

全部又ハ一部眞鍮製若ハ眞鍮被家具、銅其他ノ普通金屬又ハ特記セサル金屬合金製裝飾品、什器、食卓又ハ臺所用品、提灯、ランプ、シャンデリーヤー、但「贅澤品」税ニ服ササ

ル事ヲ要ス

- 五 一 八 一 二 〇 ニツケル製食卓用又ハ臺所用品及什器、ニツケル、ブリタニヤメタル、アルミニウム類似ノ合金製裝飾品、提灯、ランプ及シャードリヤー、但「贅澤品」税ニ服ササル事ヲ要ス
- 五 二 一 一 二 普通金屬又ハ合金製裝飾品、提灯、ランプ及シャンデリヤーニシテ内部又ハ一部金又ハ銀鍍セルモノ、金又ハ銀鍍セ若ハ優良金屬ト結合セルモノ、銅、ニツケル又ハ普通金屬ト之等金屬トノ合金製什器及食卓用並臺所用品ニシテ全部又ハ一部金又ハ銀鍍セルモノ、金又ハ銀鍍セ、若ハ優良金屬ト結合セルモノニ總テ「贅澤品」税ニ服ササル事ヲ要ス
- 五 四 二 「贅澤品」税ニ服ササル電燈
- 五 五 三 自動自轉車(サイドカー附又ハナシ)及サイドカー、自動車(三輪自動自轉車ヲ含ム)、貨物自動車及乗合馬車、機關附又ハ附カサル車臺、車體―「贅澤品」税ニ服ササル事ヲ要ス
- 五 六 〇 金、銀、白金其他ノ貴金屬
- 五 七 五 註、―直接チエツコスロヴァクナシヨナルバンク宛金、銀ノ輸入ハ「贅澤品」税ニ服サス
オペラグラス、望遠鏡、望遠鏡的機械裝置、各種寫眞用及活動寫眞用機械裝置及其部分品
- 五 七 六 フォノグラフ、グラモフォン及其ディスク並レコード
- 五 七 九 一 八 二 グランドピアノ、コツテイピアノ、ハーモニウム、ピアノノ如キ機械組織ヲ有スル自動樂器、オルガン、パイプオルガン、ハーモニカ及手風琴、別號ニ特掲セサル樂器、ヴァイオリンノ弓

オリソノ弓

銀側懐中時計及其銀側

- 五 八 五 一 六 柱時計及時計仕掛ニシテ「贅澤品」税ニ服ササルモノ
 - 五 八 九 〇 調製醫藥及インスクリフシタン、貼札、包紙等ニ依リ醫藥又ハ獸醫藥トシテ廣告セル總テノ物質、外科用ワツディング及繃帶
 - 六 三 一 匂入酢、脂肪及油
 - 六 三 二 アルコール芳香エッセンス
 - 六 四 一 花 火
 - 六 五 一 普通金屬又ハ其合金製彫像、半身像及塑像ニシテ「贅澤品」税ニ服ササルモノ
- 〇一二パーセントノ「贅澤品」取引税ニ服スヘキ品目表 左表ハ一九二七年五月一日ヨリ實施ノ四月二十八日ノ命令ニ依リ價額ノ一二パーセントノ「贅澤品」取引税ノ支拂ヲ要スル品目表テアル。輸入品ノ場合ニハ本税ハ輸入ノ際支拂フヘク本品ノ價格ニ關稅、運送費及輸入品ニ課セラレタル料金を加ヘタル金額ヲ基礎トシテ算定サル。
- 追 番 號 品 目
- 一 (八) 白豆蔻、ワニラ及ワニリン

註、―精油及エッセンス製造用ニ輸入セル(許可ヲ受ケテ)白豆蔻及ワニラハ「贅澤品」取引税ニ服サス

二(九)、三(一〇)、四(一一)

無花果、レージン、カーラント、オレンヂ

五(一四)、六(一五)七
(二六)
八(二七)、九(一八)

棗椰子、フスダシウナツト、バナナ、バイナツフル、乾巴且杏
松實、脱穀シ又ハセサルモノ、食用粟、外國産食用ナツト、生、乾又ハ鹽漬橄欖ノ實、安
石榴

註、一搗キ碎キタル椰子、脱穀セル落花生及脱穀セルカシューナツトハ「贅澤品」取引税
ニ服サス

一〇(三五)

新鮮ナル葡萄ニシテ木又ハコルクシエーヴィグ等ニ包装セルモノ

一一(四〇)

トラツフル

一二(五四一五、二八
二九)

リース、ブークエー、ガーランド及類似品ニシテ全部又ハ一部天然ノ裝飾花、裝飾枝又ハ
天然葉若ハ生、乾、調合草ニテ作レルモノ、價格各一五〇クローネ以上

一三(七五一六)

スキヤムビ、牡蠣、海産甲殻類、蟹

一四(一一四)

ファインベーカーズウエアー(糖尿病者用麵粉)、ウエーファー、生姜麵粉、ビスケット、
椰子製品、菓子、ビスケットニシテルーズバツキングヲ爲セルモノ(但小賣向ナラサルモ
ノヲ含マス)

一五(一一八)

ミートソーセイヂ、モータデラ、ハンガリアン及ヴェロナサルミ、眞又ハ模造、ハム

一六(一一九)

乾酪、ブリュドールヴェルニユ、ベルベーズ、プリエ、シヤマンベルト、クロミエ、所謂ク
リーム又ハダブルクリームチーズ、エイダム、アムマンタル、フォンテナ、ゼロメ、ゼル
ヴェ、ゴルゴンゾラ、グーダ、グルーイエール、シエツダー、シエスター、イムベリアル、

一七(一一一三、一
二八)

リヴァロツト、モンドール、ムンスター、ボンレヴェク、ポートサル、ロツクフォルト、
サアーン、スプリン、スパレーン及ストラツシー

鰻及鮭、燻製又ハ鹽漬、鹽漬鰯及同種物質、貝ノブリザーヴス、パートドフォアイエグラ
ス、油漬鮭、鯖、鱒、鮪及鱈

一八(一二七)

チコレート製品(ココアペースト、スラブ又ハブロークンチコレート又ハチコレ
ト物質)

一九(一三〇)

キャンデイドビール、キャンデイドカラム及キャンデイドバイナツフル

二〇(一三一)

食料品(上記六、一三一―一七及一九番ニ掲ケサル)ニシテ箱、罎及類似品中ニ密封セルモ
ノ

二一(一三二)

シュガードグツツ(スフイツ、バステル、マルチパン、ターキイツシユハニー、マンドレ
ツテイ、アイシング其他)

二二(二二九)

羊毛織物(絹以外ノ織物材料ト混シタルモノヲ含ム)毎平方米ノ重量二〇〇瓦又ハソレ以下
一毎平方米ノ價格一〇〇クローネ以上ノモノ

二三(三三〇、二五〇、
二五六)

ゴブラン(ゴブラン類似ニ織リタル材料ニシテリカーリングデザインアリ反ニテ販賣セル
モノ一税番二二九―ヲ含マス)

二四(二四七八、二
五〇、二七四)

チュール及チュール類似ノ網織物、ガーゼ(縮緬及ヴェイル地ヲ含ム)、レース及レースカ
―チーフ及織物―屑ヨリ紡キタルニ非ル全然天然絹絲製

註、一 上記物品ハ趣向ノ爲メ天然絹絲(屑ヨリ紡キタルニ非ル)以外ノ織物材料ノ絲ヲ含ミタル絹製品ヲ含ム

二 全部又ハ一部シルクウエースト(シャツ、フロスシルク等)ニテ製セル物品ハ「贅澤品」取引税ニ服サス、全然天然絹絲(屑ヨリ紡キタルモノニ非ル)ヨリ作りタルニ非ル事ハ *Textile Office* ニ於ケル織物業國立試験所ノ決定ニヨリテ輸入業者又ハ製造業者之ヲ立證セサルヘカラス

三 絹ガーゼ及エアリーヌ刺繍用絹平織物ハ許可ヲ受ケテ輸入セル時ハ「贅澤品」取引税ニ服サス

四 全然(経緯共)漂白セサル生絲ヨリ製シ造_ニ製造用ニ引渡シ又ハ輸入セル絹ガーゼハ「贅澤品」取引税ニ服サス但荷受人ニ於テ商業會議所ノ證明書ニヨリテ其造花製造トノ關係ヲ立證スル事ヲ要ス

二五(二五〇、二五六)

純又ハ混絹製絨氈

二六(二五一)

天鰲絨及天鰲絨類似ノ織物ニシテ全然天然絹絲(屑ヨリ紡キタルニ非ル)ノカットバイルアルモノ

註、一シルクウエーストノバイルアルモノハ「贅澤品」取引税ニ服サス。輸入業者又ハ製造業者ハ上記二四番註二、ニ述ヘタル方法ニテ同品カ全然天然絹絲(屑ヨリ紡キタルニ非ル)製ナラサル事ヲ證明セサル可ラス

二七(二五三b、二五九b)

天鰲絨リボン及天鰲絨意匠アルリボンニシテ天然絹絲又ハウエーストシルクノバイルアルモノ

二八(二六一)

リース、ブークエー、ガーランド及類似品ニシテ全部又ハ一部造花、造葉又ハ造枝ニテ作レルモノ—價格各一五〇クローネ以上

二九(二六三)

外國産諸鳥及其皮ニシテ手ヲ加ヘタルモノ若ハ其部分品(頭、頸、翼等)、外國産諸鳥ノ手ヲ加ヘタル裝飾羽及ソレト天然諸鳥ノ羽ト作りタル羽裝飾
註、—直接ニ裝飾トシテ使用サレ得ルモノハ手ヲ加ヘタルモノト看做サル

三〇(二六四)

外國産諸鳥ノ羽製人造毛皮(仕上ケタル若ハ然ラサル)
男及男兒用ヘアーフエルト帽

三一(二六七—二六九)

一 ヴェルル製—價格每個一五〇クローネ以上ノモノ
二 其他—價格每個一〇〇クローネ以上ノモノ*

* 徵稅上價額ノ二割差引カル。

婦人及女兒用帽子ニシテ上記二四、二六、二七及二八番ニ屬スル材料ニテ裝飾セルモノ
眞ノバナマ及バンコク帽及フローレント帽
註、—眞ノフローレント帽ハクロスステイツチ手編ノ麥稈帽テアル。

三二(二七二)

* 雨傘及日傘ニシテ天然絹絲(屑ヨリ紡キタルニ非ル)ノカヴァーアルモノ、各種種物ノカヴァート全然又ハ一部黒檀、象牙、龍甲、眞珠母、琥珀又ハ黒玉ノ柄アルモノ、彫刻ヲ施

シ、銀張又ハ鍍金ノ柄アルモノ
貴金屬ノ装具アル雨傘及日傘

註一、ウエイストシルクノカヴァーアル雨傘及日傘ハ「贅澤品」取引税ニ服サス但輸入業者ニ於テ *Usa n. Orlici* ニ於ケル織物業國立試験所ノ決定ニ依リ材料ノ性質ヲ證明スル事ヲ要ス

二 機械切裝飾ハ彫刻ト看做サレス

三 三 (二七四) * 婦人用衣類、下着、ミリナリー其他ノ品ニシテ「贅澤品」税ニ服スヘキ物品製又ハ之ト結合セルモノ

* 徵稅上價額ノ二割差引カル

三 四 (二九五) ペーパーハンギング、イミテーチングリクラスト、模様絹絨氈及ギルドバツクケラウ
ンドアル壁紙

註 カラードバツクケラウンドニ金縞アル壁紙ハ「贅澤品」取引税ニ服サス

三 五 (三〇九一〇) 護謄製遊戯ボール(カヴァー及ブラツターヲ含ム)

三 六 (三三八一九) 各種革製カツボード及オートモビルケース

三 七 (三四〇) 被足具ニシテ黄金金、銀白色又ハ青銅色革製ノモノ及バテントレザー製又ハバテントレザー

ニテ裝飾セル被足具、フロケード靴、庭球、フートボール、スキー及登山用運動靴

註、バテントトリーキャツプス(爪先飾靴)ハバテントレザー裝飾ト看做サル

三 八 (三四二) 革又ハリクスタノハンギング、革製遊戯ボール(並カヴァー及ブラツター)

三 九 (三四五) チンチラ、チンチロン、獅子、ファイソフオックス(クロスフオックス、黒狐、銀狐、青

狐及アークツクフオックス)、フライトシユヴァンツ、海豹皮、黒黃鼬、及海川獺、家鴨、白鳥並かはせみノ調製毛皮

四 〇 (三四六) (a) 三九ニ掲ケタル皮製仕上毛皮、但次ノ(b) * ニ掲ケタルモノヲ除ク

* 徵稅上價額ノ一五パーセント差引カル。

(b) 三九ニ掲ケタル種類ノ毛皮ニシテ裏付セス、ストリップ、シート、リーフ、ロタンド及フロス状ニ縫合セタルモノ、但一定ノ目的ノ爲メニ切りタルモノニ非ス

註、織物材料ニ糊付セル毛皮商品ハ仕上毛皮トシテ分類サル

四一 (三五四、三六七) 木杖ニシテ其柄カ全部又ハ一部黒檀、象牙、鼈甲、眞珠母、琥珀又ハ黒玉製ナルモノ、又ハ彫刻、銀張、鍍金ノ柄アルモノ若ハ貴金屬ノ装具アルモノ

註、機械切裝飾ハ彫刻ト看做サレス

四二 (三五六一八、三六〇、五五四) (a) 木製娛樂遊戯船(發動機付又ハ付カス)並其装具

(b) ホツケースチツク、ヒツコリースキー、ファンシースキー、籐ノスキースチツク

(c) 遊戯橋—價格各一三〇クローネ以上

註、實用及競争用ボートハ「贅澤品」取引税ヨリ免除サル、但其實用又ハレ

又用ニ使用スル事ニ關シ關係スポーツクラブノ證明書作成ノ事

四三(三五七—三六〇)

(a) 歌洲産以外ノ木材製又ハ之等ニテ上被セル家具、但輸入ノ際ニパーセントノ取引税ニ服セルモノヲ除ク

(b) 優良透細工シ、彫刻シ、金塗、銀塗、青銅塗又ハ優良ニ塗色セル家具ニシテ木材ノ種類ヲ問ハス

(c) 各種木材製家具ニシテ二三、二四及二六番ニ掲ケタル材料ヲ被セタルモノ

(d) 各種木材製欲込家具(ブール細工、チエツカー細工、モザイク)

(e) 各種木材製家具ニシテ支那、日本又ハ東洋風ニ製レルモノ

四四(三五八—三六二)

木其他ノ時計ケース—價額毎個三五〇クローネ以上

四 五 (三六一)

セルロイド製完成人形、價額毎個六〇クローネ以上

四六(三六一、六一〇)

感光性フィルム

四七(三八八、五四二)

硝子製シヤデリーヤ、價額毎個五、〇〇〇クローネ以上

四 八(三九五—七)

天然石製墓碑、ポールト及墓碑用板石及邊石—價額毎個二〇、〇〇〇クローネ以上

五 〇 (四〇〇)

人造石ノ墓碑—價額毎個五、〇〇〇クローネ以上

五一(四〇〇、四〇八)

(a) 人造石ノアーン(Drm)—價額毎個一、〇〇〇クローネ以上

五二(四〇八、六五一)

(b) 天然石ノアーン、—價額毎個三、〇〇〇クローネ以上

五 三(四〇八一—〇)

天然石製彫塑品—價額毎個五、〇〇〇クローネ以上

五 三(四〇八一—〇)

石材製時計ケース—價額毎個三五〇クローネ以上

五 四(四二四—七)

ポーセリン、フェリアンス、タラコツタ、マジヨリカ、隕石及土器製裝飾品—價額毎個一五〇クローネ以上

五五(四四五、五五四)

板鐵製娛樂運動船、機關付又ハ付カス及其裝具

五六(四八〇、五〇九、

鐵其他ノ金屬製玩具及遊戯品ニシテ優良細工ヲ施セルモノ及附屬品、例エハ小型機關、機關車、車輛及線路、船、精密ナル光學玩具、例エハ魔法提灯、活動寫真機等

五二〇—二二二、五七五—六

鐵製運動橋—價額毎個一五〇クローネ以上

五 七(四八五—五)

鐵杖ニシテ其柄カ全部又ハ一部黒檀、象牙、鼈甲、眞珠母、琥珀又ハ黒玉製ナルモノ又ハ

五八(四八三、四八六—七)

銀張、鍍金ノ柄アルモノ若ハ貴金屬ノ裝具アルモノ

五 九(四六八—七)

武器及同部分品ニシテ鍍金、銀張又ハ貴金屬ノ裝具アルモノ

六〇(五一四—二二、

普通金屬製提灯、ランプ及及シヤンデリーヤ—ニシテ六個以上ノアームアルモノ

五四二、六五一)

什器、食卓用及所用品、花瓶其他ノ裝飾品ニシテ銅、ニツケル又ハ之等ト普通材料(アル

六一(五一七—一九、五二二)

フエニツド、アルバカ、アルチエンタン、ブリタニヤメタル、チャイナシルヴァー、ガラス、チャーマンシルヴァー、バツクフォング等)トノ合金製、—

(a) 完全ナル調度(セツツ)—價額毎調度三〇〇クローネ以上

(b) 調度大形ノモノ—價額毎個二〇〇クローネ以上

(c) 調度小形ノモノ—價額毎個五〇クローネ以上

(d) 其他—價格毎個二〇〇クローネ以上

註、一「贅澤品」取引税ハ左ノモノニ適用セス

一 大形又ハ小形スプーン、フォーク、ナイフ及レードル

二 臺所什器(壺、湯沸、鍋、デイスユカウアー、プレス)、モーター、珈琲及藥味
臼、水罌、ソースカツプ、スープレ皿及ロースチングデイツシユ、サーヴィングス
プーン、スープレ及デインナープレート、ミルク、牛酪及珈琲罐、スプーンスタン
ド、サーヴィングカツプ、テーブルスタンド―總テ銀鍍セルモノヲ含ム但ブレ
イ
ン(裝飾ナシ)

六二(五一六一二二、
六五二)

普通金屬ノ彫塑品―價額每個一〇、〇〇〇クローネ以上

六三(五四三)
六四(五五三)

電氣玩具及娛樂品
旅客用自動車(三輪自動車)及其車臺、機關付ニシテ其機關ノ總容量二、五リットル以上ノ
モノ、新ル自動車用車體

註、一自動車又ハ車臺ニシテ「贅澤品」税ニ服ササル事ル證明センカ爲メニハ輸入業者ハ
シリシターノ數及其耗ニ於ケル大サ(ボア及ストローク)ニ關スルオフィシャルノ證
明書ヲ提出セサル可ラス、車體ニシテ「贅澤品」取引税ニ服スル乗物ニ屬セサル事ヲ證
明センカ爲メニハ輸入業者ハ公認技師ノ證明書ヲ提出セサル可ラス
乗合馬車及サニタリーモーターホイクルハ「贅澤品」取引税ニ服サス
六五(五六七八)

什器、食卓用及個人用品、室内裝飾品ニシテ全部又ハ一部貴金屬製ノモノ、個人用品ニシ

テ貴金屬ノ柄アル雨傘及日傘並杖、小靴、刷子、喫煙及剃鬚用品、ケース、ドレツシング
ケースノ如キモノ、ラムプ、提灯、十字架、彫像、寫字及喫煙用飾具、フレーム、文鎮、
花瓶及額ノ如キモノヲ含ム

六六(五八五―六)

各種ノ時計及置時計用時計細工―價額每個六〇〇クローネ以上

註、一コントロールクロック及ストリートクロックハ「贅澤品」取引税ニ服サス

六八(六三三)

香水及香具ニシテ燕脂、粉末、ペイント、頭髮油及水、ワックス及脫毛劑、ボマード、ト
イレットサルフ及フアット等(以下略)

六九(六三八)

蠟 燭 寸

七〇(六四九) 美術家ノ繪畫、原畫及該美術家ノ爲セル寫ヲ含ム

〇關稅引下(瑞西トノ通商條約) 瑞西、チエツコスロヴァギア間新通商條約ノ批准ハ六月二十七日ベルヌニ於テ交
換セラレ同條約ハ七月十二日實施サレタ。此結果トシテチエツコスロヴァギアへ輸入ノ瑞西品ノ多數ハ減稅サレタ。
本邦品ハ最惠國條款ニ依リ右ニ均霑スル事ヲ得ヘシ。詳細左表ノ如シ。

稅 番 品 目

條約ニヨリテ定メ
タル稅
チエツコスロヴァ
ギアクローネ
毎 頭

六四―五中 註、一赤斑シムメンタール種、黒斑種、ブラウン及ヘレンス種繁殖用牡牛

及牝牛

六六中 註、一之等種ノ繁殖用仔牛

六七中 之等種ノ繁殖用カーフ

八一(b)中 接木用蠟

註、一接木用蠟中八パーセント迄ノアルコール分ノ存在ハ分類ヲ變更セス。

本協定率ハ又小賣用接木用蠟ニモ適用サル。

一〇一へ 註、一稅番一〇一(脂肪油及同混合品ニシテ特掲セサルモノ)ノ稅引上ノ事

アルモ本新率ハ下記ヲ超ユル事ナシ。

一一四中 ビスケツト及ケーキ

*本引下稅ハ既ニ砂糖入ビスケツトニ適用サル。

註、一七三五チエツククローネノ協定率ハ砂糖ヲ含ムビスケツト及ケーキ

ニモ適用サル

一一九中 アマンタル、グレイエー、サーネン、スプリン其他ノスパーレンチース即チ

優良食用乾酪

其他

稅番一一九註、一本稅番乾酪ノ協定率ハ瑞西ノ如何ナル地方ノ産ナルニ關

一八〇

一〇八

三〇

每百斤

二二〇

二五

七三五*

二九四

二二〇

ラス同國産乾酪ノ總テニ適用サル。若シチエツクスロヴァキアカ第三國ノ爲メニ本條約ニテ定メタル稅率以下ニ稅番一一九ニ屬スル種類ノ乾酪ノ稅ヲ引下ケル事アラハ本條約ニヨリテ規定サレタル瑞西乾酪ニモ適用サルヘシ。「優良食用乾酪」ハ良質ノ乾酪ノミナラス更ニ小箱、ケース、ボール箱、錫箱、紙等ニ詰メ又ハ包ミタルモノヲ含ム。之等ノ容器又ハ包紙ハ乾酪ト共ニ課稅セラルヘシ。條約ニ定メタル乾酪ニシテ白石ノ形ヲ爲セルモノハ二一〇チエツククローネノ協定率ヲ支拂フヘシ。上記種類ノ瑞西乾酪ノミチエツクスロヴァキアニ其名稱ニテ輸入販賣セラルヘシ。

一二六 ココア粉

一四〇〇

一二七中 塊及板狀チョコレート

一〇五〇

其他ノチョコレート、チョコレート代理品及チョコレート製品

一二五〇

一三一中 食用穀粉、密封容器中ニアルモノ

四八〇

塊狀煉乳、重量一〇斤以下ナラサルモノニシテ密封容器中ニアルモノ

二〇〇

其他ノ煉乳ニシテ密封容器中ニアルモノ

一五〇

乾乳ニシテ密封容器中ニアルモノ

三二〇

一三二中 特記セサル食料品

食用穀粉

五四〇

クリーングラリスチース

四八〇
一二〇

註二中、即チ

塊狀煉乳ニシテ重量少クトモ一〇貯アルモノ

二〇〇

其他ノ煉乳

一五〇

乾乳

三二〇

註、一、クリーングラリスチーストハメリロツトヲ加ヘタル薄イ乾酪ヲアル。

重量四割迄ノバターヲ含ムトモクリーングラリスチースノ分類ニ變更ヲ
來サス。稅番一三一及一三二註、一、食用穀粉、煉乳及乾乳ハ砂糖ヲ加ヘ
タル時ト雖モ四八〇、二〇〇、一五〇又ハ三二〇チエツククローネノ協
定率ヲ支拂フヘシ。塊狀煉乳ノ稅算定上厚サ一耗ヲ超エサルココアバタ
ー其他ノ植物性脂肪ヲ被セタルモノハ考慮セス。

一六二中 藍

無稅

註、一、天然藍ノミナラス天然藍ト同一ノ化學的構成ヲ有スル合成藍ノ免稅

ハ本條約ノ存續期間(但三ヶ年ヲ超エス)中許容セラルヘシ。合成藍無稅
輸入ノ條件トシテ同品カ他材料ヲ含マサル事ヲ證スル製造業者發行ノ證
明書(所定要式)ヲ貨物ニ添付スルヲ要ス。チエツコスロヴァキア稅關

當局ハ證明書檢定權ヲ保留ス。

綿織絲及綿織物

一八三中 綿織絲、單絲、漂白セサルモノ*

* 漂白、染色及マーセライジングノ附加稅ハ變化ナシ。

(d) 英番五〇以上七〇迄

三〇六

(e) 同 七〇以上九〇迄

三四二

(f) 同 九〇以上

二七九・五〇

註一(d)中、一英番五〇以上七〇迄ノ絹交織物製造用綿緯絲、單絲、漂白

セサルモノニシテ厚サ二二耗ヲ超エサルシヨートチューブ又ハボツピン

ニ卷キタルモノ一許可ヲ受ケ且管理ノ下ニ

二五二

註二中、一單絲、漂白セサル綿織絲ニシテチュール、窓掛、刺繍品及レ-

ス製造用一許可ヲ受ケ且管理ノ下ニ

(d)中、英番五〇以上六〇迄

二五二

(d)中及(e)中、英番六〇以上八〇迄

二八八

一八四中 綿織絲、双絲、漂白セサルモノ、一

(d) 英番五〇以上七〇迄

三五二

(e) 同 七〇以上

三八七

註中、一 双絲、漂白セサル綿織絲ニシテ絹交織物又ハチュール、窓掛、刺繍品又ハレース製造用一許可ヲ受ケ且管理ノ下ニ

(a) 中英番五〇以上六〇迄

三〇〇

(d) 及(e) 中英番六〇以上九〇迄

二五〇

一八五(d)

三絲以上ノ綿織絲、單捻、漂白セサルモノ、英番五〇以上

四五〇

註中、一 刺繍用三絲以上ノ綿織絲一許可ヲ受ケ且管理ノ下ニ

一 英番六〇以上八〇迄

三一五

二 同 八〇以上九〇迄

二六〇

一八六(d)

三絲以上ノ綿織絲、双捻以上、漂白セサルモノ、英番五〇以上

五二三

稅番一八三乃至一八六註、一 ガスト又ハストーヴド綿織絲ハ漂白セサル綿織絲トシテ取扱ハルヘシ、但他ノ點ニ於テ漂白セサル織絲ノ性質ヲ有スル

事ヲ要ス

一八九中

普通綿織物、五〇番又ハソレ以下ノ織絲ニテ織リ片面五耗平方ノ絲數三八本

又ハソレ以下(バグダツト及マドラスト呼フ織物ヲ除ク)、一

(a) 中、平、單ニ綾ニ織リタルモノ含ム、一

一 漂白セサルモノ

六〇〇

二 漂白セサルモノ

八〇〇

(b) 中、ファイギュアード、一

一 漂白セサルモノ

八〇〇

二 漂白セサルモノ

一〇〇〇

一九〇中

普通密織物、五〇番又ハソレ以下ノ織絲ニテ織リ片面五耗平方ノ絲數三八本

以上(バグダツト及マドラスト呼フ織物ヲ除ク)、一

(a) 中、平、單ニ綾ニ織リタルモノヲ含ム、一

一 漂白セサルモノ

一〇〇〇

二 漂白セサルモノ

一二〇〇

(b) 中、ファイギュアード、一

一 漂白セサルモノ

一一〇〇

二 漂白セサルモノ

一三〇〇

一九一 中

優良綿織物ニシテ五〇番以上一〇〇番(一〇〇番ヲ含ム)迄ノ織絲製(バグダツト及マドラスト呼フ織物ヲ除ク)、一

(a) 平、單ニ綾ニ織リタルモノヲ含ム、一

一 漂白セサルモノ

一六〇〇

註、一 優良織物、漂白セサルモノ、(平ファイギュアース)、スコアー

セルモノヲ含ム、刺繍用(許可ヲ受ケ且管理ノ下ニ)

- 二 漂白セルモノ 一〇〇〇
- 三 染色セルモノ 二六〇〇
- 四 捺染シ又ハ染メタル織絲ヨリ織リタルモノ 二八〇〇
- (b) ファイギュアード、一 三〇〇〇
- 一 漂白セルモノ 二〇〇〇
- 二 其 他 三〇〇〇

一九二中

極優良綿織物ニシテ一〇〇番以上ノ織絲テ作りタルモノ(バグダツド及マドラスト呼フ織物ヲ除ク)、一

- (a) 平、單ニ綾ニ織リタルモノヲ含ム、一 二二〇〇
- 一 漂白セルモノ
- 註、一極優良綿織物、漂白セルモノ、平(ファイギュアース)、スコアーセルモノヲ含ム、刺繍用(許可ヲ受ケ且管理ノ下ニ) 一六〇〇
- 二 漂白セルモノ 三二〇〇
- 三 染メタルモノ 三四〇〇
- 四 捺染セルモノ又ハ染メタル織絲ヨリ織リタルモノ 三六〇〇
- (b) ファイギュアード、一

一 漂白セルモノ 二六〇〇

二 其 他 三六〇〇

註、一千鳥紅織物 二六〇〇

税番一九四後註、一反ニテマーセライズセル織物及全部又ハ一部マーセライズセル織絲ニテ作りタル織物並此種ノ天鰯絨及リボンハ下記ノ附加税ト共ニ當該織物ノ協定税ヲ支拂フヘシ 一一〇〇

一九八中

刺繍品即チ

- (a) トリミング(ストリツフ、インサーション)、一 八七六〇
- 一 單ニ縁ニ刺繍セルモノ 九六〇〇
- 二 其他(並中央ニ刺繍セルモノ) 九〇〇〇
- (b) 中、刺繍チュール 八七六〇
- (c) 特掲セサルモノ

二一五中

帽子用眞田、一

- (a) 漂白セルモノ及漂白セサモノ 九一
- (b) 染メタルモノ 四四二

註、一製帽用眞田ノ税算定上價格ハパーセントヲ超エサル他ノ織物材料ノ混合ヲ考慮セス

羊毛製品(絹以外ノ織物材料トノ交織物ヲ含ム)

二二五 梳毛ノ漂白セサル織絲ニシテ税表ニ特掲セサルモノ

(a) 單 絲

一 四五米突番迄

二 四五米突番以上

(b) 二個以上ノ股アルモノ

一 四五米突番迄

二 四五米突番以上

二三五 絹絲製刺繡品

二三六 其他材料製刺繡品

絹、フロスシルク及人造絹絲製品(他ノ織物材料トノ混合品ヲ含ム)

二四四(b) 人造絹絲、染メタルモノ(單絲又ハ撚絲)

二四七 純絹刺繡品

二四八中 ガーゼ(並縮緬及ヴェイル地)

レース及レースカーチーフ

一五六

二七四

二二〇

三七六

四一二五

三四五〇

一五六〇

一四〇〇〇

一二五〇〇

九四五〇

二四九 ボルチングクロス

註、一絹ボルチングクロスニシテ節用ニ作ラレタルモノハ分類ニ變更ナシ

二五〇 全然絹製織物、特記ナキモノ

(a) 漂白セサルモノ

一 人造絹絲製ニシテ天然絹絲又ハフロスシルクト混合セス

二 其 他 八〇〇〇

(b) 染メタルモノ

一 人造絹絲製ニシテ天然絹絲又ハフロスシルクト混合セス

二 其 他 六五〇〇

(c) 捺染シ、染メタル織絲ニテ織リタルモノ

一 人造絹絲製ニシテ天然絹絲又ハフロスシルクト混合セス

二 其 他 七〇〇〇

二五二(d) 編組品及莫大小ニシテ特掲セサルモノ(反物、靴下又ハ手袋ヲ含マス)

一 人造絹絲製ニシテ天然絹絲又ハフロスシルクト混合セス

二 其 他 一〇〇〇〇

二五三(c) リボン品ニシテ特掲セサルモノ(刺繡リボン、又ハ網、ガーゼノリボン等又

ハ天鰐絨リボンヲ含マス)

九〇〇〇

一五〇〇〇

一	ファイギュアーセサルモノ	一一〇〇〇
二	ファイギュアード	一三〇〇〇
	製帽用真田	四〇〇〇
二五	中 混絹製品、刺繡セルモノ、ガーゼ(並クレープ及クレボン)	九〇〇〇
二五	六 レース及レースカーチーフ	六八七五
二五	六 混絹織物ニシテ税表ニ特掲セサルモノ	五六〇〇
二五	八(d) 混絹製編組品、及莫大小ニシテ特掲セサルモノ(反物、靴下又ハ手袋ヲ含マス)	六〇〇〇
二六	〇 中 製帽用混絹真田	三六〇〇

仕立品

二六八(a)中
 婦人及女子用チュブラーハット、裝飾セス、預託見本ト同一ニシテブラーグ
 ー及チエブノ税關事務所ヲ經テ輸入セルモノ

毎 個
 五・一二

分類二二—二六(織物)ノ一般的註中

註三、—金屬絲(線、圓又ハ平)ト結合セル各種ノ織物製品ハ當該織物ノ税
 ノ二割(現在ハ三割)ノ附加税ヲ支拂フヘシ
 註四中—金屬線ニテ刺繡セル刺繡品ノ税算定上基礎織物ヲ基トシ金屬線ハ
 考慮セス

註五中—編組品及網製品(莫大小製品ヲ含ミ)、鉤針編、編組及網レースヲ含
 マス)ハ總テノ編組鉤針編又ハ網製品例ヘハ反物、リボン、フード、ボ
 ンネット、靴下留、手袋、シャツ、パンツ、法衣、カラー、キャミソ
 ール、肩衣、ミットン、ニービス、マントレット、ベビーシューズ、
 エプロン、長及短靴下、財布、ニツテツドドレス、カーチーフ、ヴェス
 ト及類似品ニシテ其形ニ作りタルト否ト又ハ莫大小織物ヨリ切りタル後
 縫ヒタルトヲ問ハス。

編組品又ハ莫大小ノ場合ニ於テホグレテ防ク爲メノ縁、縫、細リボンノ縁
 飾及同品ノ使用上必要ナル普通材料ノ裝飾品例エハ釦ホール、釦、ルー
 プ、フック、バックル、革帶、單ナルドロイイングコード、リボン、總
 輪及類似品ノ如キモノハ無視サル。
 一般税表ニテハ混絹製品(税番二五八)トシテ課税セララル手袋ニ屬スル
 所ノ編ミタル綿、亞麻又ハ羊毛手袋上ノ純絹又ハ混絹ノ細イ刺繡片ハ協
 定税表ニテハ無視サル。
 編組材料又ハ莫大小製流行品(トリムドファンシーアーチクルス)ハトリ
 ミングニ適用ノ最高率ノ流行品トシテ課税サラル。
 單純ナル縁又ハオケーシヨナルステイツチアル織物ニシテ流行品ノ性質

ヲ有セサルモノハ同品ニ適用ノ協定税ノ五パーセント(現在八五—一〇パーセント)ノ附加税ヲ支拂フ可シ。

基礎織物カ刺繡意匠タルモスリン及チユールト結合セルアツブリケ刺繡品ハ税番二七四ニヨラスシテ刺繡品トシテ課税サル。

分類二二—二六ノ一般的註ニ定メタル附加税ノ適用上當該品ニ適用ノ最惠税カ其基礎トナル。

眞田製品

二八一(b)中 製帽用眞田、優良、粗製又ハ漂白セルモノ、麥稈又ハチツブ製ニシテ普通金屬ト結合セルモノヲ含ム

三〇

二八一(c)中 製帽用眞田、極上、即チ絹絲其他ノ織絲、馬毛又ハ金屬線ヲ含メルモノニシテ普通又ハ優良金屬ト結合セルモノヲ含ム

七八〇

二八一(d)中

製帽用眞田、其他ノ極優良材料ト結合セルモノ

一五六〇

税番二八一註、—製帽用眞田ノ税算定上眞田ヲ作ル爲ニ縫合セタル種々ノ紐ヲ考慮セス

革靴

三四〇

各種革靴、織物其他ノ材料ト結合セルモノヲ含ム、—

(a) 重量毎足一、二〇〇瓦以上

一二〇〇

(b) 重量毎足六〇〇瓦以上二、二〇〇瓦迄

一五〇〇

(c) 重量毎足六〇〇瓦又ハソレ以下

三〇〇〇

木製品

三五七中

スキーフレーム、ペーシテツド、ワーニツシユド、其他

二八〇

三五八中

スキーフレーム、裝飾セルモノ、其他

六〇〇

三五九中

税番三五九ニ掲ケタル木材ヲ以テ作りタルタイプ及組タイプ

四三七・五〇

税番三五八—三六〇及三六二註、—インターレークン、フリーンツ及ベルニ—スオーバーランドアーチクルスニシテ預託見本ニ一致シ且カーロヴィーヴ—ア—、チエフ及プラティスラヴァノ税關ヲ經テ輸入セルモノ、—

三五八中

税番三五八ニ掲ケタル木材ヲ以テ製リタルモノ

三五九中

税番三五九ニ掲ケタル木材ヲ以テ製リタルモノ

三六〇中

税番三六〇ニ掲ケタル木材ヲ以テ製リタルモノ

三六二(a)中

税番三六一(a)ニ掲ケタル木材又ハ彫刻材料ヲ以テ製リタルモノ、優良又ハ普通材料ト結合セルモノヲ含ム

九三六

三六二(b)中

同上、極優良材料ト結合セルモノ

五五二

一六九〇

ミーカ(雲母)其他ノ製品、磨紙及磨布

四〇九(a)中

ミーカ又ハミカナイト製品及磨紙、普通材料ト結合セルモノ

五二二・五〇

四〇九(b)中

ミーカ又ハミカナイト製品及磨布、優良材料ト結合セルモノ

一〇八〇

鐵製 品

四四一 中

可鍛鐵製パイプコネクシヨン、—

(a) ラフ又ハ普通ノ加工ヲ爲セルモノ

二八〇

(b) 優良ノ加工ヲ爲セルモノ

三八〇

四五七 中

鍍及大目鍍(ファイル及ラースプ)ニシテ切斷面ノ長サ、—

(b) 一五〇耗ヨリ二五〇耗迄

七六〇

(c) 一五〇耗以下

九五〇

四六一(d)中

家具商用釘及ピンニシテ優良ノ加工ヲ爲シ又ハ普通金屬ノ頭部アルモノ

三四四

四七六(b)中

外科手術機械用腰掛及カツプボード、手術椅子及卓、鐵製(ラフ及ラフペー
ンテツド以外)

七七〇

四八三(c)中

ボール及ローラーベアリング(サイクル用ノモノヲ除ク)、優良ノ加工ヲ爲セ

ルモノ、每個ノ重量、—

一二五斤以上

九〇*

二三斤以上二五斤迄

九六*

三〇、五斤以上三斤迄

一〇八*

*之等稅率ハ既ニボールベアリング(サイクル用ノモノヲ除ク)ニ適用アリ。

四〇、五斤又ハソレ以下

一一〇

四八四 中

インシュレーティングチューブ、紙ニテ内部ヲ裏付セルモノ、ボール及ローラ

ーベアリング但サイクル用ノモノヲ除ク—普通材料ト結合セルモノ

三六〇

四八五 中

家具商用釘及ピン、優良材料ト結合セルモノ

一一〇〇

分類三八ノ一般的註、—分類三九ノ一般的註ニ定メタル附加稅適用上當該

商品ニ適用スヘキ最惠稅カ基礎トナル。

非鐵普通金屬製品

稅番四九七註—醋酸セルローズ引銅線ハ稅番四九七(b)ニヨリ課稅サル

五一七(a)中

家具商用釘及ピン並ターボリン用アイレット(普通製)、銅其他ノ金屬又ハ其

合金製ニシテ普通材料ト結合セルモノヲ含ム

六六〇

五一七(b)中

家具商用釘及ピン、ターボリン用アイレット、家具及銅又ハ眞鍮製家庭用什

五五三

五二〇(b)

器(食卓用什器ヲ除ク)ニシテ優良品

各種物品ニシテ(技術用ノモノヲ除ク)アルミニウム又ハアルミニウム類似ノ合金製、普通又ハ優良材料ト結合セルモノヲ含ム、—

一 アルミニウム板

二 其他ノ品

註、—アルミニウム板ニシテ仕上工程ヲ經タル時ハ稅番五二〇(a)ニ屬ス

一三〇〇

一五〇〇

一六〇〇

機械及裝置

五二六中

蒸溜、冷凍又ハ冷却裝置、—

(a) 鐵 製

(b) 鐵製、普通金屬ノ構成部分品アルモノヲ含ム

(c) 普通金屬製

五二八中

スティームタービン、各個ノ重量、—

(c) 二、五〇〇斤以上一〇、〇〇〇斤迄

(d) 一〇、〇〇〇斤以上一〇〇、〇〇〇斤迄

(e) 一〇〇、〇〇〇斤以上

三二二

三八四

五七六

三九〇

三三〇

三〇〇

五三四(b)中

ワイーヴィング及ウアーピングマシン、シルクワイーヴィング用

註、—協定稅一八九チエツククローネハコードルム、ジャツカード及ウ

エルドールマシン又ハ其他ノ類似機械ニ適用ナシ

稅番五三四註、—シルクワイーヴィング用ワイーヴィング及ウアーピン

グマシンニ定メタル利益ニ浴サンカ爲メニハ輸入業者ハ他ノ條件ニ從

フハ勿論、之等機械ノ使用ニ關シ發行資格ヲ有スル商工會議所ノ證明書

ヲ提出シ且其機械ノ到着工場カ絹絲ヲ製造スル事ヲ證明スルヲ要ス

五三五中

シュイング及ニツチングマシン、—

(a) フレームス、組立テタルモノ又ハ然ラサルモノ

(b) 中 ニツチングマシンノ主要部

(c) 中 ニツチングマシン、フレーム付

五三八中

冷凍及製氷裝置用壓搾機、麵麩製造人及菓子製造人用ミクサー、ニーダー及

ピーター、ローラーフラワーミル、チョコレート製造及クリーム工業用ロー

ラー、—

九〇

一八九

二四〇

一〇〇〇

六八〇

重量二〇〇馬又ハソレ以下 三七五
 重量二〇〇馬以上一〇〇〇馬迄 三五〇
 重量二〇〇馬以上 三〇〇
 通風機、一

重量一〇〇〇馬又ハソレ以下 三三七・五〇
 重量二〇〇〇馬以上 三〇〇

ブルージングミル、一 三〇〇
 重量二〇〇馬又ハソレ以下 三〇〇
 重量二〇〇馬以上一〇〇〇馬迄 二八〇
 重量一〇〇〇馬以上 二四〇

回轉印刷機、一 二四〇
 重量二〇〇馬以上一〇〇〇馬迄 八四
 重量一〇〇〇馬以上 七二

電氣機械及裝置
 ダイナモ及電氣モーター(自動車用機關ヲ除ク)ニシテ機械設備又ハ裝置ト非分離的ニ結合セルモノ
 ヲ含ム、變壓機(回轉又ハ靜止變流器)、每個ノ重量、一

五三九

(a)中、二五馬又ハソレ以下(電氣通風機及通風機用發電機ヲ除ク) 九七五
 (b) 二五馬以上五〇〇馬迄 七〇〇
 (c) 五〇〇馬以上三〇〇〇馬迄 五五〇
 (d) 三〇〇〇馬以下八〇〇〇馬迄 四八六
 (e) 八〇〇〇馬以上 三六〇

五四〇中

電信機、電話機及擴音機ニシテ無線電信又ハ電話機以外ノモノ、一 二一〇〇
 重量五馬又ハソレ以上 三〇〇〇
 重量五馬以下 一五〇〇
 電氣計量機及計算機、一 二六〇〇
 重量五馬又ハソレ以上 三三〇〇
 重量一・五馬以上五馬迄 二六〇〇
 重量一・五馬又ハソレ以下 三三〇〇

五四三中

内燃及爆發機關用電氣爆發裝置(自動車及飛行機機關、自動車用スタート、ラ
 イト及シグナル裝置、アキユムレータ―ヲ含ム) 一一〇〇
 其他ノ電氣裝置ニシテ稅表中ニ特記セサルモノ(マウンテッドカーボンブラツシユ、電氣調理器及
 電熱器並乾電池ヲ除ク)、每個ノ重量、一
 一 二五馬又ハソレ以下 一五〇〇

二 二五疋以上二〇〇疋迄
三 二〇〇疋以上

五五八

一三五〇
一二〇〇

器械及時計

五七六中 蓄音器及類似機械

每 疋

七・七〇

每百疋

三三六

五八二中 ミュジカルボックス
五八五 時計、—

(a) 金側ノモノ、—

每 個

二五

一 腕時計、中央部ノ最大徑三・五糎又ハソレ以下ノモノ
二 其 他

三〇

(b) 銀側又ハ銀鍍側ノモノ、—

一 腕時計、中央部ノ最大徑三・五糎又ハソレ以下ノモノ
二 其 他

一一

(c) 他ノ側アルモノ、鍍金又ハ銀張ノモノヲ含ム

一三

(c) 他ノ側アルモノ、鍍金又ハ銀張ノモノヲ含ム

七

五八六 時計ノ側、—

(a) 金 製、—

一 腕時計用、中央部ノ最大徑三・五糎又ハソレ以下ノ時計用

二〇

二 其他ノ時計用

二五

(b) 銀製(鍍金セルモノヲ含ム)、—

一 腕時計用、中央部ノ最大徑三・五糎又ハソレ以下ノ時計用

七

二 其他ノ時計用

八

(c) 其他(鍍金又ハ銀張ノモノヲ含ム)

二〇八

税番五八五及五八六註、—クラウン、リング又ハ其他ノ金製小部分品ノミア
ル時計ノ側ハ金時計又ハ金側トシテ課税サレス。金張又ハ金テガールンセル
時計及時計ノ側ハ鍍金時計又ハ時計ノ側トシテ課税サル。

每百疋

五八九中 自動車用クロック及クロックムーヴメント、オフィスクロック、[Neuchatel]

クロック、テーブル及マンテルクロック

一四三五*

*本税率ハ既ニ自動車用クロックムーヴメントニ適用アリ。

化學製品、染料

五五九

六一四(a)へ 註、スーフ味料—製造用グルーテン(小麦製グルーテンヲ除ク)、許可ヲ受ケ

且管理ノ下ニ

六二二中 ソリツドメタルデハイド(ソリツド「メタ」燃料) 一四五

註、一五〇チエツククローネハ小實用ニ作ラレタル上記燃料ニ適用サルヘシ。

六二二六 税表中特記ナキ染料(群青ヲ含マス) 五〇〇

〇一部鉄鐵及秣用玉蜀黍ノ税引下 六月十日附同十八日ヨリ十二月三十一日迄有効ノ命令ニヨリ鉄鐵ニシテ〇〇

五パーセント以下ノ燐ヲ含ムモノニ對スル輸入税ハ每百斤一五・二〇チエツククローネヨリ九・五〇チエツククローネ

ニ引下ケラレタ。本引下税率ノ適用ハ引渡商會ノ上記割合以上ノ燐ヲ含マサル旨ノ申告書提出ヲ條件トス。

同日附六月十八日ヨリ有効ノ命令ニ依リ輸入秣用玉蜀黍ノ税ハ每百斤六チエツククローネニ引下ケラレタ。

〇税率引下(洪牙利トノ通商條約) 左表ハ昨年五月三十一日ブラーグテ調印セルチエツクソロヴァアキア、洪牙利間

通商條約ニ規定セルチエツクソロヴァアキア輸入ノ一部洪牙利物産ニ對スル引下税ニシテ右税率ハ本條約實施始日(八

月八日)以降チエツクソロヴァアキア輸入ノ本邦産同種品ニモ適用サルヘシ。

税 番 品 目 條約ニ定ムル 引下 税

食料、飲料、動物、其他

二七中 秣用玉蜀黍

チエツクソロヴァ
アキアクローネ
每百斤 六

三二中 やはづ豌豆 六

三五(a)中 總量一・五斤ヲ超エサル荷造トセル食卓葡萄—八月一日ヨリ十一月三十日

迄ニ輸入セルモノ 一二〇

三六中 胡 桃、— 一二〇

脱穀ヤサルモノ 一二〇

脱穀セルモノ 一四〇

三七中 優良食卓果實、— 三四

杏—七月一日ヨリ八月十五日迄 三四

櫻坊及黒櫻坊—六月一日ヨリ七月三十一日迄 五二・五

三九中 クラツシユドフルーツ(フルーツバルブ、フルーツマスト)、— 四〇

杏 其他ノ果實 七〇

四二 キヤベツチ、新鮮ナルモノ 一六

四三 次ノ優良食卓蔬菜、— 八〇

ア—リーポテト—、—七月一日ヨリ三十一日迄 八〇

トマト—、—八月一日ヨリ九月十五日迄 五〇

青豌豆、莢中ノモノヲ含ム—五月十五日ヨリ六月十五日迄 三五

莢中ノ隠元豆及青隠元豆―六月一日ヨリ八月三十一迄
胡 瓜、―

六月十五日ヨリ七月十五日迄

七月十六日ヨリ八月三十一日迄

ブラツセルスプラウト―十一月一日ヨリ三月三十一日迄

酸模―三月一日ヨリ四月三十一日迄

コイルラービ、―

四月一日ヨリ六月三十日迄

七月一日ヨリ八月三十一日迄

シュガーメロン

ウォーターメロン

四 六 罌粟種及熟セル罌粟頭

四 九(b)中 深紅色クローヴァー種

五 三 各種ノ種子、エンヅエロップ入及小賣用類似品

七 一 中 ルピカ、ノニアス、フアリオソ、ギドラン種又ハ其係統ノ馬、英國産トアラ

ピヤ産ノ雜種、上ニ示セル種屬ノ雜種、―

三五

七〇

五〇

四〇

二六

五〇

一〇

四〇

無 稅

五〇

四〇

五〇〇

五〇〇

每 頭

九〇〇

五五〇

七 三 各種ノ家禽(羽毛アル獵鳥ヲ含マス)、―

(a) 生活力ヲ有スルモノ、―

鴨 及 蒼 鷺

其 他

(b) 生活力ヲ有セサルモノ、並クリーンシ、毛ヲ抜き、足ヲ切り去リタ

ルモノ

每百斤

三三・六〇

五六

一三一・二五

一一〇

一六八

一・四四

八四

二一〇

一〇 九 中 一部ノ特定洪牙利ワインニシテ洪牙利官憲ノ證明書ヲ添付セル場合、―

樽 詰

七 五 中 淡水魚、生鮮ナルモノ

一〇 二 中 菜種油、樽、管又ハブラツター入

註、―菜種油沈澱物、眞實ノ油容積ノ百分ノ一毎ニ

一〇 四 中 日向葵種油ニシテ本油カ日向葵種ノミヨリ抽出サレタル事ヲ證明スル有資格

當局者發行ノ證明書ヲ添付セル場合

罐詰

五六四

四八七・五

- 一一〇中 洪牙利産泡立性ワインニシテ洪牙利有資格當局者發行ノ原産地證明書ヲ添付セル場合 一二〇〇
- 一一四 ビスケツト及填物ナキ菓子、ラスク 三八五
- 其他ノ麵麩製造人製品 五六〇
- 一二七(a)中 生鮮ナル豚肉、出血セシメクリンセルモノニシテ死體ノ重量一四〇斤以上又ハ半分ノ重量七〇斤以上ノモノ 一五〇
- 一一八中 洪牙利サラミ 三五〇
- 一一九(b)中 凝乳乾酪 八五
- 一二七中 食用麥芽調製物 七二〇
- 一二九 トマト漬物 二〇〇
- 其他ノ漬ケタル蔬菜 四二〇
- 一三〇中 トマト液汁、コンデンスセルモノ 二〇〇
- 果實漬物、コンデンスドマスト及其他ノコンデンスドフルト及ベリージュイス 四二〇
- 一三一中 次ノ食料品ニシテ鐵葉罐、罐及同種密封容器ニ詰メタルモノ、一
肝トミートトノ煉物 六〇〇

トマト漬物

二〇〇

其他ノ蔬菜ノ漬物

四二〇

硝子壺入砂糖漬果實

四八〇

マーマラード及ジャム

五六〇

食用麥芽調製物ニシテ鐵葉罐等ニ入レタルモノ

七二〇

一三一中及一三二中

織物

一八九中

普通綿織物、五〇番又ハソレ以下ノ織絲ニテ織リ片面五耗平方ノ絲數三八本

又ハソレ以下(バグダツド及マドラスト呼フ織物ヲ除ク)、一

(a)中 平、單ニ綾ニ織リタルモノヲ含ム、一

三 染メタルモノ

一三〇〇

四 一色乃至四色ニ捺染セルモノ又ハ二色ニ織リタルモノ

一六〇〇

五 五色以上ニ捺染セルモノ又ハ二色以上ニ織リタルモノ

一七〇〇

(b)中 ファイギュアード、一

三 染メタルモノ

一五五〇

四 一色乃至四色ニ捺染セルモノ又ハ二色ニ織リタルモノ

一八〇〇

五 五色以上ニ捺染セルモノ又ハ二色以上ニ織リタルモノ

一九〇〇

五六五

一九〇中

普通ノ綿密織物、五〇番又ハソレ以下ノ織絲ニテ織リ片面五耗平方ノ絲數三
八本以上(バゲダツド及マドラスト呼フ織物ヲ除ク)、

(a)中 平、單ニ綾ニ織リタルモノヲ含ム、

三 染メタルモノ

一七〇〇

四 一色乃至四色ニ捺染セルモノ又ハ二色ニ織リタルモノ

一九〇〇

五 五色以上ニ捺染セルモノ又ハ二色以上ニ織リタルモノ

二〇〇〇

(b)中 フイギユアード、

三 染メタルモノ

一八五〇

四 一色乃至四色ニ捺染セルモノ又ハ二色ニ織リタルモノ

二一〇〇

五 五色以上ニ捺染セルモノ又ハ二色以上ニ織リタルモノ

二二〇〇

二一九(a)

網、索及綱具、徑五耗以上、大麻、黄麻、亞麻其他製ニシテ漂白セルモノ、
タールヲ塗リタルモノヲ含ム

二二六

二一九(e)

製網者製品、工業用ニシテ稅表ニ特記ナキモノ、大麻、黄麻、亞麻其他製

四八〇

麥稈製帽子

二六七(c)中

男用及男兒用帽子、幅八耗以上ノリボンニ編ミタル麥稈ヨリ製シ預託見本ト
一致シ特定稅關ヨリ輸入セルモノ、

每個

裝飾セサルモノ

一・五

單ニ藁縁飾ニテ裝飾シソレ以上ニ仕上ケサルモノ

一・五

ソレ以上ニ裝飾セルモノ

三

刷子、其他

每百斤

二七五中

加工セサル剛毛(又ハ剛毛代用品)、藁、ピアツサーウア及其他ノ植物材料製粗
製刷子、木又ハ鐵ノ柄ヲ有シ、染メス、磨カス又ハ漆ヲ塗ラサルモノヲ含ム

四三〇

二七五-六中

稷 藁 筴、

木又ハ鐵ノ柄ヲ有シ着色セス磨カス又ハ漆ヲ塗ラサルモノ

一〇五

單ニ下塗セル柄アルモノ

一〇五

其他

一五〇

紙 製品

二八六中

タールヲ塗リタル厚紙及カートンビール、

サンデツド

三六

其 他

五六八

三〇〇中

紙、厚紙又ハペーパーバルブ製品ニシテ税表ニ特記ナキモノ、

七二

(a) ペーパーバルブ、厚紙、又ハ紙製(税番二九〇(b)、二九四又ハ二九六(c)ニ屬スル紙製ノモノヲ除ク)

三六〇

(b) 税番二九〇(b)、二九四又ハ二九六(c)ニ屬スル紙製又ハ之ト結合

セルモノ若ハ繪又ハ彩色アル總テノ物品、

盆及櫛、縁ヲ金色ニ塗リタルモ其他ニ繪畫又ハ彩色ナキモノヲ含ム

三六〇

其他ノ品、ケース入ノートペーパー、寫真帖、ノートブック、商業帳簿及同種裝釘帳簿

七二〇

護 謨 製 品

三〇九中

パテントシート製品(税表ニ特記ナキモノ)、硬化シ又ハセス、優良又ハ普通材料ト結合シ又ハセス、

縫目ナキモノ(玩具ヲ除ク)並外科用手袋

一九五〇

玩 具

一二〇〇

其 他

一五六〇

三一〇

小兒用玩具、軟質護謨製ニシテ普通又ハ優良材料ト結合シ又ハセサルモノ、

ポ ー ル
其 他

八〇〇

九〇〇

木 製 品

三五一(a)中

ヴエニヤ板及ヴエニヤ板ヲ膠著シテ作レル厚板、箆込ナシ、ラフ

一〇五

三五六(b)二中

硬木製粗製樽、附屬品付又ハ然ラスシテ鐵又ハ其他ノ金屬ト結合セルモノ

一〇〇

三五六(c)二中

櫛ノ家具、普通ノ木ヲ以テヴエニヤーシ、媒色劑ニテ處理シ、着色シ、

二二〇

三五七(b)中

塗漆シ、ワニス塗シ、磨キ又ハ革又ハ普通ノ材料ト結合セルモノヲ含ム

四〇〇

三五八中

優良木材製又ハ優良木材ニテ上被セル家具、着色シ、染色シ、ワニス塗シ、

六〇〇

三五九中

木製家具、精巧ニターニシ又ハ燒入、モールド又ハ切抜裝飾アリ、革又ハ普通

材料ト結合シ又ハセサルモノ、被装シカヴァーセサル家具ヲ含ム
精巧ナ挽抜細工又ハ彫刻アル木製家具、金色、銀色又ハ青銅色、精巧ニ塗色シ又ハ優良材料ト結合セルモノ(革又ハ織物ノカヴァート結合セルモノヲ除ク)

七五〇

三六〇中

木製家具、箆込細工(ブールワーク、ターシャワーク、モザイク)又ハ各種ノ被覆アルモノ

九〇〇

五六九

硝子製品

三八八(b)中 硝子又ハ珙瑯ノフラケツトラムブニシテ護謨、革又ハ鐵製非ニツケル鍍部分
品又ハ普通金屬ト結合セルモノ

三八五

セメント及陶器

三九九 セメント

一三五〇

四〇一(a)中 アスベストセメント瓦

九七・五〇

四二二中 普通粘土ノ普通陶器ニシテ焼入着色シ、釉藥ヲ施ササルモノ

一四

四二五(b)中 粘土パイプ、—

單色

一〇八

二色以上、縁ヲ取り、プリントシ、銀色、金色

一八〇

四二六中 粘土パイプニシテ他ノ材料ト結合セルモノ、—

普通材料ト結合セルモノ

二一〇

優良材料ト結合セルモノ

七〇〇

極優良材料ト結合セルモノ

一八〇〇

金屬製品

四四五中 點火器及其部分品、—

黒厚板金製、粗惡ニ下塗セルモノ又ハ裝飾セル薄板鐵製、粗惡ニ下塗シ又ハセサルモノ

三〇四

薄板金製、平滑ニシ、精巧ニ下塗又ハワニス塗シ、鉛、亞鉛、錫ヲ以テコ

トセルモノ(並葉鐵製)、普通材料ト結合シ又ハセサルモノ

四〇〇

塗漆薄板金製

四五〇

銅又ハ眞鍮鍍薄板金製

六六〇

薄板金製、ニツケル鍍

一四〇〇

珙瑯鐵器

五〇四

四四五(d)中 鎌(サイズ及シツクル)、木ト結合シ又ハセサルモノ

一二八

四五 四 撞木鋏、耨及鋤(鍔ヲ含ム)、木ト結合シ又ハセサルモノ、—

(a) 粗製、カツチングエツチ又ハナローサイドヲ平滑ニセルト否トヲ問

ハス

一四〇

(a) 普通又ハ優良ニ工作セルモノ

一七六

四六六(b)中 ガルヴァナイズドワイヤーノゲーチ及トレリス

四〇〇

四六六中

ワイヤー製掛ラムフノフレーム、精巧ニ塗色シ、亜鉛又ハ錫鍍セルモノ
掛ラムフ用ワイヤーフレーム、塗漆シ又ハ青銅色ニセルモノ

五七二

三五〇

四七三(a)中

普通ノ錠(安全錠又ハ錠前屋ノ藝術的工作ニ含マルルモノヲ含マス)重量每個
三〇〇瓦又ハソレ以下

四〇〇

四七三(b)

安全錠、錠前屋ノ藝術的工作アルモノ又ハナキモノ

六六〇

四七三(c)

普通又ハ精巧ニ作レル錠並錠部分品、ロックスプリングヲ除ク、

九三〇

錠

其 他

五五〇

四八一(c)中

非可鍛鑄鐵製磁瑠器(可鍛鐵ノ連結部分品アリ又ハ木ト結合セルモノヲ含ム)
精巧ニ作り重量每個四〇斤迄

七一五

四八二(a)及
(b)中

點火器及其部分品ニシテ藝術的鑄物及其他ノ優良非可鍛鐵製、可鍛鐵ノ連結
部分アルモノ又ハナキモノ又ハ木ト結合セルモノ

三一五

五一七中

鋼又ハ其他ノ特記ナキ普通金屬又ハ其合金製品(稅表ニ特記ナキモノ)、普通
材料ト結合シ又ハセサルモノ、

四四八

(a)中、普通ニ工作セルモノ、

アンチペロノスベラスプレー

六〇〇

(b)中、精巧ニ工作セルモノ、

アンチペロノスベラスプレー

點火器及其部分品

其他、自動ホツトウオーターヒーターヲ除ク

六〇〇

一〇〇〇

一八〇〇

機械及器具

五二七(b)中

完全ナル輕便機關、農業用

二八八

五二八中

内燃及爆發機關、每個ノ重量、

(a) 二〇〇斤又ハソレ以下

四〇〇

(b) 二〇〇斤以上二五〇〇斤迄

三二〇

五三〇(b)中

打 穀 機

一八〇

五三〇(c)中

鋤ノ本體、鋤ノ頭、モールドボード、犁頸、犁ノ双ノ鐵製

一七一

其他ノ農業用機械及器具(鐵製)、稅表ニ特記ナキモノ

一九二

五三八中

ローラーフラワーム、重量每個、

(a) 二〇〇斤又ハソレ以下

四五〇

(b) 二〇〇斤以上一〇〇〇斤迄

四二〇

(c) 一〇〇〇斤以上

三〇〇

白石用機械、重量每個、

五七三

(b) 二〇〇斤以上一〇〇〇斤迄 五七四
 (c) 一〇〇〇斤以上 三〇〇

五四〇中 電信機、電鈴機、電氣信號機及電氣鐵道安全裝置、電話及マイクロホーン、ライティングアーレスター(ライティングコンダクターヲ除ク)、電氣計算及計量器、重量每個、—

(a) 五斤及ハツレ以上、—

電鈴機、信號機及鐵道安全裝置

其他(電信及電話機、マイクロホーン、計量器及計算器ヲ除ク)

(b)中、五斤以下、電信機、マイクロホーン、電話機、計量及計算器、無線電信及電話機ヲ除ク

線電信及電話機ヲ除ク

五四一 スイツチ及接觸裝置、裝配セル信管及同種ノ電氣傳導裝置、總テホルダー(箱及類似品)中ニアルモノ、重量每個二五〇瓦迄

マウンテッドホルダー及マウンテッドスタンド、電氣白熱燈用

五四二中 電氣白熱燈及其部分品、白熱燈用マウンテッドホルダー及マウンテッドスタンドヲ除ク

二六〇〇

雜品

五九九(c)中 ポタツシユ、八五パーセント迄ノ炭酸加里ヲ含ムモノ 四二

五九九(e)中 ポタツシユ、八五パーセント以上ノ炭酸加里ヲ含ムモノ 八一

六一一 各種ノ膠 一七五・五

六一五 壓縮釀母 三八五

六二一中 「Gaz de Blau」溶解セルモノ 四五

六三七中 リゾフォルム製造用加里鹽基ヲ有スル軟質石鹼、許可ヲ受ケ且條令ニヨリテ定メラル可キ條件ト取締ノ下ニ 七〇

○稅率引下(墾地利トノ通商協定) 次ノ表ハ七月二十一日調印セル墾地利チエツコスロヴァキア間補修通商協定ニヨリテ規定セラレタルチエツコスロヴァキア輸入ノ一部墾地利品ニ對スル引下關稅ヲ示スモノテアル。

之等ノ引下稅ハ八月十日實施セラレタルチエツコスロヴァキア輸入ノ同種本邦品ニモ適用サル。

稅 品 目 協定ニ定メタル引下稅

農産物、其他

チエツコスロヴァキアクローネ 每百斤

五二中 バインシード 一二〇

六二(b)中 ウッドフラワー 一〇・五〇

七一 中 馬、—

(a)中、二才以上、—
 ペデイグリーハフリンガーブリード
 ペデイグリーノーリツクブリード
 (b)中、ペデイグリー及ノーリツクブリード、二才迄
 フルトワイン、塊地利ノ一部特定地方ニ原産シ塊地利ヨリ來ルワインニシ
 テ塊地利ノ有資格當局者發行ノ原產地證明書ヲ添付セルモノ、—
 樽 詰
 樽詰(フルトワインヲ含マス)

每 頭
 九〇〇
 一一〇〇
 五五〇
 每百斤
 二一〇
 四八七・五〇

綿

一八四中 綿織絲、双絲、漂白セサルモノ、—
 (a) 英番 一一二迄
 (b) 英番 一二以上二九迄

一七二
 二二六

羊毛及其他ノ動物ノ毛

二二五へ 二二五(a)及(b)註、—人間ノ毛馬毛又ハ山羊毛及類似品五ニ混合セルモノ
 ヲ含ム(羊毛ノ混合ナク)米突番五迄、漂白セサルモノ、—

單 絲

二本以上ヨリナルモノ
 二二九中 チロールローデン、特定税關ヨリ輸入セルモノ
 二三八中 矩形ノフェルトシート、工業用シエーフトフェルト、—
 (a)中、動物ノ毛ノ粗製フェルト製
 (a)中一、其他ノフェルト製、捺染セス
 縮ミタル馬毛、織物ニセルモノヲ含ム

一四四〇
 三八四
 一四四〇
 四一〇

絹

二五三(c)中 人造絹絲製リボン、天然絹絲又ハフロスシルク混入セサルモノ、—
 ファイギュアーセス
 ファイギュアード
 二五九(c) 混絹製リボン、刺繡又ハ天鷲絨リボンヲ除ク、—
 一 混絹リボン、畝織様ニ織リタルモノ、幅六釐以下、黒、灰又ハ褐色ニ
 染メタルモノ(帽子リボン)
 二 其他、ファイギュアーセス
 三 ファイギュアード

一〇〇〇〇
 一一〇〇〇
 五八五〇
 七〇〇〇
 八四五〇

仕立品

五七八

二六七(a)中	絹以外ノ各種材料製帽子(キャツプ)	每個
二六九	各種ノ帽子(ハット)、飾付	一二
二七二(a)中	雨傘及日傘、混絹ノカウアーアリ、貴金屬ノ裝飾ナキモノ	一六
二七四中	男用カラー及カフス、一	一七
	税番一八九ニ屬スル綿織物製	每百疋
	其他ノ綿織物製	一一〇〇
	婦人、女子及兒童用下着及輕裝品ニシテレース又ハ刺繡ノ裝飾アルモノ、一	四一〇〇
	税番一八九又ハ一九〇ニ屬スル綿織物製	六五〇〇
	税番一九一又ハ一九二ニ屬スル綿織物製又ハ亞麻若ハ羊毛織物製	一〇〇〇〇
	絹又ハ混絹織物製	二三〇〇〇
	税番三四六(a)ニ屬スル毛皮商品、一	一五〇〇〇
	混物ナキ真ノ絹ニテ裏付セルモノ	九〇〇〇
	他ノ織物ヲ以テ裏付セルモノ	

紙及紙製品

二八五中

厚紙(臺紙)、一

六〇

(a)中、手製厚紙、重量每平方米三〇〇瓦以上

(c)中、優良厚紙及ベイントシ又ハ色ニテファイギュアーセル總テノ厚紙、

イムプレスデザインアルモノヲ含ム、ヴァルカナイズドファイバーヲ

含マス

二二五

二九六(c)中

クレープペーパー

二五二

二九八

プリンテッドアーチクル、廣告物及貼札、一

(a) 二色以上又ハ金、銀色ニベイントセルモノ又ハ寫真機械的工程ニヨ

リ製レルモノ

一〇八〇

(b) 其他

四二〇

三〇〇中

紙、厚紙、又ハペーパーバルブ製品ニシテ税表ニ特記ナキモノ、一

(a) ペーパーバルブ、厚紙又ハ紙製、税番二九〇(b)、二九四及二九六

(c)ニ屬スル紙製ノモノヲ除ク、一

ボツトルストツバー用ディスク

二五〇

其他

三五〇

(b)中、税番二九〇(b)、二九四及二九六(c)ニ屬スル紙製又ハ之ト結合

セルモノ若ハ繪又ハ彩色アル紙製、一

五七九

葉卷及紙卷煙草ホルダー、金色ニテ裝飾セルモノ
ケース入ノートペーパー並寫真帖、ノートブック、商業帳簿及同様製
本商々品

三六〇
八二〇

(c) 優良材料又ハ製本布ト結合セルモノ、
商業帳簿及寫真帖
其他、人形及玩具ヲ除ク

一〇五〇
一二〇〇

護 謨 製 品

三一 二 中 包装用護謨シート、アスベストト混リタルモノ
三二〇(c) 工業用護謨パツキング

八〇〇
一二〇〇

油布及同製品

三二 二 五 油布、稅表ニ特記ナキモノ、並ワツクストモスリン及ワツクストタフエタ、
(a) マークドオフパターンナキ反物
(b) 形ニ切りタルモノ及マークドオフパターンナル反物
三二六(a)中 帽子ノ革(汗革代用品)

一五〇〇
一七〇〇
一〇〇〇

革 及 革 製 品

三二 八 中 牛革及馬革、靴底革ノ様ニ加工セルモノ(並ドライヴィングベルト用革)、
(a)(一) 植物質ニテ黒ク鞣シタルモノ

四九三*

* 本率ハ既ニ白耳義トノ條約ニヨリテ特定ノ一稅關ヲ通シテ輸入セル本品ノ一定數量ニ適用サル。

(b)(一) 植物質ニテ黒以外ニ鞣シタルモノニシテ屑革

三九〇

(c) 屑 革

二四五

三三 八(a)中 自轉車ノ鞍、金屬部分品ナキカ又ハ裝具、パツクル、リング及其他ノニツケ
ル鍍又ハ其他ノ金屬鍍セサル鍍又ハ鋼部分品アルモノ

一三五〇

三三 九 中 鞣製造商商品、革、油布又ハ織物製、

(b) 金屬ノ裝具アルモノ(鐵及鋼ヲ除キ、ニツケル鍍又ハ普通金屬鍍セ
サルモノ、貴金屬ヲ除ク)、普通又ハ優良材料ト結合セルモノヲ含ム、

革財布ニシテニツケル鍍ボールロツキングデヴァイスアルモノ

其 他

二〇〇〇
二三〇〇

(c) 極優良材料ト結合セルモノ並小間物品ニシテ革ノミヨリ作りタルモ
ノ重量毎個一疋以下

四五八〇

木及彫刻其他ノ材料

三五二(a)中 木型(家具フレーム其他用)、平又ハ浮彫、青銅、金銀色又ハ精巧ニ塗色セルモノ、—

幅三糎以上

幅三糎又ハツレ以下

五二五

三五三中 フレーム(繪畫、鏡其他用)、税番三六二ニ屬セサルモノ、—

六〇〇

(a) 税番三五二(a)、一及二ニ屬スル木型製

三七五

(c) 税番三五二(a)、四及(b)ニ屬スル木型製

九〇〇

三五四中 木又ハケン製杖、—

(b) 粗製、ステインド、カラード、ヴァニツシユド、ラツクワード又ハ

ポリツシユド、先環アリ又ハ無キモノ

二七〇

(c) 良製、又ハ普通材料(先環以外)ト結合セルモノ

四五〇

(d) 優良材料ト結合セルモノ

一〇〇〇

(f) 極優良材料ト結合セルモノ

二四〇〇

三五六(a)中 次ノ普通木製品、削リ又ハ然ラサルモノ(平又ハ浮彫)、粗雜ニターン又ハカ
ーヴセルモノ、膠着、ジョイントツド又ハ其他ノ方法ニテ結合セルト否トテ

問ハス、—

ラフ、其他ノ材料ト結合セサルモノ、—

軟木製箱

一一〇

挽抜細工用小板、硬木製又ハ普通木材テヴエニアーセルモノ

一五〇

硬木製又ハ普通木材テヴエニアーセルブートトリ、ウツドンヒール、

鉋及鋸ノ木材部ノストツク

二〇〇

三五六(b)中 硬木製又ハ普通木材テヴエニアーセルブートトリ、ラフ、鐵又ハ其他ノ

普通金屬ノ裝具アリ又ハ然ラスシテ鐵其他ノ普通金屬ト結合セルモノ

二八〇

三五六(c)中 ステインド、カラード、ヴァニツシユド、ラツクワード、ポリツシユド又ハ

革又ハ普通金屬(税番三五六(b)ニ掲ケタルモノヲ除ク)ト結合セルモノ、—

軟木製箱

二四〇

註、—鉛筆製造用カラード又ハステインドライム又ハアルダーノ小板、許可

ヲ受ケ條件ニ從ヒ且條令ニヨリテ定メラル可キ管理ニ服スル事ヲ條件トシ

三三二

硬木又ハ普通木材テヴエニアーセル家具及箱、—

家具

二二〇

箱

三五〇

三五七(b)中 櫻ノ木ヲ以テ作りタルバイブ軸、ステインド、着色シ、ワニス塗シ、塗漆シ、

磨キタルモノ其他

五八四

三五八中

次ノ木製品、精巧ニターシ又ハ焼入、スタムブド若ハ切抜裝飾アルモノ、
革又ハ普通材料ト結合セルモノヲ含ム、被装セルモノ但カヴァーイセス、
ブレインストツク

四〇〇

箱

織物機械用ホツピン

二六〇

ブイトトリ、ブイトストツチ、ウツドンヒール

三五〇

三五九中

木製箱及家具、精巧ナル挽抜細工又ハ彫刻アルモノ、又ハ金色、銀色又ハ青
銅色、精巧ニ塗色シ又ハ優良材料(革及織物材料ノカヴァーヲ除ク)ト結合セ
ルモノ、一

四七五

箱

家具

四三七・五〇

三六〇中

木製家具、篋込細工アルモノ

六五〇

三六一(c)中

仕上ケテ了セサルビリアードボール、更ニ製作ヲ要ススヘキモノ、セルロイ
ド及同種品製
セルロイド釘

七五〇

三七五

一九六〇

硝子製品

三七三

電氣白熱燈硝子球

二五〇

石器

四〇〇(a)中

建築用板状マグネサイトセメント及木、ポリツシユ、ペイント又ハラツクワ
ーセス

八

四〇八中

ニツクナツク、塑像、半身像及動物像、漆喰製

五〇〇

土器

四一三(a)中

菱苦土石製煉瓦及瓦、一

重量每個五斤迄

一四

重量每個五斤以上

二一

四一八中

シユタウスゲフヒテ(建築裝飾)、テラコツタ製、釉藥ヲ施シ又ハ施ササルモ

三六

四二六(b)中

粘土パイプニシテ優良材料ト結合セルモノ

六〇〇

五八五

鐵 及 鋼

五八六

四二八(a)	銑 鐵	九・五〇
四二八(c)中	硅素ヲ三〇パーセント乃至九五パーセント含ム硅素鐵	無 稅
四三一中	鐵及鋼條、鍛エ、ロールシ又ハ引キタルモノ、—	
	(a) シエーフセス	三九
	(b) シエーフド	四五・五〇
	(c) デコレートツドアイアン、裝飾セルモノ	五八・五〇
四三二へ	註、—厚サ二耗乃至〇・六耗ノ平鐵、ナイフノ刃身用 コールドローリングミル用フーフ鐵ニシテ幅一〇〇耗以上、厚サ一耗ヲ下ラ サルモノハ許可ヲ受ケ條令ニヨリテ定メラルヘキ條件ト管理ノ下ニ	四五・五〇
四三三中	チエスト用フーフ(ブラツクプレートノモノヲ除ク)、パンチド、ボアード、 ホロイド又ハカツト、—	四七・五〇
	(b) ドレスド又ハピツクルド	一六八
	(c) 其 他	二八八
四三四(a)中	ロールワイヤー	六一・二〇
四三九(a)中	ホロイドリル製造用ホロー鋼條	三九

四四五(b)中	粗雜ニ下塗セルブラツクプレート製又ハドレスドプレート製チエストフーフ 用錠、簡單ニ塗色セルモノヲ含ム	一八四
四四五(c)中	薄板鐵製品ニシテ稅表ニ特記ナキモノ、グラウンド、精巧ニ下塗又ハワニス 塗セルモノ、鉛、亞鉛又ハ錫鍍セルモノ(鐵葉製ヲ含ム)、普通材料ト結合セ ルモノヲ含ム(牛乳罐、點火器及部分品ヲ除ク)	四七五
四四五(d)中	ストツバー、ベイント、プリント、ブロンズ、ラツクワー、エナメル又ハバ ツタンセル薄板鐵製、普通材料ト結合セルモノヲ含ム	六〇〇
	イルミネーション用品及其部分品、琺瑯引薄板鐵製	七五〇
四四五(e)中	イルミネーション用品及其部分品、薄板鐵製、磨キタルモノ、普通又ハ優良 材料ト結合セルモノヲ含ム	一四〇〇
	家底用貯金箱、ニツケル鍍	一八〇〇
四五一(a)	軸、軸ノ滑動部、軸箱及軸ピン、ストリートヴィヒクル用、ラフ、更ニエテ 加ヘサルモノ	一〇〇・八〇
四五二(b)中	普通ノ軸及其部分品、更ニエテ加ヘタルモノ	二三〇
四五五中	乾草、肥料、其他コースフオーク	二八〇
四五六中	鐵床、黒又ハ普通ニ工作セルモノ、重量每個二五斤以上 鎚、大鎚、サイジングツール、スクリユーヴァイス、—	二二〇

五八七